

# 官報

号外 昭和五十六年十月三十日

## ○第九十五回 参議院會議錄第八号

昭和五十六年十月三十日(金曜日)

午前十時二分開議

### ○議事日程 第七号

昭和五十六年十月三十日  
午前十時 本會議

第一 行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案(趣旨説明)

### ○本日の會議に付した案件

- 一、日程第一
- 一、地方公務員法の一部を改正する法律案(第九十三回国会内閣提出、第九十四回国会衆議院送付)
- 一、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第九十三回国会内閣提出、第九十四回国会衆議院送付)
- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付)
- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付)

昭和五十六年十月三十日 参議院會議錄第八号

## ○第九十五回 衆議院會議錄第八号

昭和五十六年十月三十日(金曜日)

午前十時二分開議

### ○議事日程 第七号

昭和五十六年十月三十日  
午前十時 本會議

第一 行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案(趣旨説明)

### ○本日の會議に付した案件

- 一、日程第一
- 一、地方公務員法の一部を改正する法律案(第九十三回国会内閣提出、第九十四回国会衆議院送付)
- 一、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第九十三回国会内閣提出、第九十四回国会衆議院送付)
- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付)
- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本労働組合連合会関係)(第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付)
- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付)
- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付)

行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案(趣旨説明)

規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)(第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付)」)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を除く。及び定期作業員。)(第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付)」)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)(第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付)」)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を除く。及び定期作業員。)(第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付)」)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付)

出、第九十五回国会衆議院送付)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(アールコール専売労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付)

○議長(徳永正利君) これより會議を開きます。

日程第一 行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。中曾根國務大臣。

(國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手)

○國務大臣(中曾根康弘君) 行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

先般、政府は、行政の合理化、効率化を推進するとともに、財政再建に関する緊急な課題に対処するため、去る七月十日に行われた臨時行政調査会の行政改革に関する第一次答申を最大限に尊重し、速やかに所要の施策を実施に移すとの基本方針を決定いたしました。この基本方針に基づき、今般、この法律案を取りまとめ提出した次第であります。

この法律案は、同答申の趣旨にのっとり、行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環として、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間、すなわち特例適用期間における補助金、負担金等に係る国の歳出の縮減措置その他の特例措置を定めることを目的としております。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、特例適用期間における厚生年金保険の保険給付に係る国庫負担については、現行の規定による国庫負担額の四分の三を基準として予算で定める額に減額して繰り入れるものとするとも

に、この措置により厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることがないよう、特例適用期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ、減額分に相当する額の繰り入れその他の適切な措置を講ずるものとする。こととしておきます。

また、船員保険の年金たる保険給付等に係る国庫の負担、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の長期給付に係る国または地方公共団体の負担並びに私立学校教職員共済組合の退職給付等及び農林漁業団体職員共済組合の給付に係る国の補助についてもこれと同様の措置を講ずることとしておきます。

第二に、特例適用期間における地震再保険に係る事務費の一般会計からの繰り入れは、借入金のある年度を除き行わないこととしておきます。

また、自動車損害賠償責任再保険事業、自動車損害賠償保障事業等の事務費の一般会計からの繰り入れについてもこれを行わないものとしておきます。

第三に、昭和五十七年六月から昭和六十年五月までの月分の児童手当に係る所得制限額は、老齢福祉年金の受給者本人に係る所得制限額を基準として政令で定めるものとする。こととしておきます。

また、児童手当に係る所得制限により児童手当が支給されない被用者または公務員であつて、政令で定める一定の所得未済のものに対し、第三子以降の児童一人につき月額五千円の特例給付を行うものとし、当該特例給付に要する費用のうち、被用者に係るものについては、一般事業主から徴収する拠出金をもって充てるものとする。こととしておきます。

なお、児童手当制度については、これらの特例措置との関連を考慮しつつ、その全般に關して速やかに検討が加えられた上、この特例措置の適用期限を別途として必要な措置が講ぜられるべきものとする。こととしておきます。

第四に、特例適用期間に係る公立の小中学校の学級編制等の標準についての政令を定めるに当たっては、特に国の財政事情を考慮するものとする。こととしておきます。

第五に、特例適用期間において、後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律等十七法律に基づき都道府県または指定都市が行う事業等でこれらの事業のうち災害復旧その他災害による危険に緊急に対処する必要があるものを除いたものに要する経費に対する国の負担または補助であつて、通常の国の負担または補助の割合を超えて行われるものについては、当該かさ上げに相当する額の六分の一を減ずるものとする。こととしておきます。

また、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律等三法律に基づき都道府県が特例適用期間において発行を許可された地方債の国による利子補給については、当該補給金額の六分の一を減ずるものとする。こととしておきます。

なお、これらの措置の対象となる都道府県または指定都市に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。こととしておきます。

第六に、住宅金融公庫法及び農林漁業金融公庫法等に基づく貸付金の利率については、特例適用期間において、当該貸付金の貸し付けを行う政府関係金融機関に係る政府からの借入金の最高利率が年六・五%を超える場合には、政令で、当該超える部分の範囲内で、貸付金の区分または種類ごとに当該貸付金の利率に加算する利率を定め、またはこれを変更することができるものとする。こととしておきます。

この場合、居住環境の良好な住宅の建設等の促進または農林漁業の健全な発展のために当該貸付金の融通を円滑にすべき社会的経済的必要性と国の財政負担との調和が図られるよう考慮しなればならないものとしておきます。

第七に、内閣総理大臣または国務大臣が、特例適用期間において、給与の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄付については、公職選挙法第九十九条の二の規定は適用しないものとする。こととしておきます。

以上のほか、これらの措置に伴う所要の規定の整備等を図るものとしておきます。

なお、この法律は公布の日から施行することとしておきます。

以上が、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に關する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。平井卓志君。

[平井卓志君登壇、拍手]

○平井卓志君 私、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま提案の行革関連特例法案の趣旨説明に對し、鈴木総理並びに關係各閣僚に質問を行いたいと思ひます。

総理は、このほどメキシコにおける南北首脳会議に御出席になり、先進諸國の最高責任者の一人として、南北問題の諸懸案について積極的な対応を示され、出席した各國首脳と忌憚のない意見交換を行い、南北問題に新しいページを加えたことを高く評価するものであります。

総理は、さきのオタワ・サミットにおいても、特に南北の對話の重要性を強調されました。今回は、南北問題は軍縮と並んで人類が直面する最大の課題としてとらえ、南北サミットが相互依存と連帯の精神に基づく新たな出発点としての認識のもとに、食糧増産と農業開発を訴えられましたほか、国連包括交渉についての合意を支持されたわけであり、これはまさに世界の平和と安定を願う総理のひたむきな政治理念を披瀝されたもの

として、深い感銘を受けるものであります。わが國は経済、技術協力の分野において、開発途上國の民生安定、福祉の向上に貢献し、それら諸國の経済的自立発展に寄与することは、わが國が果たすべき重要な國際的責務だと考えます。

第二次臨時行政調査會の第一次答申においても「國際社会における貢献の増大」を挙げておられますように、わが國の行政改革とも密接な關係があると云わなければなりません。総理は、このたびの南北サミットの経験を踏まえ、開発途上國に對し具体的に今後どのような施策をお考えになつておられるのか、お伺いしたいと存じます。

さて、わが國は、去る第二次世界大戦により焦土と化した國土を、國民各位のたゆまぬ努力とわが黨政權の適切な政策誘導により、驚異的な經濟成長を通じていまや自由世界第二位の經濟力を有するに至つておられます。これは申すまでもなく、サンフランシスコ講和条約締結以來、わが國が一貫して自由と民主主義ののちつた政治体制を堅持し、外交的には日米關係を基軸とした相互安全保障体制による平和と安全を保持し続けたことには、ほかなりません。

いまわれわれがなすべきことは、この自由と平和と繁榮の享受を正しく受け継ぎ、より強固に、さらに限らない前進によつて二十一世紀の展望を開き、子々孫々の代に向けての基盤を築くことである。そのためには、戦後三十六年、さらには明治以來百十四年の間につくられたもろもろの制度、慣行を新しき時代に對症できるような原動力に立つてこれを見直し、思ひ切つた改革を行うことである。

今日、当面する大きな課題は、これまで高度經濟成長時代に肥大化した行政組織は低成長下の新しい行政需要と価値観の多様化した國民のニーズにこたえて是正することであり、これとともにオイルショックに對症するため発行した公債依存の財政體質を健全化することであり、これこそ、総理が提唱される國家の大計としての行政改革で

あると考えるものであります。  
 今回の臨調一次答申は、「活力ある福祉社会の実現」及び前述の「国際社会における貢献の増大」という基本目標のもとに、とりわけ緊急課題として財政再建のための支出削減に重点を置いたものであります。今回の行革関連特例法案は、いわば財政再建の第一歩であつて、われわれが目指す行財政の改革は、これを手がかりとして、さらに高い視野に立ったわが国のあるべき姿を展望した思い切った改革が必要であります。

総理も所信表明で行財政の改革は避けて通れない国民的課題だと申されるとともに、「行政改革に政治生命をかける」との御決意を表明されておりますが、多くの国民は総理の御決意に多大な期待を寄せております。そこで総理は、これから行わんとする行財政改革のビジョンとはいかなるものか、まずその国家目標をお示し願いたいのであります。

具体的な問題として、まず第一に、今回の行革関連特例法案による三十六本の法案の一括提案の問題があります。われわれとしては、この法案に盛り込まれた各種の措置はあくまでも臨調一次答申を実施するための措置であること、五十七年度から五十九年度までの臨時特例的措置であること、さらにはまた、補助金等の歳出削減の特例であること、を踏まえ、共通の性格のものを総合的な見地から統一的に審議するのが国会審議の効率と問題点の的確な解明になるものと考へます。これがひいては国民が求める行財政改革国会にふさわしいやり方であると確信いたすものであります。この一括提案について総理の御見解を伺っておきたいと存じます。

去る七月の第一次答申に引き続き、来年初夏及び再来年三月の最終答申には、行政組織及び各種制度の根幹に触れる改革案が提示されることになると思ひます。これにより影響を受ける範囲ははかり知れぬほど大きく、その痛みは今日以上のものとなるでありません。各論反対の声は一層高

まるものと考えられるわけですが、総理並びに行政官庁長官の御決意を伺いたいと存じます。

そこで、今後実施することとなる本格的な行政改革の進め方について、二、三考へ方を述べ、政府の見解を伺いたいと思ひます。

まず、行政機構の統廃合及び特殊法人の整理統合の推進であります。わが国の省庁編成は、昭和二十七年の平和条約発効直後に行われた機構改革以降は、基本的には余り変化のないまま推移してまいりました。この間、今日に至る社会経済の変化、行政をめぐる環境の変化には目覚ましいものがあり、今後新しい時代の要請に適切に対応していくためには、この際中央省庁の組織再編成等行政機構のあり方について抜本的な見直しが必要であると考へます。

また、特殊法人については、昭和三十年代からのいわゆる高度経済成長期に行政機能の拡大に伴って大幅に増加してまいりましたが、中には事業発足から今日に至るまでの間に、特殊法人のよくな公的企業主体の業務として存続させる意義が乏しくなっているものも見受けられるわけであり、政府としても現在特殊法人の整理統合を実施中であり、今後は事業のあり方はもとより、経営の仕組みにもメスを入れ、さらに一層の整理合理化を図るべきであると考へます。政府はこれらについて今後どう取り組むのか、総理並びに行政官庁長官に伺いたいと思ひます。

次に、今日、国と地方を通じた行政組織のあり方を見ますと、責任と権限が中央に過度に集中している傾向があるのではないかと思われます。

地方の時代が強叫ばれる中で、依然として陳情行政がまかり通り、その弊害は著しいものがあります。効率ある行政は、行政改革の基本精神と申せましよう。そうした観点からも、去る昭和十九年の一次臨調では、現地性、総合性、経済性のいわゆる三原則が指摘され、国と地方との事務の再配分が求められたのであります。しかしながら

ら、その後政府と自治体との関係を見ますと、大した進展は見えておりません。真になわ張りや行政の重複がないよう、国と地方との機能分担、事務配分の問題をどう考へておられるのか、この際総理並びに行政官庁長官より明らかにしていただきたいと存じます。

また、国と同様、地方公共団体においても行政改革を断行し、行政の減量化を行うことは当然のことと考へます。

特に、地方公務員の定員抑制について国民の間からも強い要請があります。四十二年以降、教育、警察、福祉部門を中心として八十万人に及ぶ定員増が行われておりますが、安易な定員増や不適切な定員管理はいたずらに人件費を増大するのみならず、行政運営の簡素効率化の見地からも適切ではありません。自治体みずからがまずこれに真剣に取り組みべきであります。自治大臣としてこれにどう対処されるのか、強い指導を願いたいのであります。

これとあわせて、地方の定員増につながる国の新たな施策や法令による配置基準については国としても十分に考慮すべきであります。政府としてこの適正化にどう取り組む所存であるのか、お伺いしたいと思います。

この際、特に指摘したいのは、地方公務員の給与、退職金のあり方です。現に国を上回る水準でとかく世論からも批判があります。に、さらに人事委員会の勧告により上積み傾向が見受けられますが、これは是正に取り組み総理、自治大臣の決意を伺っておきたいと思ひます。

次いで、財政再建に関連して、五十七年度予算について伺います。  
 概算要求はゼロシーリングということで、計数は対前年度比五・七増の予算編成ができることになってはおりますが、最近における税収の進捗率の低下のほか、四千億円に上る人事院勧告の平年度化などの歳出膨張要因を考へれば、果たして五十七年度に財政の中期展望で示す一兆八千三

百億円の国債減額ができるのかどうか、厳しい事態が予想されるのであります。大蔵大臣は五十七年度の国債減額についてどのように考へ、また予算編成に臨まれるのか、その基本方針を示されたのであります。

また、資源のないわが国が世界の中の日本として今後とも存立していくためには、防衛、食糧、エネルギーなどの総合安全保障政策の確立に要する経費の増加は必定であります。また、五十九年度までに赤字公債から脱却するには、弱者への適切な配慮は別として、いま以上の歳出削減への切り込みが必要であると思ひます。大蔵大臣は、五十八年度以降財政再建にどのように取り組まれるのか、その際歳入確保のための国民への負担増についてどう考へておられるのか、御所見を伺いたいのであります。

次は、懸案となつております人事院勧告問題があります。この際、政府にお願いしたいことは、人事院は一定規模以上の民間給与をただ機械的な計算で算出するだけではなく、退職金、共済年金等を含む生涯賃金を初めとして、民間における生産性、企業努力や金の置かれていく財政事情を十分考慮すべきではないかと考へるのであります。経営の悪い、赤字の民間会社ではベースアップも賞与も残業料もありません。むしろ職なしのおそれもあります。政府は人事院制度のあり方について原案に立った検討をすべきだと考へますが、いかがでありますでしょうか、お伺いいたします。

次に、情報公開の問題であります。これは民主的な行政のあり方として避けて通れないものと考えます。国民に対してガラス張りの行政を行うことは、行政改革の精神から言ってもぜひとも必要なことだと思ひます。もちろん、情報公開に当たっては、いかなるものでも公開するというのではなく、国民のプライバシーの保護とともに一定の原則を保たなければなりません。行政官庁長官は衆議院の審議で前向きな発言をされておりますが、どのようなプログラムを持たれているの

昭和五十六年十月三十日 参議院會議録第八号

か、お伺いしたいと存じます。

最後に、今回の行政改革に対して一部に財界偏重とか大蔵省主導とかの発言がありますが、これらの批判は全く反対のための、ためにする意見以外の何物でもありません。臨調委員の方々は、減量経営で民間企業を立て直した貴重な体験者であり、硬直した行政の改革にはむしろかっこうの識者であります。また、大蔵省が財政当局として現下の至上命題である財政再建との関連で行政改革に取り組むことは当然なる責務と考えます。

申すまでもなく今回の行政改革は、鈴木総理をリーダーとしたわが自由民主党と政府が一体となった、将来の日本のために根本的な国の立て直しを図るものであります。このためには総理の強いリーダーシップが切に期待されるところであります。総理の御所信を伺いまして、私の代表質問を終わります。(拍手)

【國務大臣鈴木善幸君登壇、拍手】  
○國務大臣(鈴木善幸君) 平井議員の御質問にお答えを申し上げます。

今般、メキシコで開催された南北サミットにおきましては、私は経済協力、なかんずく新中期目標のもとで政府開発援助の拡充に取り組むわが国の積極的な姿勢について述べますとともに、その際、食糧増産、農業開発、特に人づくりが開発途上国の国づくりの基本であることを訴えた次第であります。また、エネルギー分野における協力の重要性についても訴えました。政府といたしましては、今後ともこのような方針に沿い、開発途上国の国づくりの努力に対し積極的に協力してまい

る所存であります。  
なお、今般の南北サミットにおける重要課題でありました国連包括交渉、グロパールネゴシエーションにつきましては、私といたしましてはその政治的重要性を十分認識している次第でありまして、政府としましては、今般の南北サミットにおける合意を踏まえ、国連総会においてできるだけ早期に南北双方の受け入れ得る手続、議題が合意

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案(趣旨説明)

され、包括交渉が開始の運びになるよう協力してまいり所存でございます。

平井議員の行政改革に対する基本的御見解につきましては、私も全く見解を同じくするものでございませぬ。

わが国の行政をめぐる内外の情勢は、きわめて厳しいものがあります。国内的には、経済の高度成長から安定成長への移行過程で、国債残高約八十二兆円にも及ぶ財政赤字を生ずるとともに、人口構成の高齢化、価値観の多様化など、経済社会の新たな問題が投げかけられております。また、国際社会は、政治的には東西間の緊張の高まり、資源エネルギー制約の顕在化、もろもろの経済摩擦の発生、南北問題の深刻化など、国際環境は厳しさを増しております。このような情勢の中で、活力ある福祉社会の建設と国際社会への一層の貢献を果たしていくためには、思い切った行政改革を行わなければなりません。

この新しい時代が求めている行政改革のあり方についてであります。まず第一に、高度経済成長時代に肥大化した行政の思い切った縮減合理化を行い、変化の多い内外状況に機動的に対応できる体制を整えることであると思っております。第二には、安定成長に移行した今日、行政需要とそれを充足すべき財政収入の間に大きなギャップが存在し、巨額の赤字公債に依存せざるを得ない状況に陥っていることにかんがみまして、財政再建が現下の急務であることとあります。

このように考えますと、行政改革と財政再建はまさに表裏一体のものでありまして、国民負担の増大を極力抑制しながら、国民に対する的確な行政サービスを保持していくためには、政府と民間、国と地方との適正な機能分担のもとに、簡素で効率的な政府を実現しなければならぬと私は考えております。

また、行政が円滑にその役割りを遂行していくためには、国民の政府に対する信頼を確保することが必須の条件でありまして、効果的でむだのな

い政府を実現し、公正で民主的な運営を行い、国民から信頼される政府、心の通った行政を実現しなければならぬと存じます。

今回の行政改革関連特例法案が一括法案であることについてのお尋ねであります。平井議員の述べられた御見解にもありますように、本法案は、財政収支の緊急な改善に資するため、臨調第一次答申に指摘された事項のうち、国の補助金等に係る歳出縮減その他の措置につきまして、昭和五十七年度から五十九年度までの臨時特例を取りまとめており、共通の性格を有することから一括して御提案いたしているところであります。

最後に、行政改革に対し、私のリーダーシップに期待するところのお励ましでありましたが、行政改革を進めるに当たっては、国民の生活や産業の各分野において何がしかの痛みを伴う事柄が生ずることもありましようが、わが国の将来のため避けて通れない道でありますので、歴して論ずるにとどまることのないよう、強い決意を持ってこれを推進してまいり所存でございます。

【國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手】  
○國務大臣(中曾根康弘君) 行革の理念と中央地方の関係等々についてまず御質問がありました。

行革の理念といたしましては、日本の行政機構というものは、明治以来、外国の行政機構に比べて負けないほどの優秀性を示し、国家の進展に役立ってきたと思っております。特に日本の公務員制度、公務員の勤勉性等は、フランスの官僚制度に負けないだけの優越性、優秀性を示してきたと私は評価しております。

しかしながら、日本の国是は、百年間、明治以来先進国に追いつくということが中心でありましたために、官庁の機構、性格が大体指導統制という性格を持って、許認可等をもってその道具としてきた性格が非常に強いと思っております。そういう面から縦割り行政というものが生まれ、また中央集

権に偏ってきたということがあったと思っております。

しかし、日本はいまや先進国に追いつきまして、そしてこの許認可とかあるいは指導統制というものが民間の活力を阻害する段階に到達して、いまやこの民間の自由な活力をさらに伸ばして国の発展を図るべき新しい段階にきているように思っております。そういう過去の始末の問題と、それから新しい情報化時代あるいは高齢化時代あるいはコンピュータ時代には備える行政体系をつくっていくかなければならないという、未来に対する挑戦の問題がございます。この二つの問題にいま臨時行政調査会がかかっているわけでありませぬ。

したがって、今後の理念あるいは方針といったしましては、この指導統制的性格を自由に開放していく。したがって、許認可等はできるだけ整理して、許認可官庁は政策官庁に脱皮していかなければならない。それから縦割り行政は、横割りの横をにらんだ統合力を強めていかなければならない。あるいはさらに、国が抱え込み過ぎた仕事はこれを民間に移譲していくべきである、そういうことが現実的課題になっておると思っております。

このようにして許認可等を整理し、縦割り行政の弊を是正してまいり、中央集権の弊を是正してまいるといたしますれば、当然出先官庁は整理されるべきことにもなりましようし、中央に残すべきものは残し、地方に返すべきものは返すという整理が行われなければならぬことになると思っております。

またさらに、中央省庁の統廃合におきましても、その縦割り行政の弊をため、そして横ににらんだ統合力を強めていかなければならぬという点も当然出てくると思っております。そういう点を今後の改革の理念として臨調は取り組んでおりまして、来年の初夏のころに、これらを盛り込んだ改革案を、中央並びに地方、あるいは公務員制度、あるいは特殊法人に対する改革案等々を盛り込んで

提出していただくことを期待しております。政府は、これらの答申を受けましたならば、これを検討いたしましたして、非常に強い決意を持って約束どおりこれを断行する、誠心誠意断行する、そういう考えに立ってまいらるつもりであります。

なお、情報公開問題につきましては御質問がございましたが、前にも申し上げましたように、情報公開は過去の歴史の歪曲を防ぐ、正しい情報を適当なときに公表して、歴史が間違つたように伝えられないという意味において、子孫に対して非常に大きな責任をわれわれは負っております。現代の国民の皆様に対しても、健康やあるいは環境やら、そのほかいろいろな問題について知る権利にわたる責任がございます。そういう意味において情報公開は時の流れでございます。

行政管理庁にいたしましては、すでに一年がかりでその具体案について検討しておりますが、また各党からもその法案を提出していただいております。臨時行政調査会におきまして、部会におきましてこれを真剣に検討することになっております。できるだけ早い機会にこれを成案化して国会に提出したいと念願しております。(拍手)

〔国務大臣安孫子藤吉君登壇、拍手〕  
○国務大臣(安孫子藤吉君) 地方公共団体におきましても、行政改革を推進し、行政の減量化を行うべきことは、御指摘のとおり当然のことでございます。

お尋ねの地方公務員の定員抑制につきましては、地方公共団体の定員増をもたらすような国の施策の抑制、職員配置に関する国の規制、関与の見直し等につきまして、各省庁の御協力をお願いいたしております。同時に、地方公共団体におきましても適正な定員管理を一層推進するよう、さらに指導を進めてまいらる考えでございます。

地方公務員の給与水準につきましては、これまでの指導によりまして漸次低下をしており、退職

手当につきましては是正されつつはございますが、いままなお国家公務員のそれを相当上回っております。この適正化は各地方公共団体における自律機能の発揮が基本となるものではないかと考えている。その促進を図るための方策を積極的に講じてまいらる考えでございます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕  
○国務大臣(渡辺美智雄君) 五十七年度の予算編成の基本方針は、もう一つは国債減額一兆八千億円は来年もできるかということでございます。五十七年度の基本方針は、結論から言えばまだ決まっております。なぜならば、経済見通し等が定まらなから結論は決まっております。私に、そこで一応基本的な考えられることは、まず財政の再建はこれは進めなければならぬ。それから景気の維持、安全保障、民生の安定、国際協調、こういうようなものは引き続き柱になっていかなければならぬ。そのためには、手法としては五十九年度特別国債の脱却、五十七年度おおよそまた一兆八千億円程度の国債の減額は引き続きやっていく必要がある。

そのためには第二臨調の答申を尊重して、これは行政経費の節減合理化、その時代時代に即応したため張りつめた歳出の決定ということであつて、原則的に前年度に対して一般歳出はゼロペーで編成をする。だから大型増税等は念頭に置かない。五十八年度はどうなのか。五十七年度がまだ決まらなから、なおさらこれははっきりしたことは言えないわけでございますが、やはりその安定経済成長路線という考え方に徹底していかなければいけません。また高度経済成長時代の夢がどうも残っており、この頭の切りかえをする必要がある。

したがって、五十七年度の予算をい言ったような考え方や手法によつてまず編成して成立をさせる。そして、ほぼ同じような考え方で、それをベースとして中期財政展望をつくり直す。皆さんにお示ししたものをじっくり直す。したがって、五十七年度の予算がどう決まるかによつてそれから後がかなり開きが出てくる、そう見ておるわけでは重要な私は予算編成になると考えます。当然五十八年度以降も、臨調答申は来年さらにもっと大型のものが出てくるはずでございますから、それを尊重して、行政改革と歩調を合わせて歳出の削減合理化、洗い直しを図っていかなければならぬ。定員の抑制や削減も当然である。

そうなりますと、税負担はどうなんだ、五十八年度以降も全部増税なしかということをよく聞かれます。われわれは財政再建を急ぐ、一方においては行政改革を推進する以上、増税は極力避けるように努力をしていかなければならぬ。問題は、最終的には選択の問題であつて、これは財源がなければ歳出はできないわけですから、歳出を最終的にどこまで切るか、切るのをその程度でやめるかということが選択の問題でございます。高福祉には高負担は当然のことでございます。われわれは高負担は当然のことと、財政を再建し、高齢化社会に対応できるように、国家の財政に余力を持たせなければならぬ。そのことが最終的には国民生活の安定向上と、平和と福祉を守るゆえんである、こう考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣中山太郎君登壇、拍手〕  
○国務大臣(中山太郎君) 人事院勧告制度についてお尋ねでございます。

人事院勧告制度そのもの、つまり民間給与との比較だけではなく、退職金、共済年金を含む生涯賃金、また民間における生産性、企業努力、また国の財政事情等を考慮したものであるべきではないかというお尋ねでございますが、この人事院勧告制度というものは、公務員の給与決定、この今日の仕組みというものは、昭和四十五年以來、日本の安定した労使関係というものをよりよく上げる

るのに非常に大きな貢献をし、それが一つの基盤となつて日本の経済発展に寄与したことも事実でございます。しかし、最近における経済の変化、これから到来しようとする新しい国際経済社会の環境の変化等に備えて、この日本の公務員制度全般にわたる改善、改革というものについて、ただいま第二次臨時行政調査会において検討をされている最中でございますが、この人事院勧告制度というものが最高のものであるかどうか、最善のものであるかどうかということが、臨時行政調査会の調査の結果がやがて出てまいらうと考へておりますが、その結果に基づいて政府は対応してまいらるべきであらうと考へております。(拍手)

○議長(徳永正利君) 小柳勇君。  
〔小柳勇君登壇、拍手〕  
○小柳勇君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま政府から提案された行政改革を推進するための補助金等縮減法案に関連して、総理はか関係関係に基本的な問題をただすものであります。私は、まず最初に、総理の政治姿勢について三つの点を伺いたのであります。その一つは、この臨時国会の冒頭における代表質問で、わが党の同僚議員がH・J・ラスキの言葉を引いて、政治のよしあしを見るには、「老いたる者を見よ、そして幼き者を見よ」と、鈴木総理に政治の哲学と理念の確立を求めたのであります。総理、いかがでございますか。思い出していただきたいと思います。約一カ月の間、衆議院における審議の過程で、そして南北サミットに御出席の中で、この点をお考えいただけましたでしょうか。

今回の法案によりまして老いたる者、幼き者に対する予算だけを見ましても、昭和五十七年度概算要求削減額約八千億円の中で、厚生省関係が七八%に及んでおるのであります。まことに鬼の鈴

昭和五十六年十月三十日 参議院会議録第八号

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時的特例措置に関する法律案(趣旨説明)

昭和五十六年十月三十日 参議院會議録第八号

木善幸内閣と呼んでも差し支えない。

また、さる臨調委員である財界人の話によりますと、総理は、臨調委員の方々が「中長期的な国家戦略がないと仕事がかたくな」という質問をされたのに対して「そう言われましても、私にはそんなものはないし、戦略のあるなしにかかわらず、行政改革は断行しなければなりません」と言われたのであります。私はこれは何か間違ひであり、一國の総理がこのようなことを言われるはずはないと思つておりましたが、総理に確かめておきたいのであります。

國家の大事業とも言うべき行政改革を断行するには、高い政治的哲学が必要であり、総理の強い指導性が望まれるのであります。巷間には、鈴木政權延命のための行政改革とすら批判している者がいるのであります。総理の行政改革に対する理念をいまだ一度確かめておきたいのであります。

次いで、私は、総理の御出席になりました南北サミットについて若干の所見を申し述べながら、あなたの基本姿勢と今後の見通しなどについて伺つておきたいのであります。

総理は、カンクンの対話精神を今後にかつ道々をどのように考へておられるか。私は、総理が演説では包括交渉の重要性を強調されました。しかし、アメリカのレーガン大統領を説得することができなかった。米国の頑迷な姿勢に追隨して、せっかくの南北対話の機会に積極的な役割を果たすことができなかった。まことに残念でならないのであります。途上国に自助を説きつつ、自分は米國追隨では、独自の哲学、自主独立の政治は断れないのであります。とはいへ、私は、今回の失敗にかかわらず、日本政府がさらに積極的な努力を積み重ねることを切望するものであります。総理並びに外務大臣の所見を伺います。

なお関連して、政府の平和と軍縮のための対外経済援助の拡大と原則の確立、そして日ソの貿易と関係改善についても特に総理並びに外務大臣の

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての國の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案(趣旨説明) 一〇〇

誠意ある見解を求めたいのであります。

政治姿勢の第三点として、私は、今回の北伐の夕張新鉱で発生した惨事につきまして、犠牲になられた御家族に心から哀悼の意を表するとともに、総理の所感を求めておきたいのであります。

この災害は天災ではなく人災であります。また、災害発生直後に、林社長は、社員が坑内に取り残されておるにもかかわらず注水を宣言するなど、まことに人間無視と保安軽視の態度をとり、怒りを禁じ得ない。いまはただ、坑内に取り残された方々を一刻も早く家族のもとに帰すことが至上命題であります。救助に全力を挙げるのと同時に、亡くなられた方々の遺族補償と生活保障に十分尽くしていただきたい。特に、地域社会を守るために炭鉱の再建に全力を挙げていただきたい。総理、政府の基本姿勢と、四万の人口を有する夕張市民の半数以上がかかわつておる再建問題について、誠意ある答弁を求めたいのであります。

さて、本題の行政改革について、私は所見を申し述べつつ、総理、あなたの確固たる姿勢と明確な答弁を求めたいのであります。

もともと行政財政改革とは何でありましようか。それは、行政財政の民主化であり、時代の要請を先取りする質的な改革でなければなりません。言葉をかえて申しますならば、国民の求めておる行政財政の改革とは、政官財の三者の安易なもたれ合いによつてもたらされた利権と汚職の構造にメスを入れ、清潔でしかも公正な行政制度を確立し、国民に信頼される行政をつくり出すものでなければならぬと考えるところであります。総理の犯罪とも言われ、国民に大きな衝撃を与えた五年前のロッキード事件以来、行政改革を求めめる世論の潮流は、何よりも、政府と、これと癒着を強化する財界、そしてこれらに追隨する官僚機構の徹底した改革を求めてやまないものであります。事は、ロッキード事件に限られません。行政の腐敗の根は、あの韓国のソウルの地下鉄工事の入

札などの日韓経済協力にまつわる疑念を初め、海外の資源確保や経済援助にかかわる拡大を見せ、政府と行政、そして企業三者がもたれ合う利益の供与と還元仕組みを国民の前に明らかにしてきたのであります。大企業中心の公共投資がすでに八十二兆円もの赤字国債をつくり出し、国民の肩にのしかかっているのがその具体的なあらわれであります。

総理、昨年の衆参同時選挙によつて自民党が多数を獲得したからといって、第一に改革されるべき構造的腐敗の実態を忘れられては困るのであります。

特に、政治資金の現況を見ると、政府与党と大企業との癒着はますます沼の深みに入つているのであります。去る八月四日の各新聞は、全紙挙げて自民党各派閥に対する大企業の献金の実態を暴露しております。総理、こうした暗い政治資金の現状を放置したままでは行政改革の国家的事業を遂行することは問題であり、無理があるのではありませんか。国民の大多数を納得させるものにはならないと私は考えるのであります。少なくとも行政改革を進める前提として、政治資金規正法の抜本的な見直し改正と、自民党の総裁として自民党の体質改善を断行すべきではないかと思つたのであります。いかがでございませう。総理の決意のほどを伺つておきたいのであります。

わが日本社会党に対して、行政改革反対の社会党などというデマと誹謗が流されておりますが、冗談ではございませぬ。わが党は土光答申が出る一カ月前に、すでに「国民のための行政財政改革をめざして」という百七十一ページ一万語に及ぶ中間報告を世間に発表いたしました。それを内閣総理大臣、あなたにも申し入れをしております。また、土光臨調会長にも申し入れをいたしておるところであります。すなわち、行政改革の目標は、何よりも平和を守り、福祉を最優先し、分権自治を確立することであり、その実施のために、民主、公正、効率の三原則で改革を進めることを主

張しているのであります。いま国民世論の最大公約数がここに存すると確信するのであります。

その具体的方法としては、まず腐敗の構造を徹底的に改革するとともに、一部の特権やむだをなくし、不公平な税制などを是正することであり、また、情報の公開制度や行政の監察制度を確立し、閣僚や議員、高級公務員の資産は公開制とし、あわせて中央集権の閉鎖的な官僚政治を住民の参加し得る地方分権の政治に改め、国民生活に密接な関連のある福祉や教育などの充実を図つていくべきものと思つておられます。

とりわけ、この国会に提出されました政府の一括法案、すなわち七項目三十六関係法律を一本にまとめた法案は、まことに失礼ではあります。これは行政改革の名に値しないものであります。五十七年度予算概算要求のゼロシーリングの隠れみのでしかありません。

総理、あなたは、衆議院での審議過程での批判を率直に受けとめ、行政改革の理念と戦略を再構築されて、国民のだけれどもその内容を理解し、協力し得る方向に転換すべきだと考えますが、いかがでございませう。

臨調の第一次答申において、総理も繰り返し、行政改革の理念の方向は、国内的には「活力ある福祉社会の実現」を目指し、対外的には「国際社会に対する貢献の増大」を図ることとされました。総理、あなたが「活力ある福祉社会」を目指す以上、まず政府は明確な将来計画「ビジョン」を示すべきであります。単に「民間活力の導入」とか「個人の自立自助」のみを繰り返していてもそれはむだであります。私は、そのために、社会的な長期的趨勢と経済の中期展望とを見据えて、時代の変化に構造的に対応していくのでなければならぬと考えます。ところが政府は、そうした認識も展望も示してこなかったものであります。

また、わが國が「国際社会に対する貢献の増大」を図るためには、政府は平和と軍縮の路線に徹し、いたずらに仮想敵國をつくらず、そして特に

対外経済援助の増大に当たっては平和と民生安定の目的を厳しく遵守すべきであります。いかにございませうか。そのためにはいまの外務省の行政機構の改革こそ急務だと考えますが、外務大臣の見解を求めます。

次に、行管長官にお尋ねいたします。

一月余りの衆議院における審議によって、法案の形式はともかく、どのような問題がどのように整理されたのか。たとえば年金基金への返済の方法や四十人学級計画の進め方などについて、具体的に正確に御説明をいただきたいのであります。

なお、随調の基本方針でもあります。「増税なき財政再建」について、政府の基本姿勢を明らかにしていただき、そして特に実質的な増税になつております現在のこの実態をどう是正していくのか、これは総理大臣に明快な答弁を求めたいのであります。

最後に、人事院勧告について申し上げます。

公務員のストライキ権のかわりに制定された人事院制度が今日まで公務員労務使問の問題解決にどれほど尽くしたか、その役割を高く評価しなければなりません。今年度の給与問題につきましても民間に準拠して妥当公正に勧告していただきまして信じます。この人事院勧告を尊重することは法治国家の政治と行政の基礎であります。人事院勧告の即時完全実施を鈴木内閣に強く要請して、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) 小柳議員にお答えを申し上げます。

まず、行政改革についての私の理念をお尋ねでございます。

先刻、平井卓志議員の御質問にお答えをいたしましたとおりでありますので重複を避けたいと存じますが、社会的経済的に恵まれない方々に対しては、生活保護基準の維持などを初め十分配慮してまいり所存でございます。私は、行政改革のようなどかく総論と各論の乖離しがちな仕事は、

一歩一歩着実に前進させることが最も肝要と心得ております。今回の法案もまさに千歩のうちの一歩であります。このような試みの積み重ねによって行政改革を達成したいと存する次第であります。

次に、南北サミットについてお答えいたします。

過般の南北サミットは、南北の主要二十二カ国の首脳が一堂に会し、開発のための国際協力の将来と、世界経済の活性化をテーマに意見交換を行いましたところの、史上初の世界的規模の首脳会議であり、その歴史的意義はきわめて大きなものでございます。政府といたしましては、カンクンにおける首脳間の合意ののちとて、今後とも南北対話を積極的に推進をし、実りある南北関係の構築に向け一層の努力を継続してまいり所存でございます。

なお、米国内に追従したのではないかとのお尋ねでありましたが、そのような御指摘は全く当たりません。

国連包括交渉の問題につきましては、米国内閣連権発足以降、国連における折衝が停滞しておりますが、今般、南北サミットにおいて、国連におけるこの問題の審議再開が決定されたことは前進であると評価いたしております。

なお、経済協力につきましては、わが国は平和国家として、また自由世界第二位の大きな経済力を有する国として、経済協力を通じて世界の平和と安定に貢献していくとの観点から、経済協力の積極的拡充に努めております。このため、政府開発援助につきましても、去る一月に新たな中期目標を設定し、政府開発援助の積極的拡充に努力を払っている次第であります。

次に、日ソ貿易についてであります。貿易を含むソ連との経済関係が、従来より無原則な政経分離を排しつつ互恵の見地より進められてきておりますことは御承知のとおりでありまして、政府といたしましては、今後ともかかる方針を堅持し

てまいり考えでございます。

なお、申すまでもなく、ソ連はわが国にとって重要な隣国であります。政府といたしましては、ソ連との間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確認することを望んでおり、対ソ外交は今後とも長期的視点に立って思慮深く進めてまいりたいと考えております。

北炭の夕張新鉱の大惨事についてのお尋ねがございました。

まずもって、今回の災害によって犠牲になられた方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

本日未明、災害現場の鎮火が確認されたところでもありますので、罹災者の収容につきましては、一刻も早く御遺族のもとへ戻りますよう、政府としても指導督促してまいり所存でございます。

御遺族の補償につきましては、政府の労災保険のほか、労使協定等による所要の補償につき、適切な指導に努めてまいります。

また、今後の北炭の再建問題につきましては、事故原因の徹底的な究明に基づく保安対策の確立を見きわめた上、労使の再建に向けての取り組み姿勢、債権者の支援見直し、地域経済への影響などを十分踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、行政改革の前に政治資金規正法を見直せとの御意見がございましたが、この問題は、かねてから申し上げておりますように、選挙制度や各党の政治活動そのものに直接関連している問題でありますので、まず各党間において十分論議を尽くしていただく必要があると考えております。

なお、自由民主党に対して御批判がございましたが、私は、現在の自由民主党が完全無欠の政党であるとは申せませんが、しかし、広く国民各層から推された有為な人材が集まった政党であること自負いたしております。ただ、現状に満足することなく、今後とも国民の負託にこたえていくた

め、党の体質の改善、近代化に取り組んでまいり所存であります。

衆議院における本法案の審議過程における各般の御意見は、御指摘をまつまでもなく、今後十分参考にさせていただきます。

活力ある福祉社会についてであります。臨調第一次答申も指摘しておりますとおり、来るべき高齢化社会等のもとにおいては、社会の活力を維持し、かつ高めるために、個人の自立自助の精神に立脚し、家庭や近隣、職場や地域社会での連帯を基礎としつつ、効率のよい政府が適切な負担のもとに福祉の充実を図っていくことが望ましいと考えております。具体的には、今後さらに各方面での論議を深めつつ、国民的なコンセンサスを形成してまいりたいと存じます。

増税なき財政再建についての基本姿勢を明らかにせよとの御質問であります。できるだけ国民に負担をかけないよう行政の効率化を図り、納税者の立場に立って行政改革を進めたいと存じます。五十八年度以降も、随調の御意見を尊重し、まず各種制度、施策について不断の合理化、適正化を図ることに全力を傾注したいと考えております。

現在、私は、五十七年度予算編成を増税に頼ることなくこれを編成し、財政再建を推進することに努めておりますが、現段階において将来の増税を念頭に置いておるようなことはございません。

なお、所得税減税につきましては、国際的に見てもわが国の所得税負担の水準はむしろ相当低い状況にあり、財政の現状から見て、実際問題として特例公債脱却の明白な目途がつくという事態になりませんと、なかなか困難な選択ではないかと考えております。

人事院勧告につきましては、これまで維持されてきた良好な労使関係、現下の厳しい財政事情など諸般の事情を総合的に勘案して慎重に判断をする必要がおりますので、引き続き給与関係関係会議において検討を行うことといたしております。

昭和五十六年十月三十日 参議院會議録第八号

以上、お答えをいたしました。残余の点につきましては所管大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

〔国務大臣園田直君登壇、拍手〕

○国務大臣(園田直君) お答えをいたします。

南北サミットの包括交渉の問題であります。南と北が議論をし、討論をやるうちに理解がだんだんと深まりまして、これが国連の場においてやろうということに結論が出たわけでありまして、したがって、これは一歩前進である。なお、御発言のとおり、国連交渉においてわが日本の責任もますます大きくなってきたと考えております。

次に、日ソの貿易改善の問題であります。総理のお答えになったとおりでありますけれども、御承知のとおり、アフガニスタンにソ連が侵入以來、それぞれ西側はこれに対する制約を加えております。その他の問題等がありますので、政経分離することなしに、全般の考え方として改善の方向に向かいつつ慎重にやるべきものと、息長く行動したいと考えております。

次に、平和と軍縮の問題であります。これは御承知のとおりでありまして、南北問題にいたしましても、南の国の累積赤字は概算して五千億、これに年々八百億以上の加算額があるわけでありまして、世界各國の軍備の費用は概算してこれまた五千億。これから考えますと、きわめて大変な問題であります。これが一つの世界不安の動機にならぬとはだれも断言できないわけでありまして、したがって、軍縮と経済協力の問題はきわめて大事であると考え、そういうように努力をしたと考へ、総理も南北の問題で初めて世界各国に先駆けて発言をされたわけでありまして、

なお、これに伴う外務省の機構改革の御発言がありました。これは省々、省々と同じに必要で動的な国際情勢に應ずる体制をとることは必要でありますから、十分研究をいたします。

以上、お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 衆議院段階で、特にこの法案中間点として指摘されて質問が集中いたし、政府が重ねて所信を表明してきた事項は次のとおりでございます。

第一は、厚生年金等に係る国庫負担金の繰り入れ等の特例に関する問題、公立小中学校の学級編制の標準に関する経過措置の特例に関する問題、臨時答申に基づく児童生徒の増加に伴う教職員増員の弾力的対処に対する縮減措置の問題、それから児童手当に関する全般的検討と存続の問題、それから国保の都道府県負担創設に係る概算要求

業金融公庫の貸付金利の問題、それから地域特例のかさ上げの調整の問題、これらの問題点が特に集中して政府からも所信の表明がございました。さらに、お尋ねの厚生年金等に係る国庫負担の減額につきましては、特例適用期間経過後、国の財政状況を勘案しつつ、減額分の繰り入れのほか、積立金運用収入の減収分を含め必ず適切な措置を講ずると政府は答弁いたしました。

四十人学級計画等による教職員の増員の抑制につきましては、昭和六十六年度達成という目標は変更するものでなく、特殊教育諸学校の教職員定数等については、法律の運用上、実情に応じて十分配慮する、このように御答弁申し上げております。(拍手)

○議長(徳永正利君) 峯山昭範君。

〔峯山昭範君登壇、拍手〕

○峯山昭範君 私、公明党・国民会議を代表して、ただいま趣旨説明のありましたいわゆる行革関連法案について、総理並びに関係大臣に若干の質問をいたします。

質問の第一は、行政改革に対する総理の基本認識についてであります。本法律案は、「行政改革に政治生命をかける」と

までおっしゃった総理が、第二臨調の第一次答申を受け、政府が提出したいわば第一次答申であります。来年、再来年と第二次、第三次の改革案をお出しになるでございましょうが、この第一次答申を見た限り、昭和五十七年度からの三年間に適用する臨時特例措置のみであり、国民は総理の行革に対する姿勢に疑問を持たざるを得ないのであります。

いまからちょうど二年前の一般消費税導入の動きに強い反発を示した国民は、その直後に発売した鉄建公団、KDDの不正事件を契機として綱紀の紊乱、公費天國的な様相があらわにされ、これに触発された行政改革を求める国民の声が日を追って高まってきたことは、総理も御承知のとおりであります。

〔議長退席、副議長着席〕  
このことと促されて、大平内閣は、行革を内閣の最重要課題と位置づけて「昭和五十五年行革を決定し、まず特殊法人の整理統合に取り組んだのであり、国民も挙げてこれに声援を送ったのであります。

この大平内閣の方針を継承された鈴木内閣に対して、公明党は昨年九月、行政改革に関する四党合意事項をまとめ、その実行を強く要望したのであります。しかしながら、臨時行政調査会の発足に当たり、鈴木総理は、国、地方に通ずる行政制度及び行政運営の方途を提言すべき臨時行政調査会の基本的な任務に先行して、当面、昭和五十七年度予算編成に向けた具体的な改革案の提出を要求されたのであります。

われわれもまた、財政再建を否定するものではありません。しかし、その立場から見ても、今回国民の前に提出された本法律案は、財政のつじつま合わせの支出削減が優先されていることを指摘せざるを得ないのであります。しかも、本法律案による支出削減効果が約二千四百八十二億円のうち、福祉、文教関係の支出削減は二千六百億円と、八割を占めているのであります。

総理は、政治家、官僚、企業、国民のすべてがそれぞれひとしく行革の痛みを分かちとおっしゃっておりますが、本法律案が財政再建のための臨時特例措置であるにせよ、なぜ真つ先に支出削減の重点を福祉、文教関係に置かれたのか、その明確な理由をお伺いしたいのであります。

同時に、私は、行政改革の基本的目標は、長年にわたって肥大化した行政の機構、組織、人員、及び財政構造にメスを入れ、国民的視野からむだのない能率的な、公正で民主的な行政と運営を追求し、国民に開かれた政府を実現することであると思っておりますが、この基本的課題についていかなる決意と具体的な方針を持って取り組まれるのか、この際、総理の所信と決意を伺いたいのであります。

質問の第二は、本法律案の内容についてきわめて重点的にお尋ねいたします。

第一点は、今回の厚生年金等に係る国庫負担金繰り入れ等の減額について、その補てん措置、すなわちその返済期間、運用益相当の利子を含めてその返済方法を明示していただきたい。

また、年金制度、年金行政の一元化、官民格差の解消など、年金の将来構想についてはいかなるお考えか、昭和五十二年の社会保障制度審議会の基本年金構想をどう実現していく所存か、お示し願いたいのであります。

第二点は児童手当についてであります。今回の措置は、特例給付の名のもとに、その制度の根幹に触れる改正であります。いまこそ児童手当法がその第一条に掲げる「家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなす児童の健全な育成及び資質の向上に資する」という目的の精神に照らして、この制度の存続発展をこの機会に明示すべきであると思っておりますが、総理並びに厚生大臣の所信を伺っておきたいのであります。

質問の第三は、臨調第一次答申と五十七年度予算編成についてお尋ねいたします。

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案(趣旨説明) 一〇二一

言うまでもなく、提案されました行革関連特例法案の一般歳出削減効果を含め、五十七年度予算は臨調第一次答申の指摘事項を踏まえて財政再建に踏み出す全容をあらわすものであります。臨調第一次答申を踏まえ、ゼロシーリングによる各省庁の概算要求が閣議に報告されておりますが、その内容からきわめて重点的にお尋ねいたします。

その第一点は国民福祉に關してであります。

臨調第一次答申では、福祉の姿勢、社会保障の考へ方の転換を指向しようとする節が見受けられるのであります。特に臨調答申で言う「援助を真に必要とする人びと」という考へ方は、いまから三十年前の社会保障制度審議会の社会福祉のとりえ方の域をほとんど出ておりません。まさに時計の針を昔に巻き戻すたぐいのもと言わざるを得ません。社会保障、福祉関係施策は聖域とするという次元のみで考へるのではなく、人間として生きるために必要な施策として考へるべきであると思ひます。したがって、他の行政部門の施策とともに、ゼロシーリングの中で一律に削減することに問題はあり、制度、行政の運営面のむだをなくし、施策の整合を図ることは言うまでもありませんが、ナショナルミニマムの水準を確保し、その向上を指向すべきであると考えますが、総理並びに厚生大臣の所見を承りたいのであります。

また、地方自治体との関連において、今回の臨調答申にある国民健康保険給付費、児童扶養手当、特別児童扶養手当の一部の都道府県、指定都市の肩がわり負担についても、特に国民健康保険の負担が、やがて住民の負担増につながる懸念があります。この点についても御所見を伺いたたいのであります。

第二点は、地方自治体との関係からお尋ねいたします。

地方公共団体は、率直に言つて、地方への財政転嫁を中央政府のエゴを露骨にあらわすものと受け取つております。また、臨調第一次答申自体も、地方に対する不信と地方軽視、地方自治の原則に立脚した姿勢になつていない答申として地方関係団体は批判しております。行政改革のバイブルとまで評価されている第一次臨調答申においては、「中央集権の行き過ぎを是正し、地方自治を強化する方向を示して、現地性、総合性、経済性の三つの原則に立つて行政事務委譲を図ること」が強調されておりました。本来であれば、この三原則をまず実施すべきが筋であります。

そこで、まず答申で指摘された国民健康保険の給付費等の一部の都道府県負担の問題は、五十七年度の予算編成時に解決する方針とのことですが、私は都道府県の負担で決着を図るべきではないと考えますが、この点についてお伺ひいたします。

昭和五十六年十月三十日 参議院会議録第八号

次に、行革関連特例法案の特定地域に対する国の負担補助の引き下げについて、その措置が五十九年度までの臨時特例措置とはいへ、地方自治体へ負担を強いることとなり、自発的な行政改革意欲を減退させることにならないか、自治大臣の所見をお伺ひいたします。また、この際、地方自治体の行政改革の推進について自治大臣は何かがお考えか、あわせて所見を伺つておきたい。

第四点は、臨調の第一次答申で触れられた、税負担の公平確保についての制度面、執行面の措置、運転免許証、車検の改正、特殊法人の役員の設定、給与の合理化、許認可の整理合理化の方策のそれぞれについて、具体的にいついかなる措置をとって実施に移す所存か、総理並びに関係大臣から明確にお答えいただきたいのであります。

特に増税なき財政再建は、総理が行革断行の国民の要望にこたえられた決意の表明であり、臨調答申の財政再建に対する基本的な考えを表明したものであります。去る二十七日の衆議院行財政改革特別委員会においても、臨調の圓城寺会長代理は、私見と断りながらも「増税は考へていないし、増税論議は迷惑」と述べています。五十八年度以降も増税なき財政再建と行政改革を進められ

るかどうか、総理、行政管理庁長官並びに大蔵大臣の決意と明確な答弁をお願いしたい。

最後に、改めて総理の行政改革断行の決意をお伺ひしたいのであります。

かつて大平前総理が述べられていたことですが、「行政改革はこれまで幾度か心がけ、なかなか成功しなかつた大変むずかしい案件である。それだけに、その成功を確保するには国民各層からの合意と支持が必要である」という言葉が思い出されます。大平内閣を継承された総理が、「政治生命をかける」と断言された行政改革の基本答申が来年の半ばまでに出さうことになり、これが実施されるかどうかは総理にかけられた重大な政治責任でもあります。いやしくも答申のつまみ食いとの批判を招くことがあつてはならないと思ひます。その実施の構想と総理の決意を求め、私の質問を終わります。(拍手)

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(旨説明)

（国務大臣鈴木善幸君） 峯山さんにお答えを申し上げます。

まず、本法律案がなぜ支出削減の重点を福祉、文教関係に置いたのかとの御質問でありました。行政の改革を進めるに当たりましては、行政のあらゆる分野について見直しを進めていくことが必要でありまして、特に福祉、文教などに重点を置くつもりは毛頭ございません。

今回の法案は、当面の財政収支の緊急な改善に資するための支出削減措置のうち、法律的な手当てを要するものを取り上げておるものでありまして、本法案で取り上げておるもの以外の支出削減措置は、御承知のようにゼロシーリングのもとで昭和五十七年度予算編成作業において厳しく見直しをしてまいり考へておるものであります。

なお、行政の改革により国民生活や産業の各分野においていろいろ痛みを伴う事柄が生じ得ることは私もよく承知いたしておりますが、社会的、経済的に真に弱い立場にある方々に必要な施策は確保しながら、この国民的課題である行政

改革を進めてまいります。

今後の方針といたしましては、今般取りまとめた措置は行政改革の第一次着手とも言うべきものでありますので、今後抜本的改革に向けてさらに努力する必要があると考へます。行政の改革と財政の再建は表裏一体でありまして、相互の関連を見きわめながら、民間と行政の役割分担、国と地方の事務配分、そのほか各種の制度や施策について合理化、適正化を進めていく必要があり、不撤退の決意を持って着実に行政の改革を進めてまいります。

次に、福祉のナショナルミニマムについてであります。これを国民が生涯のどの段階においても不安なく生活設計を立て得るような基礎的条件を整備水準と理解いたしますと、近年、社会保障の各分野にわたつて充実が図られた結果、わが国の社会保障は制度的には西諸国と比較しては遜色のない水準に達していると思ひます。なお、今回のゼロシーリングを基礎とする予算編成においては、行政の改革を進める上においてあらゆる部門での厳正な見直しが必要であることから、社会保障の分野も例外とするわけにはまいりませんが、そのような厳しい環境の中でも、社会的、経済的に弱い立場にある人々に対する真に必要な施策は確保することといたします。

五十八年度以降も増税なき財政再建を断行するのこの御質問であります。先ほど小柳議員にお答えいたしましたように、できるだけ国民に負担をかけないよう行政の効率化を図り、納税者の立場に立つて行政改革を進めたいと存じます。五十八年度以降も臨調の御意見を尊重し、まず各種制度、施策についての不断の合理化、適正化を図ることに全力を傾注してまいります。

現在、私は、五十七年度予算編成を増税に頼ることなく編成し、財政再建を推進することに努力している最中でありまして、現段階において将来の増税を念頭に置いておるようなことはございませ

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(旨説明)

昭和五十六年十月三十日 参議院会議録第八号

せん。

また、昭和五十八年度以降の行政改革でありま  
すが、行政改革は今後のわが国にとって重要な課  
題でありますので、国民各界各層の声を傾け  
つつ、中長期的展望のもとに継続的にうまずたゆ  
まず取り組んでまいりたいと存じます。着実に一  
歩一歩前進する決意でございます。

最後に、来年度に臨調が提出する予定の基本答  
申についてのお尋ねであります。基本答申につ  
きましても、また審議の進展状況に依り随時提出  
される答申につきましても、政府はその趣旨を尊  
重して検討の上、結論を得次第順次所要の施策を  
実施してまいらる決意でございます。

以上、お答え申し上げましたが、残余の点につ  
きましては所管大臣から答弁をいたします。

〔国務大臣村山達雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(村山達雄君) 私に対する質問の第一  
は、厚生年金の国庫負担の繰り入れについて、そ  
の元本並びに運用利益が返済されるか、またその  
返済方法はどうかと、こういうことでございま  
す。

まず、返済方法につきましては、これは国の財  
政状況を勘案してやることになっております。の  
で、現在の時点でそのことを明確にお示しするこ  
とができないのでございます。しかし、この法律  
でうたっておりますように、年金財政の安定を阻  
害しないようにということでございまして、元  
本はもとより、運用利益も確実に繰り入れること  
になっておりますので、年金財政の運営上はいさ  
さかも心配ないのでございます。

それから第二点でございます。年金制度の將  
来構想、官民格差の問題、あるいはいわゆる社会  
保障制度審議会で言っております基本年金構想に  
ついてはどうかと、こういうことでございませ  
う。年金は現在八本になっておりまして、非常にそ  
の目的、沿革、財政状況が違っているものでござ  
います。これを一本化するということは、究極的に  
は私は非常に好ましい方向であると思ひ、その方

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の削減その他の臨時の特例措置に関する法律案(趣旨説明) 一〇四

向に努力すべきであると思ひます。しかし、何分  
にも状況がそれぞれ沿革があり、財政状況が違っ  
ておりますので、やはりこれは漸次やる必要があ  
る。とりあえずは、やはり官民格差を含めまし  
て、各公的年金間に存在する格差のうち、不合理  
のものをそれぞれの所管庁が責任を持って解消し  
ていくということが、まず第一歩でなければなら  
ぬ。幸い、いま共済年金につきましては、共済年  
金基本問題研究会というのがございまして検討さ  
れているわけでございまして、その検討結果を  
見ながら、その統一の方向に進めてまいりたいと  
思っております。

いわゆる基本年金構想につきましては、一つの  
私に見識だと思ひますが、あの定額部  
分のところは御承知のように多大の財源を必要と  
するのでございまして、この財源をどういうふう  
に調達するかという問題が一つございまして。第二  
の問題は、ただいま申しました一元化の中でどう  
いうふうな一元化していくかという問題と、それ  
から年金でございまして、やはり急激に給付に  
変動があつてはならぬわけでございまして、い  
かにして緩やかに初期の着地を、スローにラン  
ディングしていくか、この三つの問題が大きな問  
題点であると思ひております。

それから第三番目のお尋ねは、児童手当制度の  
存続について明示せよと、こういうことでござい  
ます。

今度出しました特例法案の第三でうたつており  
ますように、この特例期間終了時をめぐりして全  
般的の見直しを行へと、こういうことでございま  
すが、私たちがこの児童手当制度、この立法趣  
旨については峯山先生からお示しいただいたとお  
りでございます。われわれは、この趣旨を踏まえ  
まして、児童手当制度の存続を前提しながら、  
全般的な検討を遂げ、そうして新しい時代に即応  
するものにいたしてまいりたいと、かように考え  
ているわけでございます。

それからその次の問題は、ゼロシーリングのた  
めに社会福祉関係がずいぶん切られたじゃないか  
と、こういうお話でございます。

しかし、厚生省は、いわゆる平年度化の特例枠  
がございまして、一般の省庁の一般歳出の増加が  
今年度の予算に比べて一・八でございまして、厚  
生省は二・四になっております。しかし、やはり  
こういう全体を見直す必要がございまして、厚  
生省の全分野にわたりに見直しました。しか  
し同時に、弱い経済的な立場の人たちの行政を預  
かるのでございまして、真に必要なところには  
決してそのしわ寄せがいかないように、私たちは  
全力を挙げて配慮したつもりでございます。

それから最後の問題は、国民健康保険あるいは  
児童扶養手当、特別児童扶養手当、これを一部都  
道府県に負担をお願いしておることは、これは結  
局住民の負担の増につながらるのではないかと、それ  
から年末までにこれを片づけるとして、もしいま  
厚生省が言っているようなことになれば府県の負  
担に帰着するのではないかと、どうするの、こう  
いうお尋ねでございます。

私たちは、この国民健康保険というものが、同  
じ社会保険の中にあつてもやはり地域保険だ  
という性格、それからまた、現在国民健康保険の  
中に持つております都道府県の役割りを考え、そ  
れからまた児童扶養手当あるいは特別児童扶養手  
当につきましては、本来児童福祉法に基づく精神  
に発しているわけでございまして、そういうこと  
から考えまして、都道府県に役割りを一部分  
担していただきたい、国と地方の役割り分担とい  
う角度からお願ひいたしているものでございませ  
う。しかし、臨調も指摘しておりますように、この問  
題につきましては、やはり財政問題もあるもので、  
各省庁間でよく打ち合わせということになってお  
ります。自治省の方ではわれわれと違つて見解を  
持つておることもよく承知しております。したが  
りまして、私たち厚生省、自治省、それから財政  
当局を交えまして、年末までにはこの問題につ  
いて要当な結論を出したい、かように思つてい

ところでございませう。(拍手)

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣安孫子藤吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(安孫子藤吉君) 特定地域に対する国  
の負担補助の引き下げ、これが地方自治体の自発  
的な行政改革意欲を減退させるのではないかと  
いう御質問でございますが、今回の行政関連特例法  
案におきましては、特定地域に係るかさ上げ補助  
等の引き下げ措置をとることとしております。け  
れども、あわせて、対象となる都道府県及び指定  
都市に対しましては、その事業の執行及び財政運  
営に支障を生ずることのないように財政金融上の  
措置を講ずることとしておるもので、御  
懸念のようなことはないと考えております。

次に、地方自治体の行政改革の推進について  
お尋ねでございますが、各地方公共団体におきま  
しては、それぞれの実情に即して事務事業の  
見直し、行政機構の簡素合理化、定員管理及び給  
与の適正化のための措置が推進されておるところ  
でございますが、現下の厳しい社会経済情勢及  
び財政事情にかんがみまして、さらに行政運営  
の適正化、行政の簡素効率化について一層の努力  
をするように指導してまいらる考えでございます。

なお、地方公共団体が自主的に行政改革を推進  
するに当たりましては、国の許認可、各種補助金  
等による地方行政への関与、法令、通達等による  
組織、職員配置に関する規制等が支障となつてお  
る場合もございまして、これらの整理合理化  
につきましては、各自治体に対する指導とともに  
一層の努力をしてまいらなければならぬと考へて  
おります。

なお、運転免許証の御質問がございましたが、  
警察当局といたしましては、交通の安全の確保と  
いうことを大前提といたしまして、運転免許証の  
即日の交付とか、あるいは事故のない運転者に対  
する講習免除等、そうした問題を早急に結論を出  
して実施したいというところで、ただいま真剣  
な検討をしておる最中でございます。(拍手)

〔國務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(渡辺美智雄君) お答えいたします。
税負担の公平確保についての御質問でございますが、これは非常に重要なことでございます。まず、われわれといたしましては、いままでも制度面、執行面でのいろいろと見直して改正をしております。御承知のとおり、特別措置等につきましては、社会保険診療報酬課税の特例あるいは利子配当の総合課税の措置とか、あるいは有価証券譲渡益課税の強化とかいろいろやってきたわけでございます。したがって、五十一年改正前の九十八項目については、五十一から五十六年度のうち八十三項目の整理合理化をいたしまして、その合理化割合は八四・七％になっておるわけでありませう。

さらに特別措置を減額せよというのでございますが、特別措置の大部分は、八割というのは個人なんです。したがって、個人の措置をやめてしまえということでは、個人は、マル優制度とか生命保険料控除とか住宅取得促進とか、また社会保険診療報酬が少し残っています。そういうので約八千八百億あります。会社関係が約二千億、その約二千億のうち八百億が大体中小企業、千二百億が大企業向け、しかしその中で大部分が資源対策と公害関係なんです。だからなかなかこれは切つてしまえといつても切れるのかどうか、ここは議論のあるところでございますが、さらに検討したいと思っております。

それから引当金ですが、いつも問題になるのはこの引当金。たとえば退職給付引当金、退職者なんかが一週に四割も退職することはないじゃないか、それなのに何で四割も退職金の――要するに一種の含み資産ですね、残すのか。これは労働協約によって、従業員がやめるときには何程退職金ももらえるかという大体約束事ができている。したがって、そのときに会社全体の組合員がどんとやめたら何ほど。しかし、どんとやめることは

ないわけですから、だから大体四割ぐらいいまでやめた場合にどれくらい金が必要か、その金は現金ではないわけですから、含み資産としてどこかに、材料になったり固定資産になったりいろいろあるでしょう。それで会社に余裕を持たせておかないと、退職したときに退職金がスムーズにもらえないというふうなことからできてくる制度でございます。これはまるっきり切つてしまおうということも、現実の問題として退職金を支払うという義務があつても現実にはもう金がない、財産がないということでは、払えないということになるわけですから、そういうところで問題がいつも起きるのです。しかしながら、現実には四割もやめるというのではないのですから、繰入金率の問題があるというのでございませう。これは財政不如意の折、私としては検討をさせてもらいたいと思つていませう。

それからそのほかいろいろ不公正是正という点については、たとえば利子配当も、きょうの閣議でも郵便局その他非課税のものについては全部グリーンカードという政令を出すことに決めまして、少なくとも非課税のものが今度は大手を振つてダブつて逃げられるということではなくて、うことだけははっきり申し上げたい。したがって、これも前進でございます。それから税務調査のコンピュータ化とか調査技術、その技術向上というふうなものもやつて、実地調査も深めて、正直者がばかを見ないように今後ともせいぜい努力をさせていたいただきたい、かように考えております。

その次は、五十八年度以降も増税なき財政再建、行政改革を断行しますかということでございます。この五十八年度以降の財政問題につきましては、先ほども自民党に答弁をいたしましたように、基本的な考え方は答弁したとおりでございます。しかしながら、「増税なき」で本当にやり抜くのかというふうなことに突つ込まれますと、それをさらに突つ込んで私もお答えいたしますが、こ

れは行政改革はどこまでも推進をさせていきたいと思います。それからその行政改革の期間は、やっぱり極力歳出削減、歳出抑制、これに対応する、これが私は望ましいと思つてます。

しかし、その一方で、昭和五十八年度以降も国債の利払いというのは毎年数千億円ないし一兆円台でふえていくわけですから、しばらくの間、元利償還も始まってくる。そういうふうなことで、片方、高齢化社会も進んで老人の数もふえる、年金もふえるというときに、物価スライドは年金は一切やらぬ、ベースアップも人件費はやらない、もう自然増収で対応できるのは国債の利払いと地方交付税で精いっぱい、したがって、あとはみんな五年も七年もゼロシーリングということができれば一番いいのです。私はぜひやりたいと思つておりますが、これは最終的にどうするかという問題につきましまして、これは総論賛成、各論反対では済まない問題でございます。これこそまさに国会の判断の問題でございます。したがって、私は行政改革の断行、国会の皆さんの御賛成を願ひまして、ぜひそういう方向で権力進めるように努力をいたします。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○國務大臣(中曾根康弘君) 車検等許認可の問題でございますが、臨時行政調査会におきましては、来年の初夏以前に臨時答弁をさせていただくとになっております。ただいま車検やあるいは許認可について鋭意検討中でございます。政府といたしましては、できるだけ早く一部でもその御答申をいただきまして、本年度の政府の施策の中に組み込みたいと思つております。そして、来年度の通常国会に必要な法案を提出いたしました。来年度から実行したいと、このように考えております。

第二に、増税の問題でございますが、増税はややもすれば財政の肥大化を招き、国費の乱費を呼びます。したがって、行革をやっているときに増税を考へることは邪道であり、増税と行革とはなじまないものであると思つております。ややもすれば財政当局や政府は金が足りないといふときには増税の誘惑に駆られますが、政治家としては安易にそういう誘惑に乗つてはならぬと、そのように思つております。(拍手)

○副議長(秋山長造君) 佐藤昭夫君。
〔佐藤昭夫君登壇、拍手〕
○佐藤昭夫君 私は、日本共産党を代表して、議題となりました行革関連一括法案について、総理並びに関係閣僚に質問いたします。

土光・鈴木「行革」と本法案の重大な問題点は、衆議院における審議を通してますます明らかになってきています。これまでの大企業奉仕のばらまき財政が残した膨大な借金の後始末と軍備増強のための財源づくりという、二重のツケをすべて国民に押しつける、これこそが今回の行革なるものの本質であり、本法案はその第一歩にはかなりません。

しかも、本来その内容も制定経過も異なる三十六の重大な制度改悪をたった一本の法案に一括し、短期間の審議で成立させようとする政府の態度は、議会制民主主義を真つ向からじゅうりんするものであり、だからこそ、わが党は一貫して法案の撤回を要求してきたところであります。

そこで、いま真に問われなければならない第一のことは、国民の犠牲による以外、財政を再建する道が本当にないのかという問題なのであります。私は、その道が厳として存在し、その道をこそ歩むべきことを確信を持って主張するものであります。

一つは、空前の高利潤を謳歌している財界・大企業の一層のうけに率仕する補助金と大企業優遇の不公平税制に、いまこそ大胆に切り込むことでもあります。コンピュータ開発補助金、海運大企業への利子補給、事業に失敗すれば利息分まで含めて一切返済を免除するという驚くべき石油探

昭和五十六年十月三十日 参議院會議録第八号

鉅融資等の補助金や、株式時価発行差益非課税制度、受取配当益金不課税制度などの優遇税制について、一体政府は取り組むのか、取り組まないのか。「大企業非課税史観だ」とか、「何を不公平とするかは種々の見方がある」などというこれまでの開き直った答弁ではなく、国民に対し責任ある態度を示すべきであります。

二つは、レーガン政権の圧力を断固として拒否し、軍事費の大幅削減に踏み切ることであり、総理も「防衛をも聖域とはせず、急増を抑える措置をとる」と一応は述べてきました。それならば、軍事費急増の最大原因であるP3C、F15などの正面装備の大量発注にまずメスを入れることを約束できますか。また、中期業務見積りもりの全面見直しとしてのいわゆる五六中業、この即時中止をこの場で言明できますか。それが無い限り、幾ら口先で切り抜けようとしても、国民の目をごまかすことはできません。はっきりとお答えいただきたいのであります。

以上二点に対する政府の態度は、「痛みを公平に」とか「軍事大国は目指さない」とか、そういう政府の宣伝文句が本当なのか、うそなのかを見分ける試金石であることを強調し、総理の明確な答弁を求めるのであります。

問わなければならない第二の問題は、本法案がもたらす国民生活への大きな犠牲についてであります。政府は、本法案が成立しても国民の被害は大したことないかのように見せかけ、野党の一部もそれに同調して衆議院通過を促進しましたが、断じて許されることではありません。

具体的に総理並びに各所管大臣に質問いたします。まず、厚生年金などの国庫負担率の引き下げについて、政府は将来返済すると言いつつ、その期限の約束は拒否してまいりました。これは返せる当てがないからではありませんか。それどころか、臨調第一次答申が要求する給付開始年齢

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案(趣旨説明) 一〇六

の引き延ばし、給付水準の引き下げ、保険料の連続値上げ、事務費国庫負担の中止など、年金制度の抜本改悪を実行に移し、なし崩しに国民の負担に転嫁しようと考えているのではありませんか。次に、十四万人が打ち切られる児童手当の問題について、厚生大臣は今後も制度の根幹を維持すると述べてきましたが、「制度の根幹」とは一体何なんでしょうか。「低所得世帯に限定する」という臨調答申に従うつもりなのか、それとも断固拒否をするのですか。

また、四十人学級制の凍結について、達成期限は変えないという政府の答弁が真実のものであるならば、従来六十三年度中に達成することになっていた小学校の四十人学級制は予定どおりやるのですか。

教育の改善計画をおくらせながら、軍備増強の中期業務見積りもは繰り上げると言うことは許されません。わが国の将来を教育立国に求めるのか、それとも軍事立国の道を歩もうとするのか、あわせてお答えいただきたいのであります。

第三の問題は、本法案を突破口に、わが国の政治経済全体の一層恐るべき反動的再編成がたくらまれていくことではないかと懸念をもちます。

まず、本法案の延長が主管大臣である中曾根行政管理庁長官によって早くも示唆されています。もしも政府が、時限立法であり三年後に廃止されるはずの今回の制度改悪を、延長という手段によって事実上の固定化、恒久化を考えているとするならば、事はまことに重大と言わなければならないと思います。期限が来れば廃止すると、この場で断言できるのか、それとも、そのときが来るまでわからないか、それとも、総理並びに行管庁長官の明確な態度表明を求めるものであります。

さらに、いま臨調は来年の基本答申に向けて、福祉や教育の根本の見直し、防衛庁の国防省昇格、道州制の導入、人事院勧告制度の改悪、国鉄、電電、専売公社の民営化などを検討しているではありませんか。鈴木総理は、臨調の一次答

申はもちろん、今後の答申も尊重すると繰り返して述べていますが、総理、あなたは、このような国民生活と民主主義の根幹にかかわる重大な問題をあくまで実施に移す考えなのか。それそれについて明確に答えていただきたいのであります。

最後に、私は、政府が来年度概算要求でも軍事費と並んで海外協力費を聖域とし、大きく膨張させている問題と関連して、最近の南北サミットにおける総理の態度についてたじろしい。

すでにわが党は、出発前の鈴木総理に対して、「国連包括交渉の早期開始を支持する」という従来からの態度表明を後退させてはならないことを申し入れてまいりました。しかし、総理は、サミットでは事実上レーガンに同調して、国連包括交渉の開始をおくらせる役割りを果たしたのであります。このような態度急変の理由は一体何か、明らかにされたいのであります。

また、ちょうど国連軍縮週間のさなかにも当たり、いまこそ日本は無謀な軍備拡張をやめて、世界の平和と発展途上国との平等互恵の経済関係の樹立のために積極的な努力をすべきではないか。そのためにも、わが党が申し入れたとおり、レーガン戦略に沿った紛争周辺国援助を直ちにやめるべきであります。総理の明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇 拍手〕  
○国務大臣(鈴木善幸君) お答えをいたします。最初に、大企業に対する補助金の削減、不公平税制の是正をせよとの御意見がありました。御指摘のコンピュータ開発補助金などの産業や企業助成に係る補助金についても、その効果、緊要度を考慮し、臨調答申の趣旨に即して合理化に努めてまいり所存でございます。

また、税負担の公平確保は重要な課題であると考えておりまして、今後とも制度面、執行面を通じて一層の努力を傾注してまいりたいと考えております。御指摘の株式時価発行差益の非課税制度などを大企業優遇税制と考えるのは当たらないと

存じます。

次に、防衛費についてであります。政府といたしましては、最近の厳しい国際情勢を踏まえ、憲法及び基本的な防衛政策に従い、節度ある質の高い防衛力の整備のため着実な努力を行っているところであります。五十七年度の防衛費につきましても、このような考えのもとに十分な検討を行い、真に必要な経費に限り計上してまいり方針であります。

もとより、わが国の防衛力の整備は、わが国の自主的判断に基づいて進められているところであり、米国の圧力云々という言い方は、それ自体自主性のない御発言と言わざるを得ないのであります。五六中業の作業中止をする考えもありません。

次に、第五次学級編制及び教職員定数改善計画についてであります。今回の特例措置は、計画の全体規模、計画期間を変更することなく、特例期間中計画の抑制を図ることとしたものであります。現在の厳しい国の財政事情等を勘案いたします。しかし、その中におきましても、特殊学校等の定員の確保については十分配慮してまいりま。

最後に、南北サミットについてお答えをいたします。包括交渉について政府の姿勢が後退したのではないかとお尋ねであります。政府の包括交渉に対する態度は従来より一貫してあります。私は、会議における冒頭演説において、できるだけ早期に南北双方の受け入れ得る手続、議題が合意され、交渉の開始の準備が整うことを心から期待する旨を発言いたしました。これは、わが国がこの問題について従来とってきた立場を踏まえて、包括交渉の早期開始が望ましいことを訴えたものであります。議長サマリーの中で述べられておりますとおり、合意を見たことは所期の成果をおさめ得たものと評価しております。

なお、軍縮についてのお尋ねでございますが、私の軍備管理、軍縮に対する積極的姿勢につきま

しては、これまでたびたび国会において御説明申し上げてきておるところでありまして、同様のことは、今回の南北サミットにおきましても、その冒頭発言において参加各国首脳に訴えたところでありました。

なお、いわゆる紛争周辺国に対する援助についてお尋ねがございましたが、開発途上国の経済的混乱は政治的、社会的不安定を惹起し、国際的な紛争の引き金ともなりかねません。したがって、経済協力を通じ開発途上国の経済社会開発を支援し、民生の安定、福祉の向上に貢献することは、これら諸国の政治的、社会的安定をもたらすとともに、広く国際間の緊張を緩和することに貢献することに相なります。わが国が、多数の難民を抱えておる紛争周辺国を初め世界の平和と安定の維持に重要な地域に対しても、自主的な判断に基づき援助を強化することとしているのはこのような認識に基づいたものであり、佐藤議員の御理解を得たいと存じます。

残余の点につきましては所管大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣村山達雄君登壇、拍手〕  
○国務大臣(村山達雄君) お答えいたします。

私に対する質問の一つは、厚生年金の今度の国庫負担の減額について返済期限を明示しないのはどういふわけか、臨調で抜本改正を言っておるそのときに、支給年齢を引き上げたり、あるいは給付水準を引き下げたり、保険料を上げたり、あるいは事務費を保険料に回すことによつてやむやみにするのじゃないかと、こういうのが第一の質問でございます。

先ほど申しましたように、この返済期限を明らかにできないというの、そのとき、財政再建期間が済んだ後の財政状況、これがまだわかりませんので、その状況を勘案しながらやるということ、現在の時点ではその期限あるいは方法について明示できない。しかし、繰り返し申し上げておきますけれども、年金財政にはいささかも損がないように元金並びに復利計算による収益が入ることになっておるので、御安心願いたいのでございませう。

それからまた、臨調が言っております抜本改正というのは、これは全然別の問題でございまして、これは一時減額し、後で運用利益で返していただく。抜本改正という問題は、これは長期的な問題でございまして、したがって、これは全然別の問題でございまして、それに藉口して返さないのじゃないかという御懸念はぜひ持たないようお願いします。

それから第二は、児童手当の点でございまして、今年度児童手当の所得制限によりまして、自営業者について十四万人ぐらい対象者が減る、厚生大臣は制度の根幹を維持すると言っているのだが、一体その根幹というの何か、それからまた低所得者対策にどうとう堕したのじゃないか、こういうお尋ねであったと思ひます。

確かに、現在の所得制限額が四百五十万円でございますが、これを三百九十一万円に若干所得制限を強化したいと考えております。そのことによりまして、自営者は十四万人程度対象者が減りますが、別途この法案の中で特例給付という制度を新たにに入れておるのでございませう。それを入れますと、十四万人が今年度被用者の方で回復いたしますので、被用者、自営者を通じて、改正前も支給児童数は二百二十五万ぐらい、改正後も二百二十五万ぐらいでございませうので、これは変化がないのでございませう。

制度の根幹というの何かということ、これはもとより現在の児童手当法の精神でございまして、これは児童を保育する家庭の経済的負担軽減並びに児童の健全な育成と、こういうことでございませう。この制度は維持することを、存続することを前提にして将来の検討も進めてまいると言ったのはその意味でございませう。

それから低所得者対策に堕したのじゃないと、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の削減その他の臨時的特例措置に関する法律案(趣旨説明)

こう申し上げますけれども、三百九十二万という収入は、予想される来年度の六人世帯の給与者の平均給与収入でございますので、決して低所得者ではなくて平均であると、このようにお考え願いたいと思ひます。

以上でございませう。(拍手)  
〔国務大臣田中龍夫君登壇、拍手〕  
○国務大臣(田中龍夫君) 佐藤委員にお答えいたします。

四十人学級の問題につきましては、ただいま総理も大変はつきりと詳細にお述べになりましたが、もちろんこの六十六年度までに、持っておりますその計画は予定どおり完遂するものであります。ただ、御質問の中で、六十三年度中に達成することになっておる小学校の四十人学級計画はどうなつておるか、こういう御質問でございませう。

本件につきましては、御存じのとおり、児童減少市町村の小学校でこれまで実際に四十人学級を実施してきたものにつきましては、学年進行でこれを実施することといたしておりましたが、その他の小学校につきましては昭和六十年度以降の課題と考えております。

なお、文教は国政の基本でございますので、厳しい財政状況を踏まえつつも、今後ともさらにその充実に努めてまいりたい所存でございませう。以上です。(拍手)  
〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕  
○国務大臣(中曾根康弘君) 法案延長について御質問がございましたが、期限立法は時期が来たらこれをやめるのが原則であります。

なお、国防省等々については御質問がございませうが、国防省につきましては、政府は目下のところ考へてはおりませう。また、臨時行政調査会におきましても、こういう議論があつたとは聞いておりませう。

せん。また、日本は言論、思想の自由の国でございませうから、これらについて臨時行政調査会におきましている議論があり得ることは当然であると思ひます。政府といたしましては、どういふ答申が出るか見守つておる次第であります。(拍手)

○副議長(秋山長造君) 柳澤錬造君。  
〔柳澤錬造君登壇、拍手〕  
○柳澤錬造君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました行政改革特例法案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

まず第一に、この行政改革に取り組む基本姿勢についてであります。

鈴木総理は、所信表明演説で、「行政改革は、二十一世紀を展望する国家の大計であり、避けて通れない国民的課題である」と述べられました。全くそのとおりであり、賛意を表するものであります。しかし、そのような判断をするのであれば、この行政改革は従来の延長線上で考えるのではなく、発想の転換をして、全く新しい観点に立つて対処することが必要であつて、その点、政府として、鈴木総理として、どのような発想の転換をして取り組んでおるか、その決意のほどをお示しをいただきたいと思ひます。

しかも、この行革特例法案は、二十一世紀を展望して、三十六本の法案を一本にまとめたものであり、その所管大臣は九人もおられます。とするならば、少なくとも内閣総理大臣みずから提案の趣旨説明に立つべきであり、そのような態度を国民に示すことが国民的コンセンサスを得る道であると思ふのですが、いかがでしょうか。

あわせて、この行革特例法案は国家百年の大計として提起してあるものであります。そうであるならば、臨時特例措置の昭和五十七年度から五十九年度までの三年間は「政府としても増税をしないうで耐える」と国民に向かつて確約し、国民の協

昭和五十六年十月三十日 参議院會議録第八号

力を求める態度表明をしてこそ、この特例法案の持つ重要性とその必要性が明確になると思うのですが、総理の御見解を求めます。

第二としては、予算編成に關してであります。わが国の国際社会における地位を考へるとき、その役割はますます大きくなってきており、それに伴って国際社会における会費ともいふべき負担金もそれ相応に高くなってきております。予算の配分において、これら分担金は積極的支拂つて国際社会への責任と貢献を果たしていくべきです。

あわせて、補助金についても、一律カットというより平等に見えて実際は悪平等となる画一主義は避けるべきです。補助金も必要度の低下したものは大幅にカットし、将来を展望して必要度の高いものはむしろその補助金をふやしてやるべきでしょう。それが政治であり、そこにこの行財政改革を断行する意義と真の価値があると判断いたします。

さらに、国債についてであります。総理は国債残高が本年度末で約八十二兆円になると言われておりますが、これは発行した初めからわかっていたことです。むしろ問題は、政府が国債を統制金利で大量に発行し、それを市中銀行に押しつけてきたことであり、わが民社党は、かねてから、国債は自由流通市場をつくらせて、その市場の実勢金利で発行することを主張してきました。そのようにして運用しておれば、国債も個人とすれば貯蓄と同じ性格を持つものであるため、その実勢金利が国債発行についてコントロールの役割を果たしてくれたはずであり、今日のような財政破綻にはならなかったであらうでしょう。これらの点について総理並びに大蔵大臣の御見解を求めます。

第三には、不公平問題の正常化についてであります。総理は、所信表明演説で「歳入の面でも等しく痛みを分かち合うという観点から、税負担の公平

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に關する法律案(趣旨説明)

の確保は重要な課題であり、政府は、従来から積極的の努力してきた」と述べていますが、具体的に、どのようなことを積極的のやってきたのか、明らかにしていただきたい。

また、官民格差の問題であります。民間の厚生年金は「全加入期間の平均標準月額」を基準として算出し、六十歳から支給されるのに、公務員の共済年金は「最終一年間の俸給を基準」として算出し、五十五歳から支給されています。その結果、退職金と年金の合計額が、民間では四千八百万円程度であるのに対し、国家公務員は六千七百万円程度となり、地方公務員の東京都は八千万円という大きな格差が生じています。民間の活力に大きな期待を寄せている総理として、この現実をどのように判断しているのか。先ほど厚生大臣は、案山議員の質問に、是正すると答弁されましたが、いかなる方法で具体的に改善、正常化させるのか、明確にしたいと思ひます。

さらに、国家公務員と地方公務員の格差の問題です。自治省の発表によりますと、国家公務員を一〇〇としたラスパイルズ指数によると、地方公務員は全国平均でも六・九倍も高く、大阪府下の市は、いずれも二割以上も高くなっています。自治省では、去る十月十三日、都道府県知事、指定都市の市長に対して給与実態を公表するよう通達を出しましたが、このアンバランスをどうやって正常化させるのか、政府の責任ある答弁を求めます。

最後に、この行財政改革は二十一世紀を展望した国家百年の大計であり、当面の五十七年度予算編成だけのものではならないはずで、同時に、国鉄など三公社五現業に見られるごとく、依然として違法ストがまかり通り、まじめに働く人もそうでない人も同じでは、この行政改革は成功しません。

大切なことは、今日の社会において額に汗してまじめに働く人々が報われる信賞必罰制度が確立し、すべての職場、すべての地域において社会秩

序が保持され、自由で平和な福祉国家を目指す新しい国づくりというのがこの行政改革の基本理念でありましょう。そのような理念と決意を持ってこの行財政改革を推進するのであれば全面的に支持するものであり、その点重大な関心を持って対応していくことを申し上げ、総理並びに閣内各大臣の明確な答弁を求め、終わります。(拍手)

○国務大臣(鈴木善幸君) 答弁を申し上げます。行財政改革には、新しい観点に立ち、新しい発想を持って取り組むべきであるとの御意見でございました。私も全く同感でございます。

行財政改革の基本は、高度成長時代に肥大化した行財政の思い切った縮減合理化を行い、民間の活力を高め、簡素にして効率的な行財政を確立することにあります。そのためには、高度成長下において定着した思考方法自体を変えていかなければなりません。配分すべきパイが大きく育った高度成長のもとでは看過されたり指摘されなかつたむだや非効率についても、これからは厳しく見直し、効率のよい行政、健全な財政を築いていく必要があると存じます。既成観念にとらわれることなく、行財政改革を着実に前進させてまいりたいと考えております。

財政再建期間中は増税しないと確約せよとのことでありましたが、すでにお答えいたしておりますとおり、私は、できるだけ国民に負担をかけないよう行財政の効率化を図り、納税者の立場に立つて行財政改革を進めたいと考えております。また、五十八年度以降も臨調の御意見を尊重し、まず各種制度、施策について不断の合理化、適正化を図ることに全力を傾注してまいります。現在、私は、五十七年度予算編成を増税に頼ることなく編成し、財政再建を推進することに努力している最中であり、現段階において、将来の増税を念頭に置くなどということは全くございません。

次に、税負担の公平確保の問題であります。これはきわめて重要な課題であります。まず、租税特別措置につきましては、これまで企業関係を中心として徹底した見直しを行うとともに、社会保険診療報酬課税の特例の是正、利子配当課税の適正化のための措置などを講じてきておりますが、さらに五十七年度におきましてもその見直しに一層の努力を払う所存でございます。また、引当金制度は、法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられていたのでありまして、この制度自体を不公平税制と考へることは適当ではないと存じますが、その繰入率等が実情に即したものととなっております。今後とも見直しをいたしていく所存でございます。

また、税の執行面におきましては、限られた事務量の中で、誠実な青色申告者の普及育成を推進し、税務調査の徹底を図るなど、課税の公平確保に最大の努力を重ねてきておりますが、今後とも適正公平な課税を図るため一層の努力を払ってまいるのであります。

最後に、柳澤議員が御指摘になった信賞必罰を基本とする制度の確立、社会秩序の保持等の問題は、行政が国民の信頼を得るためにも重要な課題であると認識しております。

また、私は、今後におけるわが国のあるべき基本理念の一つとして、活力ある福祉社会の実現が重要であると考へておりますので、御指摘の自由で平和な福祉国家を目指す国づくりという御主張もほぼ同じお考えではないかと承りました。そのような観点から今後の施策を進めてまいるのであります。

残余の点につきましては所管大臣から答弁をいたさせていただきます。(拍手)

○国務大臣(渡辺美智雄君) 特例期間三年間は増税しないと確約しない、これについては先ほど総理からお話があったとおりです。これは税収

の問題、税金がいまのままで幾ら入ってくるか、インフレは進むのか進まないのか、ベースアップはやるのかやらないのか、物価スライドはするのにかしないのか、老人がふえて医療費がどれくらいかかるのかからなのか、年金が抑えられるのか抑えられないのか、制度はどれだけ簡素化できるか、こういう問題の総合の問題でございまして、われわれとしては増税なき財政再建のために一生懸命努力しますということを申し上げているわけですが、しかし、それははっきりしたことはわかんないのです、実際は。

それから国際分担金につきましましてはどうか、そのことについてございしますが、これはできるだけのことはわれわれは分担金に應じなければならぬ。しかし、国際官僚というものがばっこしてはいけません。国内でも減らそうとしているときですから、国際機関もやたらに機関をどんどんふやせばそれでいいのだというところは余り賛成できないというのが日本の立場でございまして。しかし、適当なものにつきましてはこれはできるだけの御協力をさせていただきます、かように考えております。

補助金は、画一的に一律に減らすのはいけません、全くそのとおりでございまして。したがって、大蔵省ではそういうことはお願いしております。その省ならその省の中で、特殊なものを除いて(弱い者から取るのか)と呼ぶ者あり)いやそんなことはありません。これは、その中でどれが重要でどれが大切か判断してください、臨調答申を踏まえて、あるものは二割伸ばして結構でございまして、しかしあるものはやめても結構でございまして、足したり引いたりしたその結果が一割減るようをお願いいたしますということを頼んでるわけでございます。

それから国債の問題について、国債の金利を統制金利、つまり安い金利で銀行に押しつけるようなことはやめなさい、こういうお話でございまして、これはなかなか銀行はいま強くなりまして、

押しつけるどころか受け合ってくれないわけでありまして。したがって、六月、七月、八月などは金をこちらに借りたくとも貸してくれない、結局は三カ月間国債発行ができなくて収入が非常に苦しかったというのが事実でございまして。したがって、この金利は市場の実勢金利でやるべきである、これは本当にございまして、お話でございまして、われわれは市場の実勢金利を総合的に勘案してやってまいりまして、市場とかけ離れたものでは銀行は金を貸してくれない、でございまして、九月からはやむを得ず金利を改定をいたしまして、つまりアップをしたわけです。七・六％のクイーンレートを入るにアップを、利上げをさせていた。そういうことで発行させてもらったわけでございます。金利が高くなれば国債費は加速度的にふえてまいりまして、五十六年度ですらに公共事業費と国債費は同じでございまして、来年は公共事業費を国債費は一兆二千億程度上回る、防衛費の大体三倍ぐらいになる予定でございまして。非常にこれは大変なことでございます。以上であります。(拍手)

〔国務大臣村山達雄君登壇、拍手〕  
 ○国務大臣(村山達雄君) お答えいたします。私に対する質問は、厚生年金と共済年金との格差は正の問題でございまして。これは、先ほどもちょっと触れましたが、非常にむずかしい問題でございまして、共済組合、厚生年金、それぞれの目的、沿革、それから財政状況、全く変わっているわけでございます。そしてまた、形式的な格差から言いますと、数え立てればどれぐらいあるかわからないぐらい差があるわけでございます。代表的なお挙げになりました支給年齢の開始時期、いま二十年間で追いつこうとしているわけでございますけれども、まだ違っていることは確かでございます。また、給付の算定基準となる報酬の期間のとり方あるいは報酬の範囲の問題、さらには積立率の違い、しかも現在の掛金率の違いだけでなく過去にどういう経緯

を踏まえて違ってきたかという問題もございまして。またさらに、最高が決まっているか決まっていないかという問題もございまして。退職後支給停止があるのかないのかという問題もございまして、もう挙げれば切りがないほどたくさんあるのでございます。

しかし、この問題は、やはり単なる不合理な格差というものと、やむを得ないという問題があると思っております。したがって、その不合理な格差についてはまず直していくということ、そしてそれは何よりもやはり所管庁が責任を持って是正していくということが第一歩でなければならぬと思っております。

現在、共済年金制度基本問題研究会で共済年金相互間の検討が進められております。これが第一歩だろーうと思っております。この検討の結果を見まして、われわれはこの官民格差の問題その他を含めて不合理な不均衡を是正していく、そしてさらには究極的な方向としては一本化の方向に向かっていきたい、かように考えているわけでございます。(拍手)

〔国務大臣安孫子藤吉君登壇、拍手〕  
 ○国務大臣(安孫子藤吉君) 地方公務員の給与の適正化についてのお尋ねでございしますが、地方公務員の給与水準は、漸次低下はしてきておるもの、いまなお国家公務員のそれを相当上回っておる団体がございます。国、地方を通じて行政改革、財政再建が叫ばれておる今日、地方公務員給与の適正化は当然に取り組まなければならぬ課題であると考えております。その促進を図るための方策を積極的に講じてまいる考えでございます。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕  
 ○国務大臣(中曾根康弘君) 一括法案であるから総理が提案者になれという御質問でございまして、本件は、各省にまたがる事務に関しまして総理の御指示に基づいて私が取りまとめをいたしましたもので、これは行管庁設置法にのっとっておると

ところでございまして。なお、総理は、政治生命をかけて陣頭指揮をしておられますから、御趣旨にも沿っておることであると思っております。(拍手)

午後六時十七分開議  
 ○議長(徳永正利君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
 この際、日程に追加して、地方公務員法の一部を改正する法律案(第九十三回国会内閣提出、第九十四回国会衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。  
 「異議なし」と呼ぶ者あり  
 ○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長上條勝久君。

審査報告書  
 地方公務員法の一部を改正する法律案  
 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
 昭和五十六年十月三十日  
 地方行政委員長 上條 勝久  
 参議院議長 徳永 正利殿

要領書  
 一、委員会の決定の理由  
 本法律案は、地方公共団体における行政の一層の能率的運営を図るため、国家公務員と同様、地方公務員に定年制度を設けるとともに、定年に達する職員の新事務延長の特例、定年によ

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の削減その他の臨時の特例措置に関する法律案(趣旨説明) 議事日程追加の件 地方公務員法の一部を改正する法律案

り退職した者の再任用等について規定するもの  
で、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項につ  
いて善処すべきである。

一、将来、地方公務員について定年年齢の改正が  
必要とされる場合には、改めて検討するものと  
する。

二、定年制度が制定されるに至つた趣旨にかんが  
み、本法の施行後においては、定年年齢以下の  
年齢における組織的、集団的な退職勧奨はな  
くなるよう指導するものとする。

三、定年による退職の特例および定年退職者の再  
任用の運用に当たっては、勤務実績および関係  
職員団体の意見を反映する等運用の公正さを確  
保するものとする。

四、本法の運用に当たっては、本法の施行時に在  
職する者について、通算退職年金を含む年金の  
受給資格の有無につき配慮するものとする。

五、本法の施行に関する国の指導に当たっては、  
地方公共団体の自主性を損うことのないよう配  
慮するものとする。  
右決議する。

地方公務員法の一部を改正する法律案(第九  
十三回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。  
よつてこれを送付する。

昭和五十六年五月二十二日

衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

地方公務員法の一部を改正する法律案  
(小字及び一は衆議院修正)

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一

号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「降任、免職、休職等」  
に改め、同条の次に次の三条を加える。  
(定年による退職)

第二十八条の二 職員は、定年に達したときは、  
定年に達した日以後における最初の三月三十一  
日までの間において、条例で定める日に退職す  
る。

2 前項の定年は、国の職員につき定められてい  
る定年を基準として条例で定めるものとする。

3 前項の場合において、地方公共団体における  
当該職員に關しその職務と責任に特殊性がある  
こと又は欠員の補充が困難であることにより国  
の職員につき定められている定年を基準として  
定めることが実情に即さない認められるときは  
は、当該職員の定年については、条例で別の定  
めをすることができる。この場合においては、  
国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を  
失しないように適当な考慮が払われなければなら  
ない。

4 前三項の規定は、臨時的に任用される職員そ  
の他の法律により任期を定めて任用される職員  
及び非常勤職員には適用しない。  
(定年による退職の特例)

第二十八条の三 任命権者は、定年に達した職員  
が前条第一項の規定により退職すべきこととな  
る場合において、その職員の職務の特殊性又は  
その職員の職務の遂行上の特別の事情からみて  
その退職により公務の運営に著しい支障が生ず  
ると認められる十分な理由があるときは、同項  
の規定にかかわらず、条例で定めるところによ  
り、その職員に係る同項の規定に基づく条例で  
定める日の翌日から起算して一年を超えない範  
囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事  
させるため引き続き勤務させることができ  
る。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定に  
より延長された期限が到来する場合において、

前項の事由が引き続き存すると認められる十分  
な理由があるときは、条例で定めるところによ  
り、一年を超えない範囲内で期限を延長するこ  
とができる。ただし、その期限は、その職員に  
係る前条第一項の規定に基づく条例で定める日  
の翌日から起算して三年を超えないことのできな  
い。  
(定年退職者の再任用)

第二十八条の四 任命権者は、第二十八条の二第  
一項の規定により地方公共団体を退職した者又  
は前条の規定により勤務した後地方公共団体を  
退職した者について、その者の能力及び経験を  
考慮し、公務の能率的運営を確保するため特に  
必要があると認めるときは、条例で定めるとこ  
ろにより、一年を超えない範囲内で任期を定  
め、その者を当該地方公共団体の常時勤務を要  
する職に採用することができる。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新され  
た任期は、条例で定めるところにより、一年を  
超えない範囲内で更新することができる。

3 前二項の規定による任期については、その末  
日は、その者に係る第二十八条の二第一項の規  
定に基づく条例で定める日の翌日から起算して  
三年を超えないことのできな  
い。  
附則

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日か  
ら施行する。ただし、次条の規定は、公布の日  
から施行する。  
(必要な準備措置)

第二条 この法律による改正後の地方公務員法  
(以下「新法」という。)の規定による職員の定年  
に關する制度の円滑な実施を確保するため、任  
命権者(地方公務員法第六條第一項に規定する  
任命権者をいう。以下同じ)は、長期的な人事  
管理の計画的推進その他必要な準備を行うもの  
とし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準  
備に關し必要な連絡、調整その他の措置を講ず  
るものとする。  
(経過措置)

第三条 職員(新法第二十八条の二第四項に規定  
する職員を除く。以下同じ)で同条第二項及び  
第三項の規定に基づく条例の施行の日(以下「条  
例施行日」という。)の前日までにこれらの規定  
に基づく定年として当該条例で定められた年齢  
に達しているものは、条例施行日に退職する。

第四条 新法第二十八条の三の規定は、前条の規  
定により職員が退職すべきこととなる場合につ  
いて準用する。この場合において、新法第二十  
八条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「地  
方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十五  
年法律第 号。以下「昭和五十五年法律第  
 号」という。附則第三條)と、「前条」と  
あるのは「昭和五十五年法律第 号附則第  
四條において準用する前条」と、同条第三項中  
「その者に係る第二十八条の二第一項の規定に

基づく条例で定める日」とあるのは、その者が第二十八条の第二項及び第三項の規定に基づき定年として条例で定められた年齢に達した日」と読み替えるものとする。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第二十八条の四第一項 地方公共団体を退職した者 当該地方公共団体

市町村を退職した者 当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村

附則第二十五条を附則第二十六条とし、附則第二十四条の次に次の一条を加える。

(定年退職者に係る経過措置)

第二十五条 第四十七条第一項(地方公務員法第二十八条の四第一項に係る部分に限る。)の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律

(昭和五十五年法律第 号)附則第五条の規定の適用を受ける県費負担教職員について準用する。

〔上條勝久君登壇、拍手〕

○上條勝久君 たいま議題となりました法律案は、第九十四回国会で成立した国家公務員法の一部を改正する法律と同様、行政の一層の効率的運営を図るため地方公務員についても定年制度を設けることとし、定年は国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めること、職員は定年に達した日以後の最初の三月三十一日までの間の条例で定める日に退職すること、定年退職の特例として勤務の延長及び定年退職者の再任用制度について所要の規定をすること、これらの改正は昭和六十年三月三十一日に施行することなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、前国会の質疑に引き続き、今国会では内閣総理大臣、自治大臣、人事院総裁、その他政府当局に対し質疑し、また参考人の意見を求める等慎重に審議を行いました。その

第六条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「定年」を「定め」に改め、同項の表第十六条第三号の項の次に次のように加える。

間、現行制度の立法過程、自治権との関係、定年制導入の必要性、団体交渉事項の範囲、高齢化の進行と定年制、条例準則の内容、再就職のあっせん等の諸問題について熱心な論議を行ったのであります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党・自由国民会議を代表して亀長委員より賛成、日本社会党を代表して佐藤委員、日本共産党を代表して神谷委員よりそれぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、将来、定年年齢の改正が必要とされる場合には改めて検討するものとすること等五項目にわたる附帯決議が付されております。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) 本案に対し、討論の通告がございませぬ。発言を許します。佐藤三吾君。

〔佐藤三吾君登壇、拍手〕

○佐藤三吾君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました地方公務員法の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論を行うものであります。

申し上げるまでもなく、戦後のわが国の公務員

制度は、ごく一時期を除けば、マッカーサー指令による政令二百一号以来きわめて不当な状態に置かれたまま今日に至っております。憲法で保障された労働基本権が、個別法たる国家公務員法、地方公務員法等で否認されている状態は、自衛隊の存在と同様に、わが国憲法がいかに軽視されているかを物語るものであります。政府及び自治体当局と公務員労働者との間の労使関係が常にぎくしゃくし、正常な関係の確立がなされな根柢はまさにここにあると言つて過言ではありません。

本改正案による公務員の定年制問題は、こうした基本問題の裏返しの問題であります。公務員労働者の定年制は、わが国公務員の社会的地位と任務が戦前の天皇制奉仕から根本的に転換したことに見合つて、憲法が求める理念を公務員制度に実現する具体的な問題として議論されなければならぬのであります。にもかかわらず、自民党政府はこれまで、あるときは財政再建の便法とし、またあるときは行政整理を事として、そうしていままた行政改革の露払いとして定年制を提案するなど、この問題をきわめて政治的に歪曲化してきております。

それゆえに、過去、定年制法案は廃案を余儀なくされたのであります。今回もまたこうした公務員制度のあり方に何ら触れることなくその成立を図ろうとするのは、決して正しい態度とは言えません。公務員労働者をスケープゴートとして進める政府の行政改革が、民主、公正、効率的な行政の実現という行政改革とは全く無縁なものであることをみずから証明するものと言えます。

以上のような基本的な立場から本改正案を見ますと、幾つかの重大な問題が指摘されるところであります。

第一は、すでに申し上げたように、定年制を、公務員制度全体を改革するという視点からではなく、木に竹を接ぐがごとき態度で導入しようとしていることであります。

地方公務員法は、その制定当時の議論に明らか

なように、近代的公務員制度の理念としては、定年制を明確に排除することを立法趣旨として制定されたのであります。だからこそ、当時八百八十八の自治体に定年制条例がございましたが、この条例を本法の制定と同時に廃止することとなったのであります。この地方公務員法に定年制を持ち込むことは、こうした趣旨及び制度に抵触するものであり、仮に持ち込む場合においては、地方公務員法の根幹をなす身分保障、労働基本権、政治的な権利などのかかわりにおいて再検討されるべきものであります。これら重要事項を不問にしたままひとり定年制を導入することは、全く不当な措置と言わなければなりません。

第二に、本改正案は、定年制度が重要な勤務条件であることをきわめて軽視していることであり、

重要な勤務条件の一つである職員の退職にかかわる事項は、本来、民間におけると同様に、労使間の団体交渉により双方の合意に基づいて決定することが原則でなければなりません。しかしながら、本改正案においては、本人の意思や条件とかかわりなく、一方的、画一的に法律でもって退職を強制しようとするものであり、近代的な労使関係の基本原則から容認することはできません。もちろん、こうした主張は終身雇用を意味するものでないことは御存じのとおりであります。

たびたびの政府答弁でも明らかのように、労使間合意による現行の勧奨退職制度において円滑な新陳代謝が図られていることは実態的にも証明されております。すなわち、退職管理においても団体交渉によることが最も有効であり、かつ労働基本権保障にも合致するものであり、この面からも本改正案の根柢はないものと言わざるを得ません。

第三に、本改正案は「地方自治の本旨」とは両立し得ないものであります。

本改正案による定年制の実施は条例によることとしておりますが、定年制など基本的な事項に

地方公務員法の一部を改正する法律案

昭和五十六年十月三十日 参議院会議録第八号

昭和五十六年十月三十日 参議院會議録第八号

地方公務員法の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

ついで、そのほとんどが国を基準としてしていることから、自治体の条例制定権は単なる手続規定とされ、その自主性は著しく制限制約されているのであります。地方自治法を空洞化するがごときこうした法定は、今回の臨調第一次答申による行革関連法案を指摘するまでもなく、政府がいかに地方自治を軽視しているかを示すものと言えます。

以上のような基本問題に加え、私は、本改正案が、創意ある人事管理という団体自治の面のみならず、住民自治の発展にとつても不可欠な要因である職員の自発性、創意性を損ない、住民と自治体職員との協調と緊張関係を失わせるであろうことは目に見えたことであり、それは結局、国民生活における自治体の役割りを低下させていくであろうことを強く指摘しておきたいと思ひます。

この際、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案につきましても若干の意見を申し上げたいと存じます。

その第一は人事院勧告の問題であります。去る八月七日に人事院勧告が提出されて以来、今日まで政府は態度を明確にせず、国会に法案提出することすら明らかにしていないことはきわめて遺憾なことと言わざるを得ません。仲裁裁定の完全実施が確定し、一方では七・六〇程度の低いアップ率とはいへ、民間労働者は新賃金で生活をしているいま、公務員労働者といへども速やかに新賃金による生活を求める権利を有していることは、何人も否定し得ないと思ひます。ましてそれが労働基本権を制限する代償機能としての人事院勧告であつてみれば、その実施は政府に課せられた義務であります。

にもかかわらず、近年政府は、人事院勧告を国会対策の道具として政治的駆け引きに使つていくことはまことに許されぬことであります。「小さな政府」という言葉の語源は「安っぽい政府」「国民に信頼されない政府」という意味であり、公務員労働者の生活給たる賃金を政治的駆け引きに使う政府がまさに「小さな政府」と言われても仕方がない

のであります。それがいやなら、政府は真摯な態度をもつて速やかにその完全実施を図るべきであり、政府の猛省を促しておきたいと存じます。

よつて、本案は可決されました。

第二は、今回の改正の前提となつて官民比較のあり方の問題であります。

昭和四十八年改正の際は、官民ともに勤続年数、学歴、職種別などモデルを設定し、その比較を行い、それに加算をつけて二〇％アップしたのであります。今回は、公務員全体では四分の一程度の行政職の一部というきわめてわずかな実態について比較しているにすぎません。御承知のように、公務員の退職手当は俸給月額掛ける支給率で計算しますが、民間の場合は俸給掛ける支給率プラス加算額が定式でございます。しかも、加算額には役職加算、長期勤続加算、定年加算等があり、それらについて十分な調査が行われておらず、今回の官民比較のあり方はまさに実態を把握しているとは言えないものであります。

この一点をもつても、今回の改正が公務員労働者の退職手当制度に偏見を持ち込み、国家財政破綻の責任を公務員労働者に転嫁するものであることは明らかであります。労働基本権否認のまゝ、定年制と退職手当の削減という二重もの抑圧措置を強行しようとするこの、どこに民主政治の姿を見出すことができるでしょうか。

○議長(徳永正利君) これにて討論は終局いたしました。

退職手当の削減にかかわる本改正案にはその他多くの問題点がありますが、以上の二点を強調し、地方公務員法の一部を改正する法律案に対する私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

○議長(徳永正利君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

間における退職金等の実態を十分把握し、退職手当の官民比較の方法など退職手当制度全般につき検討するものとする。

一、退職手当制度の見直しに当たつては、関係職員団体の意向を十分に聴取するものとする。

一、定年制の実施されるまでの間における勧奨退職の実施に当たつては、その運営が円滑に行われるよう十分に配慮するものとする。

右決議する。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第九十三回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつてこれを送付する。

昭和五十六年五月二十二日 衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

附則第十項中「三十号」の下に、「以下「法律第三十号」といふ。」を加える。

附則に次の四項を加える。

職員のうち、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第...)

以下「五十六年法律第一号施行日」といふ。前に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き旧プリント類輸出促進臨時措置法(昭和三十四年法律第五十八号)第十六条第二項に規定する指定機関(指定機関であつた期間の前後の内閣総理大臣が定める期間における当該指定機関とされた法人を含む)に使用される者(役員及び常時勤務に服することとなる者を除く。以下「指定機関職員」といふ。)となるた

め退職をし、かつ、引き続き指定機関職員として在職した後引き続き再び職員となつた者(引き続き指定機関職員として在職した後引き続き公庫等職員として在職し、その後引き続き再び職員となつた者を含む)の第七條第一項の規定による在職期間の計算については、指定機関職員となる前の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

14 職員のうち、五十六年法第一條施行日前に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き地方公共団体(五十六年法第一條施行日前における地方公共団体の退職手当てに關する規定に、職員としての勤務期間を当該地方公共団体における地方公務員としての勤務期間に通算する旨の規定(以下「通算規定」といふ)がない地方公共団体に限る。)の地方公務員となるため退職をし、かつ、引き続き当該地方公共団体の地方公務員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七條第一項の規定による在職期間の計算については、五十六年法第一條施行日前における当該地方公共団体の退職手当てに關する規定に通算規定がある場合に限り、同條第五項の規定にかかわらず、当該地方公共団体の地方公務員となる前の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

15 前二項に規定する者が退職した場合におけるその者に対する第三條から第五條までの規定による退職手当の額は、法律第三十號附則第十二項の規定の例により計算した額とする。

16 附則第十四項に規定する者のうち、昭和四十七年十二月一日に地方公務員であつた者は、法律第三十號附則第五項に規定する適用日に在職する職員とみなす。

(国家公務員等退職手当法の一部分を改正する法律の一部改正)  
 第二條 国家公務員等退職手当法の一部分を改正する法律(昭和四十八年法律第三十號)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の百二十」を「百分の百十」に改める。

附則第六項中「をこえ四十二年」を「をこえ三十八年」に改める。

18 職員が退職した場合に支給する退職手当の基準については、今後の民間事業における退職金の支給の实情、公務員に關する制度及びその運用の状況その他の事情を勘案して総合

昭和五十六年十月三十日 參議院會議録第八号

的に再検討を行い、その結果必要があると認められる場合には、昭和六十年年度までに所要の措置を講ずるものとする。

附則  
 (施行期日)  
 ○中第一條並びに次項及び附則第四項から第七項までの規定は公布の日から、第二條及び附則第三項の規定(適用日等)  
 2 第一條の規定による改正後の国家公務員等退職手当法(以下「改正後の法」といふ)附則第十三項から第十六項までの規定は、昭和四十七年十二月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日以前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 第一條の規定による改正後の国家公務員等退職手当法(以下「改正後の法」といふ)附則第十三項から第十六項までの規定は、昭和四十七年十二月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日以前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 (経過措置)  
 第二條の規定による  
 11 日までの間に關する改正後の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律附則第五項(同法附則第六項又は第七項に關する例による場合を含む)及び同法附則第六項の規定の適用については、○昭和五十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に關するは、同法附則第五項中「百分の百十」一日までの間に關するは、とあるのは「百分の百十五」と、同法附則第六項中「三十八年」とあるのは「四十年」とする。○昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に關するは、同法附則第五項中「百分の百十」とあるのは「百分の百十三」と、同法附則第六項中「三十八年」とあるのは「三十九年」とする。

4 昭和四十七年十二月一日から第一條の規定の施行の日までの期間(以下「適用期間」といふ)内に退職した者につき、改正後の法附則第十三項から第十六項までの規定を適用してその退職手当の額を計算する場合には、勤務期間に關する事項のうちこれらの項に規定するものを除き、当該退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額その他の当該退職手当の計算の基礎となる事項については、当該退職の日においてその者について適用されていた退職手当の支給に關する法令(以下「退職時の法令」といふ)の規定によるものとする。

5 適用期間内に退職した者で改正後の法附則第十三項から第十六項までの規定の適用を受けるもの(そのものの退職が死亡による場合には、当該退職に係る退職手当の支給を受けたその遺族)が適用期間内に死亡した場合には、当該退職に係る

改正後の法及び前項の規定による退職手当は、当該退職した者の遺族(当該退職した者の退職が死亡による場合には、その者の他の遺族)で適用期間内に死亡したものの以外のものに対し、その請求により、支給する。

6 改正後の法第一條の規定は、前項に規定する遺族の範囲及び改訂後について準用する。この場合において、同條第一項中「職員」とあるのは、「職員又は職員であつた者」と読み替へるものとする。

7 適用期間内に退職した者で改正後の法附則第十三項から第十六項までの規定の適用を受けるものに退職時の法令の規定に基づいて第一條の規定の施行前に既に支給された退職手当(そのものの退職が死亡による場合には、その遺族に退職時の法令の規定に基づいて第一條の規定の施行前に既に支給された退職手当)は、改正後の法及び附則第四項の規定による退職手当(前二項に規定する遺族に支給すべき改正後の法及び附則第四項の規定による退職手当を含む)の内払とみなす。

〔遠藤要君登壇 拍手〕  
 ○遠藤要君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第九十三回国会に提出され、衆議院において継続審査となり、第九十四回国会において同院で修正議決の後、本院において継続審査となつたものであります。

本法律案の内容は、長期勤続後の退職者等に対する退職手当の額の二割増の特例を所要の経過措置及び調整措置を講じた上、一割増に減額するとともに、退職手当の基準については、今後の民間事業における退職金の支給実情、公務員制度及びその運用状況等を勘案して総合的に再検討を行い、その結果必要があると認められる場合には、昭和六十年年度までに所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、退職者の生活設計等に急激な変化を与えないための緩和措置として、政府原案を修正して、昭和五十七年一月一日から百分の百十七に、五十八年一月一日から百分の百十三に、五十九年一月一日から百分の百十に引き下げるとともに、本法律案の題名を国家公務員等退職手当法の一部分を改正する法律案

職手当法等の一部を改正する法律に改め、国家公務員等退職手当法に新たに附則を設け、旧プラント類輸出促進臨時措置法に基づく指定機関等への出向職員の在職期間の通算措置を講じる修正が行われております。

なお、去る二十日、質疑に入るに先立って、内閣委員会理事の協議に基づき、委員長より政府に申し入れておいた人事院勧告の取り扱ひについて、中山総理府総務長官より、趣旨を踏まえて誠意をもつて対処してまいりたい旨の発言がありました。

委員会におきましては、鈴木総理の出席を求め質疑を行うなど、その審査を進めました。その質疑の主なものは、退職手当の性格、退職金調査法の概要と資料の公表、法案提出と職員団体交渉との関係、退職手当の見直し問題、特殊法人役員の退職手当、生涯賃金論等でありましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して矢田部理事より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して伊江理事より賛成、日本共産党を代表して安武委員より反対、公明党・国民会議を代表して峯山委員より賛成、民社党・国民連合を代表して柄谷理事より賛成の旨の発言がありました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、退職手当制度見直し等に關する三項目の附帯決議が全会一致で行われました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
 ○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕  
 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

一三三

一三三

昭和五十六年十月三十日 参議院會議録第八号

○議長(徳永正利君) この際、日程に追加して、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件十八件(いずれも第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付)を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長(長村昭美君)。

審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(鉄道労働組合関係)(第九十四回国会閣議第一号)

同(国鉄労働組合関係)(第九十四回国会閣議第二号)

同(国鉄動力車労働組合関係)(第九十四回国会閣議第三号)

同(全国鉄路建設労働組合関係)(第九十四回国会閣議第四号)

同(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(第九十四回国会閣議第五号)

同(国鉄千葉動力車労働組合関係)(第九十四回国会閣議第六号)

右は全会一致をもって公共企業体等労働委員会 の裁定のとおり実施することを承認するとの議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年十月三十日

社会労働委員長 稲谷 照美

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

各件は、昭和五十六年五月十六日公共企業体等労働委員会が行つた日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金の引上げ

議事日程追加の件 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(外十七件)

に係る裁定について、国会の議決を求めるものであり、その実施は、妥当であると認める。

一、費用

各件実施に要する経費は、総額約千七百七十二億円である。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出、本院議院審査)

右件は本院において公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した。よつてこれを送付する。

昭和五十六年十月二十九日

参議院議長 福田 繁雄

参議院議長 徳永 正利殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定に基づき、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和56年 5月16日

仲裁裁定第 576号

(鉄道労働組合関係)

仲裁 裁定 書

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第 576号

裁 定

関係当事者 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

日本国有鉄道

裁 高木 文雄

東京都港区芝2丁目20番12号

鉄道労働組合

組合 長 辻本 滋敏

昭和56年4月16日当事者双方から調停申請があり、同日23日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和56年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和56年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の3.81%相当額に2,880円を加えた額10,289円の原資をもつて引上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均10%の引上げを要求したのに対し、会社が基準内賃金の引上げ額を4.140円とする旨回答したが、交渉は決裂したため当事者双方の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月28日に調停委員長見解として「3.81%+2,880円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日公共企業体等労働委員会の決議に基づき仲裁の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和55年度平均の上昇率は7.8%であり、本年8月の対前年同月上昇率では6.2%であつたことと注目した。

(2) 国家公務員給与との均衡については、昨年

の人事院報告により、国家公務員について4.61%程度の給与増定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、格別の措置を要しないものと認めた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較に当たつて対象とする民間企業の規模の取り方及び比較要素に動議年数を加味することについて労使間で論議が行われたが、その取扱については、なお慎重な検討を要する問題があると認められた。したがつて、現状においては従来どおりの比較手法によることが妥当であると判断し、昭和56年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスベイス方式による1人平均賃金額の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、従来どおり、いわゆる賃上げ相場を形成するとみられる主要企業の動向を事務調査に基づき検討した結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め7.64%程度になると推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いは昨年に引き継ぎ率・額ともにさらに顕著に縮小しており、このような民間産業における今季の賃金引上げの待機にも注目した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、公共企業体等の事業の性格を考慮すれば、本年においても個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに疑念を必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 主文の原資の配分については労使双方の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格別の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、本裁定による原資のねん出について関係政府機関の格別の配慮を要望するとともに、今回の賞金紛争において物価の暴動に伴う実質賞金の維持確保が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物価の安定にさらさら一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和56年5月16日

公共企業体等労働委員会

- 委員長 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 通治
委員 市原昌三郎
委員 隅谷三喜男
委員 舟橋 尚道
委員 山口 俊夫

1 昭和五十六年三月三十一日経済審議院令で、昭和五十六年四月一日公債の賞金に上りて昭和五十六年四月十六日当業者双方の申請により公共企業

体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月二十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会が、同年五月十六日仲裁裁定(第百四十七号)を行った。

1 仲裁裁定の要旨については、現案に添付する仲裁手続規則にあることと併せて、本裁定及び、公共企業体等労働委員会第十六条第一項と第三項との関係が示される。

公共企業体等労働法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる中(国鉄労働組合関係)(第九十四回国会区間選出)本選(選挙権者) 右件本選に於て公共企業体等労働委員会の裁定の二年に遡るものとを承認した。

昭和五十六年五月十六日

公共企業体等労働委員会

- 委員長 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 通治
委員 市原昌三郎
委員 隅谷三喜男
委員 舟橋 尚道
委員 山口 俊夫

1 昭和五十六年三月三十一日経済審議院令で、昭和五十六年四月一日公債の賞金に上りて昭和五十六年四月十六日当業者双方の申請により公共企業

日本国有鉄道 裁 高木 文雄
総 東京千代田区丸の内1丁目11番4号

国鉄労働組合 中央執行委員長 森影 誠
昭和56年4月16日当業者双方から調停申請があり、同月28日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和56年新賞金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文
日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賞金を、昭和56年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賞金の8.81%相当額に2,880円を加えた額10,238円の原資をもつて引き上げること。

理 由
1 今次の賞金紛争は、組合が基準内賞金1人平均25,000円の引上げと85歳・勤続17年の労働者の基準内賞金を197,600円にすることを要求したのに対し、公社が基準内賞金の引上げ額を4,140円とする旨回答したが、交渉は決裂したため当事者双方の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月28日に調停委員長見解として「3.81%+2,880円」の賞金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賞金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賞金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統

計局調べ、全国)によつてみると、その昭和55年度平均の上昇率は7.8%であり、本年8月の対前年同月上昇率では6.2%であつたことに注目した。

(2) 国家公務員給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について4.61%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、格別の措置を要しないものと認めた。

(3) 民間賞金水準との関係については、今次の賞金紛争においても、賞金水準の比較に当たつて対象とする民間企業の規模の取り方及び比較要素に勤続年数を加味することについて労使間で論議が行われたが、その取扱については、なお慎重な検討を要する問題であると認められた。したがつて、現状においては従来どおりの比較手法によることが妥当であると判断し、昭和56年賞金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパイル方式による1人平均賞金額の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認めた。

(4) 民間産業における今季の賞金引上げ状況については、従来どおり、いわゆる賞上げ相場を形成するとみられる主要企業の動向を事務局調査に基づき検討した結果、賞金引上げ率の平均は定期昇給分を含め7.64%程度にたると推定した。また、賞金引上げの分散の度合いは昨年に引き続き率・額ともにさらに顕著に縮小しており、このような民間産業における今季の賞金引上げの特徴にも注目した。(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれ経営状況には相違が認められるものの、公共企業体等の事業の性格を考慮すれば、本年においても個々の経営状況によつて賞金引上

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

なお、「55歳・勤続17年」の労働者の基準内賃金の引上げ要求については、組合の主張は特定年齢層の賃金水準が民間に比べ低位にあるので是正を求める趣旨と認められるが、この問題は、団体交渉及び調停の経緯をふまえ、配分の問題として処理されるべきものと考える。

4 本文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、本裁定による原資のねん出について関係政府機関の格別の配慮を要望するとともに、今回の賃金紛争において物価の変動に伴う実質賃金の維持確保が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物価の安定にさらにも一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和56年5月16日  
公共企業体等労働委員会  
委員 金子 美雄  
委員 中西 實

委員 原田 運治  
委員 市原昌三郎  
委員 関谷三智男  
委員 舟橋 尚道  
委員 山口 俊夫

事 由

一 昭和五十六年三月十一日国鉄労働組合は、昭和五十六年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十六年四月十六日当事者双方の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月二十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十六日仲裁裁定(保五百七十七号)を行った。

二 右裁定の実施については、現状におおむね、計算上可能なものは断定できながら、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に違反するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(国鉄労働力車労働組合関係)(第九十四回国会公団関係)出「本誌継続審査」

右件は本誌において公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した。よつてこれを送付する。  
昭和五十六年十月二十九日  
参議院議長 徳永 正利  
参議院議員 野田 一

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件の申(国鉄労働力車労働組合関係)  
公共企業体等労働委員会の別紙決定によつて、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に

「公」 国会の議決を求める件  
昭和56年5月16日  
仲裁裁定第578号  
(国鉄労働力車労働組合関係)  
仲裁 裁定 書  
公共企業体等労働委員会  
仲裁裁定第578号  
裁 定  
関係当事者  
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号  
日本国有鉄道  
総 裁 高木 文雄  
東京都品川区西五反田3丁目2番19号  
国鉄動力車労働組合  
中央執行委員長 入敏 重一  
昭和56年4月16日当事者双方から調停申請があり、同月28日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和56年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文  
日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和56年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の8.81%相当額に2,880円を加えた額10,238円の原資をもつて引上げること。

理 由  
1 今次の賃金紛争は、組合が年齢別基本給の引上げ(35歳・勤続17年で25,000円など)を要求したのに対し、会社が基準内賃金の引上げ額を4,140円とする旨回答したが、交渉は決裂したため当事者双方の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月28日に調停委員長見

解として「8.81%+2,880円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、昭和55年度平均の上昇率は7.8%であり、本年3月の対前年同月上昇率では6.2%であったことに注目した。

(2) 国家公務員給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について4.61%程度の給与改定が行われたことと注目したが、種々の角度から検討した結果、格別の措置を要しないものと認めた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較に当たつて対象とする民間企業の規模の取り方及び比較要素に勤続年数を加味することについて労使間で協議が行われたが、その取扱いはついては、なお慎重な検討を要する問題があると思われた。したがつて、現状においては従来どおりの比較手法によることが妥当であると判断し、昭和55年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパイレス方式による1人平均賃金額の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認めた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、従来どおり、いわゆる賃上げ相場を形成するとみられる主要企業の動向を事務局調査に基づき検討した結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め7.04%程度になる

と認められた。したがつて、現状においては従来どおりの比較手法によることが妥当であると判断し、昭和55年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパイレス方式による1人平均賃金額の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認めた。

本文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和56年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の3.81%相当額に2,880円を加えた額10,288円の原資をもつて引き上げること。

理由

1 今次の賃金紛争は、組合が施設関係標準労働者層の基準内賃金21,000円の引上げを要求したのに対し、公社が基準内賃金の引上げ額を4,140円とする旨回答したが、交渉は決裂したため当事者双方の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月23日に調停委員長見解として「3.81%+2,880円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和55年度平均の上昇率は7.8%であり、本年3月の対前年同月上昇率では6.2%であつたとに注目した。(2) 国家公務員給与との均衡については、昨年の人事院報告により、国家公務員について4.61%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、格別の措置を要しないものと認められた。(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較に当たつて対象とする民間企業の規模の取り方及び比較要素に勤続年数を加味することについて

出(本誌掲載資料)

1 日本国有鉄道労働組合(以下本組合)と日本国有鉄道(以下本鉄道)との間の賃金紛争に関する資料。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

2 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

3 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

4 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

5 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

6 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

7 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

8 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

9 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

10 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

11 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

12 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

13 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

14 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

15 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

16 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

17 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年4月16日現在。昭和56年4月16日現在。

実現のための格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、本裁定による原資のねん出について関係政府機関の格別の配慮を要望するとともに、今回の賃金紛争において物価の変動に伴う実質賃金の維持確保が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物価の安定にさらにも一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和56年5月16日

公共企業体等労働委員会  
勸労56年新賃金仲裁委員会

Table with 2 columns: Name and Position. Includes 委員長 中西 實, 委員 金子 美雄, 委員 原田 運治, etc.

出  
1 昭和五十六年三月十一日国鉄労働組合(以下本組合)と日本国有鉄道(以下本鉄道)との間の賃金紛争に関する資料。昭和56年3月11日現在。昭和56年3月11日現在。

2 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年3月11日現在。昭和56年3月11日現在。

3 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年3月11日現在。昭和56年3月11日現在。

4 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年3月11日現在。昭和56年3月11日現在。

5 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年3月11日現在。昭和56年3月11日現在。

6 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年3月11日現在。昭和56年3月11日現在。

7 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年3月11日現在。昭和56年3月11日現在。

8 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年3月11日現在。昭和56年3月11日現在。

9 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年3月11日現在。昭和56年3月11日現在。

10 公共企業体等労働委員会(以下本委員会)の調査報告書。昭和56年3月11日現在。昭和56年3月11日現在。

ものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いは昨年引き続き率・額ともにさらに顕著に縮小しており、このような民間産業における今年度の賃金引上げの特徴にも注目した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況には相違が認められるものの、公共企業体等の事業の性格を考慮すれば、本年においても個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のことき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとおくに変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 組合の要求している年齢別の基本給の引上げに関する問題については、本文では触れなかつたが、これを新賃金決定方式の問題として扱うことは現行制度のもとでは困難である。

したがつて、当面は、団体交渉及び調停の経緯をふまえ、これを配分の問題として処理し、将来のあり方については、いわゆる標準労働者方式との関連などによる賃金引上げ及び現行賃金体系との関連などの諸問題を含め、さらに労使において検討することを期待する。

5 本文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の



とに注目した。

(2) 国家公務員給与との均衡については、昨年の人事院報告により、国家公務員について4.61%程度の給与決定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、格別の措置を要しないものと認められた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較に当たって対象とする民間企業の規模の取り方及び比較要素に勤続年数を加味することについて労使間で論議が行われたが、その取扱については、なお慎重な検討を要する問題があると思われた。したがって、現状においては従来どおりの比較手法によることが妥当であると判断し、昭和55年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスバイレス方式による1人平均賃金額の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、従来どおり、いわゆる賃上げ相場を形成するとみられる主要企業の動向を事務局調査に基づき検討した結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め7.64%程度になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いは昨年に引き継ぎ率・額ともにさらに顕著に縮小しており、このような民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも注目した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、公共企業体等の事業の性格を考慮すれば、本年においても個々の経営状況によって賃金引上げに格差を認めることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金につい

ては、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに変える必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

4 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、本裁定による原資のねん出について関係政府機関の格別の配慮を要望するとともに、今回の賃金紛争において物価の変動に伴う実質賃金の維持確保が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物価の安定にさらには一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和56年5月16日  
公共企業体等労働委員会  
全動労56年新賃金仲裁委員会

- 委員長 中西 實
- 委員 金子 美雄
- 委員 原田 運治
- 委員 市原昌三郎
- 委員 関谷三喜男
- 委員 舟橋 尚道
- 委員 山口 俊夫

事由

1 昭和五十六年三月十日全国運輸力車労働組合専合会と、昭和五十六年四月一日の建設の賃金引上げの闘争の解決をめぐり、日本国鉄と、千葉市新千葉1丁目3番24号

「団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十六年四月十六日当事者双方の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月二十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十六日仲裁裁定(第五百八十号)を行った。

右裁定の実施については、現状のままでは、計算上困難であるとの理由で、本裁定の「本裁定は、公共企業体等労働法第十六条第一項の趣旨を踏まえ、認めらるる。」

公共企業体等労働法第十六条第二項の規定に基づき、国鉄の議決を承るるの旨(国鉄千葉動力車労働組合専合会)と、同国鉄(国鉄千葉動力車労働組合専合会)との間に、本裁定の「本裁定は、公共企業体等労働法第十六条第一項の趣旨を踏まえ、認めらるる。」

昭和56年5月16日  
公共企業体等労働委員会  
全動労56年新賃金仲裁委員会

- 委員長 中西 實
- 委員 金子 美雄
- 委員 原田 運治
- 委員 市原昌三郎
- 委員 関谷三喜男
- 委員 舟橋 尚道
- 委員 山口 俊夫

事由

1 昭和五十六年三月十日全国運輸力車労働組合専合会と、昭和五十六年四月一日の建設の賃金引上げの闘争の解決をめぐり、日本国鉄と、千葉市新千葉1丁目3番24号

日本国鉄道千葉鉄道管理局長  
片岡龍之助

千葉県千葉市要町2番8号  
国鉄千葉動力車労働組合  
執行委員長 関川 幸

昭和56年4月17日当事者双方から調停申請があり、同月23日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和56年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第一号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和56年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の8.81%相当額に2,880円を加えた額10,233円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が年別別基本給の引上げ(35歳で25,900円など)を要求したのに対し、公社が基準内賃金の引上げ額を4,140円とする旨回答したが、交渉は決裂したため当事者双方の申請により調停に所属した。調停段階においては、4月23日に調停委員長見解として「3.81%+2,880円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和55年度平均の上昇率は7.8%であり、本年3

月の対前年同月上昇率では6.2%であつたこととに注目した。

(2) 国家公務員給与との均衡については、昨年の人事院報告により、国家公務員について4.61%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、格別の措置を要しないものと認められた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較に当たつて対象とする民間企業の規模の取り方及び比較要素に勤続年数を加味することについて労使間で論議が行われたが、その取扱については、なお慎重な検討を要する問題であると認められた。したがつて、現状においては従来どおりの比較手法によることが妥当であると判断し、昭和55年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラヌスパイレス方式による1人平均賃金額の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今年の賃金引上げ状況については、従来どおり、いわゆる賃上げ相場を形成するとみられる主要企業の動向を事務局調査に基づき検討した結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め7.64%程度になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いは昨年を引き続き率・額ともさらに顕著に縮小しており、このような民間産業における今年の賃金引上げの特徴にも注目した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、公共企業体等の事業の性格を考慮すれば、本年においても個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を設けることは適当でないと考えられた。

3 委員会は、以上のどとき諸条件を総合的に勘

察した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 組合の要求している年齢別の基本給の引上げに関する問題については、本文では述べられなかつたが、これを新賃金決定方式の問題として扱うことは現行制度のもとでは困難である。したがつて、この問題は、配分の問題として処理されるべきものと考えられた。

5 本文の原案の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、労使関係の向上に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、本裁定による原案のねん出について関係政府機関の格別の配慮を要望するとともに、今回の賃金紛争において物価の変動に伴う実質賃金の維持確保が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物価の安定にさらば一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和56年5月16日

公共企業体等労働委員会

勳労千葉56年新賃金仲裁委員会

- 委員長 中西 實
- 委員 金子 美雄
- 委員 原田 運治
- 委員 市原昌三郎
- 委員 隅谷三喜男

事 由  
昭和五十六年三月十三日国鉄千葉動力車労働組合は、昭和五十六年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道及び日本国有鉄道千葉鉄道管理局に対し提出し、団体交渉を重

ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十六年四月十七日当事者双方の申請により公共企業体等労働委員会関東地方調停委員会の調停段階に、公共企業体等労働委員会の決議により同年四月十八日同委員会の調停段階に入り、更に同年四月二十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十六日仲裁裁定第五百九十一号を行った。

右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であると判断できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に違反するものと認められる。

審査報告書  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)(第九十四回国会附議第七号)

同(日本電信電話労働組合関係)(第九十四回国会附議第八号)

右は全会一致をもちて公共企業体等労働委員会

の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年十月三十日

社会労働委員長 粕谷 照美  
参議院議長 徳永 正利殿

監事  
委員会の決定の理由  
各件は、昭和五十六年五月十六日公共企業体

等労働委員会が行つた日本電信電話公社の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金の引上げに係る裁定について、国会の議決を求めるものであり、その実施は、妥協的であると認められる。

一、費用  
各件実施に要する経費は、総額約七百八十三億円である。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出、本院継続審査)

右件は本院において公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した。よつてこれを送付する。

昭和五十六年十月二十九日

参議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和56年5月16日

仲裁裁定第592号  
(全国電気通信労働組合関係)  
申 裁 裁 定 書  
公共企業体等労働委員会  
仲裁裁定第592号

裁 定  
関係当事者  
申請人 東京都千代田区内幸町1  
丁丁1番6号

日本電信電話公社

総 裁 真 藤 恒

相手方 東京都千代田区神田駿河

台 3丁目6番地

全国電気通信労働組合

中央執行委員長 及川 一夫

昭和56年5月1日申請のあつた上記当事者間の昭和56年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本電信電話公社の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和56年4月1日以後、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の3.81%相当額に2,880円を加えた額9,552円の原因をもつて引上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が年齢、勤続年数別賃金水準の決定(引上げ率10%基準)を要求したのに対し、公社が基準内賃金の引上げ額を3,845円(定期昇給分を含め7,820円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため当事者双方の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月30日に調停委員長見解として「3.81%+2,880円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することに於いて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、関係当事者に調停を継続することが困難である旨通知された。このため、5月1日公社申請に基づき紛争の処理が仲裁に移された。2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和55年度平均の上昇率は7.8%であり、本年3月

の前年同月上昇率では6.2%であつたことに注目した。

(2) 国家公務員給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について4.61%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、格別の措置を要しないものと認められた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較に当たつて対象とする民間企業の規模の取り方及び比較要素に勤続年数を加味することに於いて労使間で論議が行われたが、その取扱いについては、なお慎重な検討を要する問題があるためと認められた。したがつて、現状においては従来どおりの比較手法によることが妥当であると判断し、昭和55年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパイロス方式による1人平均賃金額の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、従来どおり、いわゆる賃上げ相場を形成するとみられる主要企業の動向を事務局調査に基づき検討した結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め7.64%程度になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いは昨年に引き続き率・額ともにさらに顕著に縮小しており、このような民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも注目した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれ経営状況には相違が認められるものの、公共企業体等の事業の性格を考慮すれば、本年において個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を設けることは適当でないと考えた。

(6) 委員会は、組合が主張する「電電事業にら

ざわしい賃金」と民間賃金準拠のあり方については、労使において、広く関係者の合意形成の問題も含め、引き続き検討を加えることが必要であると考えた。

なお、電気通信事業の変容と労働態様の変化に対応した賃金の必要性に関して労使間で認識の一致をみているが、賃金全般の具体的な内容についてさらに労使において協議するよう期待する。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を悉くに変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、本文では触れなかつたが、引き続き労使において検討することを期待する。

5 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上を実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、本裁定による原資のねん出について関係政府機関の格別の配慮を要望するとともに、今回の賃金紛争において物面の変動に伴う実質賃金の維持確保が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物面の安定にさらには一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和56年5月16日

公共企業体等労働委員会

全電通56年新賃金仲裁委員会

委員長 中西 美雄  
委員 金子 運治  
委員 原田 三郎  
委員 市原昌三郎  
委員 陣谷三喜男  
委員 陣谷 尚道  
委員 山口 俊夫

事 由

1 昭和五十六年三月九日全国電気通信労働組合は、昭和五十六年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本電信電話公社(以下「公社」という。)に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決困難な事態となり、昭和五十六年四月二十三日当事者双方の申請により公共企業体等労働委員会に調停段階に入り、更に同年五月一日公社の申請により仲裁手続に移行し、同委員会が、同年五月十六日仲裁決定(第五百九十二号)を行つた。

2 右決定の実施については、現状における賃金引上げ率と引上げ額との差を縮小するに努め、本裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項を履行するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出) 本議院議案(審査)

右件が本院で採択された公共企業体等労働委員会の決定のとおり実施することを承認した。

昭和五十六年十月二十九日  
衆議院議長 榎田 一  
参議院議長 榎永 正和

昭和五十六年十月三十日 参議院議長 榎永 正和

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の  
規定に基づき、国公金の議決を定めるの件  
(日本電信電話労働組合関係)  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の  
規定に基づき、国公金の議決を定めるの件  
(日本電信電話労働組合関係)

昭和56年5月16日  
仲裁裁定第598号  
(日本電信電話労働組合関係)

仲裁裁定書  
公共企業体等労働委員会  
仲裁裁定第598号

裁 定

関係当事者  
申請人 東京都千代田区内幸町1  
丁目1番6号  
日本電信電話公社  
総 裁 眞藤 恒  
相手方 東京都杉並区天沼2丁目  
26番12号  
日本電信電話労働組合  
中央執行委員長 桑畑 実男

昭和56年5月1日申請のあつた上記当事者間の  
昭和56年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員  
会(以下「委員会」といふ。)は、慎重審議の結果、  
次のとおり裁定する。

主 文

日本電信電話公社の公共企業体等労働関係法上  
の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第  
1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和56  
年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上  
記職員の基準内賃金の3.81%相当額に2,880円を  
加えた額9,552円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平  
均18,000円の引上げを要求したのに対し、公社  
が基準内賃金の引上げ額を3,845円(定期昇給分

を含め7,820円)とする旨回答したが、交渉は決  
裂したため公社申請により調停に係属した。調  
停段階においては、4月30日に調停委員長見解  
として「38.1%+2,880円」の賃金引上げ案が提示  
された。しかしながら、これに基づき調停案を  
作成することについて労使委員の同意が得られ  
ず、調停は不調となり、関係当事者に調停を継  
続することが困難である旨通知された。このた  
め、5月1日公社申請に基づき紛争の処理が申  
裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定  
する際考慮すべき重要な条件である生計費の動  
向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などに  
ついて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統  
計局調べ、全国)によつてみると、その昭和  
55年度平均の上昇率は7.8%であり、本年3  
月の対前年同月上昇率では6.2%であつたこ  
とに注目した。

(2) 国家公務員給与との均衡については、昨年  
の人事院勧告により、国家公務員について  
4.61%程度の給与改定が行われたことに注目  
したが、種々の角度から検討した結果、格別  
の措置を要しないものと認めた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の  
賃金紛争においても、賃金水準の比較に当た  
つて対象とする民間企業の規模の取り方及び  
比較要素に動続年数を加味することについて  
労使間で議論が行われたが、その取扱いにつ  
いては、なお慎重な検討を要する問題がある  
と認められた。したがつて、現状においては  
従来どおりの比較手法によることが妥当であ  
ると判断し、昭和55年新賃金構造基本統計調査  
などを用いて、企業規模100人以上を対象と  
し、性、学歴、年齢別のラスパイルズ方式に  
よる1人平均賃金額の比較をしたところ、ほ  
ぼ均衡しているものと認めた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況に

ついては、従来どおり、いわゆる賃上げ相場  
を形成するとみられる主要企業の動向を事務  
局調査に基づき検討した結果、賃金引上げ率  
の平均は定期昇給分を含め7.64%程度になる  
ものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いは昨年に  
引き続き率・額ともにさらに顕著に縮小して  
おり、このような民間産業における今季の賃  
金引上げの特徴にも注目した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経  
営状況についても検討を行つたが、それぞれ  
の経営状況には相違が認められるものの、公  
共企業体等の事業の性格を考慮すれば、本年  
においても個々の経営状況によつて賃金引上  
げに格差を設けることは適当でないと考え  
た。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘  
案した結果、公共企業体等の職員の賃金につ  
いては、従来どおり民間賃金の動向を重視して決  
定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づい  
て示された調停段階における調停委員長見解の  
内容をとくに変える必要はないものと認め、主  
文のとおり裁定した。

4 主文の原資の配分については労使間の協議に  
よつて決定することとし、その協議を早期に完  
了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう  
要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公  
共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上  
の役割の重要性を十分認識し、労使関係の安定  
に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の  
実現のために格段の努力を払い、もつて広く国  
民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、本裁定による原資のねん出につ  
いて関係政府機関の格別の配慮を要望するととも  
に、今回の賃金紛争において物面の変動に伴う  
実質賃金の維持確保が重要な争点として提起さ

れたことにもかんがみ、政府が物価の安定にさ  
らに一層の努力を傾けることを期待するもの  
である。

昭和56年5月16日  
公共企業体等労働委員会  
電賃労組56年新賃金仲裁委員会

- |     |       |
|-----|-------|
| 委員長 | 中西 實  |
| 委員  | 金子 美雄 |
| 委員  | 原田 運治 |
| 委員  | 市原昌三郎 |
| 委員  | 陣谷三喜男 |
| 委員  | 舟橋 清道 |
| 委員  | 山口 俊夫 |

申 由

1 国保五十六年三月二日日本電信電話労働組合  
は、国保五十六年四月一日以後の賃金引上げに  
関する議案を日本電信電話公社(以下「公社」と  
いふ。)に提出し、団体交渉を重ねたが、議  
案が困難な事象となり、昭和五十六年四月二十  
三日公社の申請により公共企業体等労働委員会  
の調停段階に入り、更に同年五月一日公社の申  
請により仲裁手続に移行し、同委員会が、同  
五月十六日仲裁裁定(第五百九十三号)をこ  
した。

1 仲裁裁定の求償及び償付が、現状では争うべき  
本算上可なりと認められ、争うべき争点として、本裁  
定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項  
の総則たるものと認められる。

審判部 審判長

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規  
定に基づき、国公金の議決を定めるの件  
(全労連労働組合関係)(第九十四回国会  
附議案第九号)

本は全労一級をめぐり公共企業体等労働委員会  
の議定のとおり実施するものとする。

と議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
昭和五十六年十月三十日  
社会労働委員長 粕谷 照美  
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本件は、昭和五十六年五月十六日公共企業体等労働委員会が行つた日本専売公社の公共企業体等労働関係法上の職員の高給の引上げに係る決定について、国会の議決を求めるものがあり、その実施は、遂行せざるべしである。  
費用  
本件実施に要する経費は、総額約九十一億に上る。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(全労連労働組合連合会)は、九月十四日国会に提出し、本会(本会)は、右件は本会として公共企業体等労働関係法上の規定のとおり実施するよう承諾した。  
よつてこれを交付する。  
昭和五十六年十月二十九日  
参議院議長 栗田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(全労連労働組合連合会)は、九月十四日国会に提出し、本会(本会)は、右件は本会として公共企業体等労働関係法上の規定のとおり実施するよう承諾した。  
よつてこれを交付する。  
昭和五十六年十月二十九日  
参議院議長 栗田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

昭和56年 5月16日  
仲裁裁定第584号  
(全専売労働組合関係)

仲裁裁定書  
公共企業体等労働委員会  
仲裁裁定第584号  
裁 定  
関係当事者  
東京港区虎ノ門2丁目2番1号  
日本専売公社  
裁 東 美之松  
総 東京港区芝5丁目26番30号  
全専売労働組合  
中央執行委員長 牧内 研二

昭和56年4月16日当事者双方から調停申請があり、同月23日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した。上記当事者間の昭和56年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。  
主 文  
日本専売公社の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和56年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の3.81%相当額に2,880円を加えた額9,761円の原資をもつて引き上げること。

理 由  
1 今次の賃金紛争は、組合が年齢、勤続年数別の基本給の引上げ(35歳・勤続17年を190,000円とするなど)を要求したのに対し、公社が基準内賃金の引上げ額を3,987円(定期昇給分を含む8,163円)とする旨回答したが、交渉は決裂した。ため当事者双方の申請により調停に所属した。調停段階においては、4月23日に調停委員長見解として「3.81%+2,880円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。  
(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和56年度平均の上昇率は7.8%であり、本年3月の対前年同月上昇率では6.2%であつたことに注目した。  
(2) 国家公務員給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について4.61%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、格別の措置を要しないものと認めた。  
(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較に当たつて対象とする民間企業の規模の取り方及び比較要素に勤続年数を加味することについては労使間で議論が行われたが、その取扱については、なお慎重な検討を要する問題があるものと認められた。したがつて、現状においては従来どおりの比較手法によることが妥当であると判断し、昭和55年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のオズバインズ方式による1人平均賃金額の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認めた。  
(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、従来どおり、いわゆる賃上げ相場を形成するとみられる主要企業の動向を事務局調査に基づき検討した結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め7.64%程度になるものと推定した。  
また、賃金引上げの分散の度合いは昨年に引き続き率・額ともにさらに顕著に縮小しており、このよう民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも注目した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれ経営状況には相違が認められるものの、公共企業体等の事業の性格を考慮すれば、本年においても同様の経営状況によつて賃金引上げに格差を認めることは、適当でないと考えた。  
3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。  
したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに採る必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。  
4 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、本文では触れなかつたが、労使において検討が十分なまされては認められないので、今後さらに検討することを期待する。  
5 本文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。  
6 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。  
7 委員会は、本裁定による原資のねん出について関係政府機関の格別の配慮を要望するとともに、今回の賃金紛争において物面の変動に伴う実質賃金の維持確保が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物面の安定にさらさら第一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和五十六年十月三十日 参議院會議録第八号

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)外十七件

一一二四

昭和56年5月16日

公共企業体等労働委員会

全専売56年新賃金申裁委員会

- 委員長 中西 實
- 委員 金子 美雄
- 委員 原田 進治
- 委員 市原四三郎
- 委員 藤谷三雄男
- 委員 井橋 道雄
- 委員 山口 俊夫

事由

一 昭和五十六年三月九日全専売労働組合は、昭和五十六年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本専売公社に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十六年四月十六日当事者双方の申請により、公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月二十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は同年五月十六日仲裁裁定(第五百八十四号)を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(全通信労働組合関係)(第九十四回国会 附議第一〇号)

同(全日本郵政労働組合関係)(第九十四回国会附議第一一七号)

右は全会一致をもちて公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認するものの議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年十月三十日

社会労働委員長 粕谷 照美

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

各件は、昭和五十六年五月十六日公共企業体等労働委員会が行つた郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金の引上げに係る裁定について、国会の議決を求めるものであり、その実施は、妥協であると認められる。

費用

各件実施に要する経費は、総額約六百七十七億円であります。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出 本院継続審査)

右件は本院において公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した。よつてこれを送付する。

昭和五十六年十月二十九日

参議院議長 徳永 正利殿

衆議院議長 福田 一

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定に基づき、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和56年5月16日

仲裁裁定第587号

(全通信労働組合関係)

仲裁裁定書

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第587号

裁定

関係当事者

東京都千代田区霞が関1丁目3番2号

郵政大臣 山内 一郎

東京都文京区後楽1丁目2番7号

全通信労働組合

中央執行委員長 太田 清治

昭和56年4月17日当事者双方から調停申請があり、同日23日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和56年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和56年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の3.81%相当額に2,880円を加えた額9,678円の原因をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均22,000円の引上げと標準労働者(高卒35歳・勤続17年)の基準内賃金を195,800円にすることを要求したのに対し、当局が基準内賃金の引上げ額を3,907円(定期昇給分を含め8,350円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため当事者双方の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月23日に調停委員長見解として「3.81%+2,880円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することに於いて労働委員会の同意が得られず、調停は不調となり、同日公共企業体等労働委員

会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和55年度平均の上昇率は7.8%であり、本年3月の対前年同月上昇率では6.2%であつたことと注目した。

(2) 国家公務員給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について4.61%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、格別の措置を要しないものと認められた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較に当たつて対象とする民間企業の規模の取り方及び比較要素に勤続年数を加味することについて労使間で論議が行われたが、その取扱については、なお慎重な検討を要する問題があることと認められた。したがつて、現状においては従来どおりの比較手法によることが妥当であると判断し、昭和55年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパイルズ方式による1人平均賃金額の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、従来どおり、いわゆる賃上げ相場を形成するとみられる主要企業の動向を事務局調査に基づき検討した結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め7.64%程度になると推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いは昨年に引き続き率・額ともさらに顕著に縮小しており、このような民間産業における今季の賃金

引上げの特徴にも注目した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるもの、公共企業体等の事業の性格を考慮すれば、本年においても個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のことき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに受ける必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

なお、組合は、1人当たり賃金引上げ要求にあわせていわゆる標準労働者(高卒35歳・勤続17年)の基準内賃金の引上げ要求を行っているが、この問題は、配分の問題として処理されるべきものと考える。

4 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、本裁定による原資のねん出について関係政府機関の格別の配慮を要望するとともに、今回の賃金紛争において物価の暴動に伴う実質賃金の維持確保が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物価の安定にさらば一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和56年5月16日

公共企業体等労働委員会  
全通56年新賃金仲裁委員会

委員長	中西 實
委員	金子 美雄
委員	原田 憲治
委員	市原昌三郎
委員	藤谷三雄男
委員	河道 俊夫
委員	井橋 山口
委員	後夫

事 由

1 昭和五十六年三月五日全通信労働組合は、昭和五十六年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を郵政省に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十六年四月十七日当事者双方の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月二十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会が、同年五月十六日仲裁裁定(第五百八十七号)を行った。

2 右裁定の実施については、現状におおむね予算上可能であると判断できないうので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するもの認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出「本院議案」)

右件は本院において公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した。よつてこれを送付する。

昭和五十六年十月二十九日  
衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の所轄裁定として、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めらる。

昭和56年5月16日  
仲裁裁定第588号  
全日本郵政労働組合関係)

仲 裁 裁 定 書

公共企業体等労働委員会  
仲裁裁定第588号  
関係当事者  
東京都千代田区霞が関1丁目3番  
2号  
郵政大臣 山内 一郎  
東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目20番  
6号  
全日本郵政労働組合  
中央執行委員長 福井 秀政

昭和56年4月17日郵政大臣から調停申請があり、同日22日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和56年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

郵政省所屬の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和56年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の3.81%相当額に2,880円を加えた額9,678円(原資をもつて引き上げること)。

1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均18,000円の引上げを要求したのに対し、当局

が基準内賃金の引上げ額を3,907円(定期昇給分を含め8,350円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため当局申請により調停に所属した。調停段階においては、4月22日に調停委員長見解として「3.81%+2,880円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和55年度平均の上昇率は7.8%であり、本年3月の対前年同月上昇率では6.2%であつたことに注目した。

(2) 国家公務員給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について4.81%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、格別の措置を要しないものと認めた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較に当たつて対象とする民間企業の規模の取り方及び比較要素に動続年数を加味することについて労使間で議論が行われたが、その取扱については、なお慎重な検討を要する問題があることと認められた。したがつて、現状においては従来どおりの比較手法によることが妥当であると判断し、昭和55年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパイル方式による1人平均賃金額の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況に

昭和五十六年十月三十日 参議院会議録第八号

ついで、従来どおり、いわゆる賃上げ相場を形成するとみられる主要企業の動向を事務局調査に基づき検討した結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め7.64%程度になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いは昨年に引き続き率・額ともにさらに顕著に縮小しており、このような民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも注目した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、公共企業体等の事業の性格を考慮すれば、本年においても個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を認めることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに変更する必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、本裁定による原資のねん出について関係政府機関の格別の配慮を要望するとともに、今回の賃金紛争において物面の変動に伴う実質賃金の維持確保が重要な争点として提起さ

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)外十七件

一一六

れたことにもかんがみ、政府が物面の安定にわたる一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和56年5月16日

公共企業体等労働委員会

全額昭和56年新賃金并致委員会

- 委員長 中西 實
- 委員 金子 兼雄
- 委員 原田 運治
- 委員 市原四郎
- 委員 関谷川雄男
- 委員 舟橋 道雄
- 委員 山口 俊夫

事由

一 昭和五十六年三月二日全日本郵政労働組合は、昭和五十六年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を郵政省に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十六年四月十七日郵政省の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月二十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十六日仲裁裁定(第五百八十八号)を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「定員内職員及び非常勤作業員(常勤作業員を含む。)」(第九十四回国会回議第一二二号))  
同(全林野労働組合関係「基幹作業職員、非常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者

を除く。))及び定期作業員(第九十四回国会回議第一三三号)  
同(日本林業労働組合関係「定員内職員及び非常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常勤作業員を含む。)」(第九十四回国会回議第一四号))

同(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、非常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を除く。))及び定期作業員(第九十四回国会回議第一五号))

右は全会一致をもつて公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
昭和五十六年十月三十日

参議院議長 徳永 正利殿  
社会労働委員長 粕谷 照業

要領書

一、委員会の決定の理由  
各件は、昭和五十六年五月十六日公共企業体等労働委員会が行つた林野庁所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金の引上げに係る裁定について、国会の議決を求めるものであり、その実施は、妥当であると認めらる。

一、費用  
各件実施に要する経費は、総額約百二十九億円である。

審査

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「定員内職員及び非常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常勤作業員を含む。)」(第九十四回国会回議提出、本院継続審査)  
右件は本院において公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した。よつてこれを送付する。

昭和五十六年十月二十九日  
参議院議長 徳永 正利殿  
一

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「定員内職員及び非常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常勤作業員を含む。)」)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和56年5月16日

仲裁裁定第585号

(全林野労働組合関係) 仲裁裁定第585号  
公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第585号

裁定  
関係当事者  
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
林野庁長官 須藤 敬男  
東京都文京区大塚3丁目28番7号  
全林野労働組合  
中央執行委員長 伊藤嘉太郎

昭和56年4月17日当事者双方から調停申請があり、同月23日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和56年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主文

林野庁所属の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)のうち、定員内職員及び非常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常勤作業員を

わ。)の基準内賃金を、昭和56年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の3.81%相当額に2,880円を加えた額10,478円(原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が標準労働者(高卒普通職・55歳・勤続17年)の基準内賃金を201,500円とし、これを基準に俸給表を改善することを要求したのに対し、当局が基準内賃金の引上げ額を4,188円(定期昇給分を含め8,157円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため当事者双方の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月23日に調停委員長見解として「3.81%+2,880円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和55年度平均の上昇率は7.8%であり、本年8月の対前年同月上昇率では6.2%であつたと注目した。

(2) 国家公務員給与との均衡については、昨年の人事院報告により、国家公務員について4.61%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、格別の措置を要しないものと認めた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較に当たつて対象とする民間企業の規模の取り方及び比較要素に勤続年数を加味することについて労使間で議論が行われたが、その取扱いはついては、なお慎重な検討を要する問題がある

と認められた。したがつて、現状においては従来どおりの比較手法によることが妥当であると判断し、昭和55年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスバイナス方式による1人平均賃金額の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認めた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、従来どおり、いわゆる賃上げ相場の形成するとみられる主要企業の動向を事務局調査に基づき検討した結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め7.64%程度になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いは昨年に引き続き率・額ともにさらに顕著に縮小しており、このような民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも注目した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、公共企業体等の事業の性格を考慮すれば、本年においても個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、本文では触れなかつたが、労使において検討が十分になされていくと認められるので、当面は配分の問題として処理することとし、将来のあり方については今後さらに検討することを期待する。

5 本文の原資の配分については労使双方の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、本裁定による原資のねん出について関係政府機関の格別の配慮を要望するとともに、今回の賃金紛争において物価の変動に伴う実質賃金の維持確保が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物価の安定にさらさら一層の努力を傾けることを期待するものがある。

昭和56年5月16日

公共企業体等労働委員会

全林野56年新賃金仲裁委員会

- 委員長 中西 實
- 委員 金子 美雄
- 委員 原田 運治
- 委員 市原昌三郎
- 委員 隅谷三喜男
- 委員 舟橋 尚道
- 委員 山口 俊夫

11 右裁定の実施については、現状は従来どおり、基準内賃金を引き上げることとなるので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項は適用しないものと認めらる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる中(全林野労働関係法)「基準作業職員」「常用作業員(兼臨時作業員)の処遇を定める章を並べ」及び「定期作業員」(第九十四回国会内閣提出「本議案(臨時)」)並びに公共企業体等労働委員会の職員の処遇を定める章を並べ」を承認した。

昭和五十六年十月二十九日  
衆議院議員 栗田 一  
参議院議員 渡米 正保

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる中(全林野労働関係法)「基準作業職員」「常用作業員(兼臨時作業員)の処遇を定める章を並べ」及び「定期作業員」(第九十四回国会内閣提出「本議案(臨時)」)並びに公共企業体等労働委員会の職員の処遇を定める章を並べ」を承認した。

公共企業体等労働委員会の別紙決定により「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる中(全林野労働関係法)「基準作業職員」「常用作業員(兼臨時作業員)の処遇を定める章を並べ」及び「定期作業員」(第九十四回国会内閣提出「本議案(臨時)」)並びに公共企業体等労働委員会の職員の処遇を定める章を並べ」を承認した。

昭和56年5月16日  
仲裁裁定第586号  
(全林野労働関係一基一)

仲裁 裁定 書  
公共企業体等労働委員会  
仲裁裁定第586号

関係当事者  
東京都千代田区豊岡1丁目2番  
1号  
林野片長官 須藤 敏男

東京都文京区大塚3丁目28番7号

中央執行委員長 伊藤嘉太郎

中央執行委員 伊藤嘉太郎

昭和56年4月17日当事者双方から調停申請があり、同日28日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和56年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

1 今次の賃金紛争は、組合が標準労働者(基幹作業職員1級・35歳・勤続17年)の基準内賃金を22,900円とし、これを基準に基本給表及び基本賃金額表を改善することを要求したのに対し、当局が基準内賃金の引上げ額を月額3,781円(基幹作業職員以外の者については日給制による。)とする旨を回答したが、交渉は決裂したため当事者双方の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月28日に調停委員長見解として月額9,879円の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日公共企業体等労働委員会の決議に基づき紛争の処理が仲裁に移された。

理 由

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。この結果、主文に掲げる職員の賃金引上げについては、その雇用の形態にしたがつて調整した基準内賃金に基づき、定員内職員に係る賃金引上

げ額の原資の算定方法と同一の方法により算定した1人当たり月額9,879円の原資をもつて行うことが妥当であると判断した。

3 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、主文では触れなかつたが、労使において検討が十分になされておらず、認められないので、当面は配分の問題として処理することとし、将来のあり方については今後さらに検討することを期待する。

4 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、基幹作業職員制度の円滑な運営を図るとともに、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、本裁定による原資のねん出について関係政府機関の格別の配慮を要望するとともに、今回の賃金紛争において物価の変動に伴う実質賃金の維持確保が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物価の安定にさらさら一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和56年5月16日

公共企業体等労働委員会

全林野56年基幹作業職員等新賃金仲裁委員会

- 委員長 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎

委員 陣谷川三男
委員 舟橋 尚道
委員 山口 俊夫

事 由

一 昭和五十六年三月十日全林野労働組合(以下「組合」といふ)は、組合員及び組合員を代表する者が林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十六年四月十七日当事者双方の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月二十三日回委員会が決議により仲裁手続を開始し、回委員会が同年五月十六日仲裁裁定(録五百八十六号)を行った。

二 右裁定の実施については、原資のねん出が計算上困難であると判断せられたので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に違反するものとして取りやめられた。

公共企業体等労働関係法第十六条第一項の要する「組合員及び組合員を代表する者」は、日本林業労働組合(以下「日本林業労働組合」といふ)の組合員及び組合員を代表する者(以下「労働者」といふ)を指すものとする。

昭和五十六年五月十六日

公共企業体等労働委員会

全林野56年基幹作業職員等新賃金仲裁委員会
委員長 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係)外十七件

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和56年5月16日

仲裁裁定第589号
(日本林業労働組合関係)
仲裁裁定第589号
公共企業体等労働委員会
仲裁裁定第589号

裁 定

関係当事者
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
林野庁長官 須藤 徹男
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
日本林業労働組合
中央執行委員長 宇南山 敏

主 文

林野庁所属の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)のうち、定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)の基準内賃金を、昭和56年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の3.81%相当額に2,880円を加えた額10,478円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基本給1人平均24,000円の引上げを要求したのに対し、当局が基準内賃金の引上げ額を4,188円(定期昇給分を含め8,187円)とする旨を回答したが、交渉は決裂した。

したため当局申請により調停に係属した。調停段階においては、4月28日に調停委員長見解として「3,81%+2,880円の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日公共企業体等労働委員会の決議により紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和55年度平均の上昇率は7.8%であり、本年3月の対前年同月上昇率では6.2%であつたことと注目した。

(2) 国家公務員給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について4.61%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、格別の措置を要しないものと認められた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較に当たつて対象とする民間企業の規模の取り方及び比較要素に動続年数を加味することについて労使間で論議が行われたが、その取扱いについては、なお慎重な検討を要する問題であると認められた。したがつて、現状においては従来どおりの比較手法によることが妥当であるなど判断し、昭和55年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパイル方式による1人平均賃金額の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今年の賃金引上げ状況については、従来どおり、いわゆる賃上げ相場を形成するとみられる主要企業の動向を事務

局調査に基づき検討した結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め7.64%程度になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いは昨年より引き続き率・額ともにさらに顕著に縮小しており、このような民間産業における今年の賃金引上げの特徴にも注目した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行つたが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、公共企業体等の事業の性格を考慮すれば、本年においても個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を大きく変更する必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

4 主文の原賃の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、本裁定による原賃のねん出について関係政府機関の格別の配慮を要望するとともに、今回の賃金紛争において物面の変動に伴う実質賃金の維持確保が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物面の安定にさらさら一層の努力を傾けることを期待するもので

昭和56年5月16日  
公共企業体等労働委員会  
日林労56年新賃金仲裁委員会

委員長	中西	實
委員	金子	美雄
委員	原田	運治
委員	市原昌三郎	三喜男
委員	関谷三喜男	治道
委員	舟橋	俊夫
委員	山口	
委員	山口	

昭和56年5月16日  
日本林業労働組合  
日林労56年新賃金仲裁委員会

昭和56年5月16日  
公共企業体等労働委員会  
日林労56年新賃金仲裁委員会

昭和56年10月二十九日  
労働委員会  
委員 田中 一  
委員 田中 一

昭和56年5月16日  
公共企業体等労働委員会  
日林労56年新賃金仲裁委員会

賃金を、昭和56年4月1日以降、1人当たり、月額9,879円の原資をもつて引き上げること。

理由

1 今次の賃金紛争は、組合が基本給1人平均23,000円の賃金引き上げを要求したのに対し、当局が基準内賃金の引上げ額を月額8,781円(基幹作業職員以外の者については日給制による。)とする旨を回答したが、交渉は決裂したため当局申請により調停に係属した。調停段階においては、4月23日に調停委員長見解として月額9,879円の賃金引き上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日公共企業体等労働委員会の決議に基づき紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。この結果、主文に掲げる職員の賃金引上げについては、その雇用の形態にしたがって調整した基準内賃金に基づき、定員内職員に係る賃金引上げ額の原資の算定方法と同一の方法により算出した1人当たり月額9,879円の原資をもつて行うことが妥当であると判断した。

3 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

4 委員会は、この際とくに労使双方に対し、基幹作業職員制度の円滑な運営を図るとともに、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払ひ、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

5 委員会は、本裁定による原資のねん出について関係政府機関の協力を要望するとともに、今回の賃金紛争において物価の変動に伴う実質賃金の維持確保が重要な争点として提起されたことにかんがみ、政府が物価の安定にさらさら一層の努力を傾けることを期待するものがある。

昭和56年5月16日

公共企業体等労働委員会

日林労56年基幹作業職員等新賃金仲裁委員会

Table with 2 columns: Position (委員長, 委員) and Name (中西 實, 金子 美雄, etc.)

申

1 昭和五十六年十月三十日日本林業労働組合は、昭和五十六年四月一日の賃金引上げの要求を本組合に提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事となり、昭和五十六年四月十八日林野庁の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月二十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会が、同月五月十六日仲裁決定(第百五十九号)をした。

2 本裁定の求むる額が、現状を若干上り、本組合に上回ると認められることにより、本裁定は、公共企業体等労働関係法第百六十六号第一項に照準し、国会の議決を求めるの件

(全印刷局労働組合関係)(第九十四回国会(衆議院第一七号))

本組合は、昭和五十六年五月十六日公共企業体等労働委員会が行った大蔵省印刷局所屬の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金の引上げの決定に基づき、国会の議決を求めるの件(印刷局労働組合関係)を添えて報告する。

昭和五十六年十月三十日

社会労働委員長

船谷 照美

徳水 正利

監理官

監理官

1 委員会の求むる額が、現状を若干上り、本組合に上回ると認められることにより、本裁定は、公共企業体等労働関係法第百六十六号第一項に照準し、国会の議決を求めるの件

公共企業体等労働関係法第百六十六号第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(第九十四回国会(衆議院第一七号))

右件は本組合において公共企業体等労働委員会の決定のうえに実施することを承諾した。よつてこれを容認する。

昭和五十六年十月二十九日

衆議院議長

福田 一

衆議院議員

徳水 正利

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

よ、国会の議決を求める。

昭和56年5月16日

仲裁決定第581号

1 今次の賃金紛争は、組合が年齢、勤続年数別の賃金水準の決定(35歳・勤続17年の基本給を190,300円とするなど)を要求したのに対し、当局が基準内賃金の引上げ額を3,977円(定期昇給分を含め8,469円)とする旨を回答したが、交渉は決裂したため当局申請により調停に係属した。調停段階においては、4月28日に調停委員長見解として「3.81%+2,880円」の賃金引上げ額を決定した。

け案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、昭和55年度平均の上昇率は7.8%であり、本年8月の対前年同月上昇率では6.2%であつたと注目した。

(2) 国家公務員給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について4.6%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、格別の措置を要しないものと認められた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較に当たつて対象とする民間企業の規模の取り方及び比較要素に勤続年数を加味することに就いては、なお慎重な検討を要する問題があるとして認められた。したがつて、現状においては従来どおりの比較手法によることが妥当であると判断し、昭和55年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパイルズ方式による1人平均賃金額の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、従来どおり、いわゆる賃上げ相場を形成するとみられる主要企業の動向を事務局調査に基づき検討した結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め7.64%程度になる

ものと推定した。  
また、賃金引上げの分散の度合いは昨年に引き継ぎ率・額ともにさらに顕著に縮小しており、このような民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも注目した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるもの、公共企業体等の事業の性格を考慮すれば、本年においても個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに変更の必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、本文では触れなかつたが、労使において検討が十分になされておらず、労使にわたる十分な問題として処理することとし、将来のあり方については今後さらに検討することを期待する。

5 本文の原案の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、本裁定による原案のねん出について関係政府機関の格別の配慮を要望するとともに

に、今回の賃金紛争において物価の変動に伴う実質賃金の維持確保が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物価の安定にさらにも一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和56年5月16日

公共企業体等労働委員会

全印刷56年新賃金仲裁委員会

委員長	中西 實
委員	金子 榮雄
委員	原田 運治
委員	市原昌三郎
委員	隅谷三富男
委員	船橋 尚道
委員	山口 俊夫

事 由

1 昭和五十六年三月九日全印刷局労働組合は、昭和五十六年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を大蔵省印刷局に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十六年四月十六日当事者双方の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月二十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十六日仲裁裁定(第五二一号)を行った。

1 右裁定の実施については、現状をみると、本算上可能なものは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の裁示によるものと認めらる。

審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(全造幣労働組合関係)(第九十四回国会 閣議案一七五号)

右は全合一案をめぐって公共企業体等労働委員会

の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年十月三十日

社会労働委員長 粕谷 照美

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

1 委員会の決定の理由

本件は、昭和五十六年五月十六日公共企業体等労働委員会が行つた大蔵省造幣局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金の引上げに係る裁定について、国会の議決を求めるものであり、その実施は、緊要であると認めらる。

1 費用

本件実施に要する経費は、総額約四億円である。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出 本院継続審査)

右件は本院において公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した。よつてこれを送付する。

昭和五十六年十月二十九日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(全造幣労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和56年5月16日  
仲裁裁定第588号  
(全造幣労働組合関係)

仲裁裁定書  
公共企業体等労働委員会  
仲裁裁定第588号

関係当事者  
大阪府北区天満1丁目1番79号  
大蔵省造幣局長 伊豫田敏雄  
大阪府北区天満1丁目1番79号  
全造幣労働組合  
中央執行委員長 木坂 幸雄

昭和56年4月16日当事者双方から調停申請があり、同月28日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和56年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下委員会)という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

大蔵省造幣局所属の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和56年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の8.81%相当額に2,880円を加えた額9,895円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が年齢、勤続年数別の賃金水準の決定(35歳・勤続17年の基準内賃金を197,500円とするなど)を要求したのに対し、当局が基準内賃金の引上げ額を定期昇給分を含め8,470円とする旨回答したが、交渉は決裂したため当事者双方の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月28日に調停委員見解として「3.81%+2,880円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することに労使委員の同意

が得られず、調停は不調となり、同日公共企業体等労働委員会の決議に基づき紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和55年度平均の上昇率は7.8%であり、本年3月の対前年同月上昇率では6.2%であつたことに注目した。

(2) 国家公務員給与との均衡については、昨年の人事院報告により、国家公務員について4.61%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、格別の措置を要しないものと認められた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較に当たつて対象とする民間企業の規模の取り方及び比較要素に勤続年数を加味することに就いて労使間で協議が行われたが、その取扱いについては、なお慎重な検討を要する問題があることと認められた。したがつて、現状においては従来どおりの比較手法によることが妥当であると判断し、昭和55年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパイルズ方式による1人平均賃金額の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、従来どおり、いわゆる賃上げ相場を形成するとみられる主要企業の動向を事務局調査に基づき検討した結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め7.64%程度になると推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いは昨年に引き続き率・額ともにさらに顕著に縮小して

おり、このような民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも注目した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、公共企業体等の事業の性格を考慮すれば、本年において同様の経営状況によつて賃金引上げに格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員見解の内容を悉くに変更する必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、本文では触れなかつたが、労使において検討が十分になされておらず、認められないので、当面は配分の問題として処理することとし、将来のあり方については今後さらに検討することを期待する。

5 本文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、本裁定による原資のねん出について関係政府機関の格別の配慮を要望するとともに、今回の賃金紛争において物価の変動に伴う実質賃金の維持確保が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物価の安定にさらに一層の努力を傾けることを期待するもので

昭和56年5月16日

公共企業体等労働委員会  
全造幣56年新賃金仲裁委員会

委員長 中西 實  
委員 金子 美雄  
委員 原田 運治  
委員 市原昌三郎  
委員 関谷三喜男  
委員 舟橋 尚道  
委員 山口 俊夫

事 由

1 昭和五十六年四月九日全造幣労働組合は、昭和五十六年四月一日付の賃金引上げと関係する職員の賃金引上げ額について「因本交渉の進展次第に決し提出す」として、同月二十日、全造幣労働組合の調停申請と入り、更に同月二十三日、同委員会の決議による仲裁手続と入り、同委員会は、同年五月十六日仲裁裁定(案五五八二二二)を行った。

右裁定の案五五八二二二は、現状を鑑み、賃金引上げ率を8.81%と決定し、かつ、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に添付したのと認めらる。

審 判 書 長

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を要するの件  
(ハノロール製炭労働組合関係)(第九十回全国協議第一八号)

右は全造幣労働組合及び公共企業体等労働委員会の決定による案五五八二二二を承認することを認めた。4月16日調停書を添へし報告する。  
昭和五十六年十月三十日  
社会労働委員長 粕谷 照業  
労働関係調整 徳米 正利 殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、昭和五十六年五月十六日公共企業体等労働委員会が行ったアルコール専売事業所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金の引上げに係る裁定について、国会の議決を求めらるるものであり、その実施は、法第11条の定めるところによる。

二、費用

本件実施に要する経費は、総額21億2千5百万円と見込まれる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件(アルコール専売労働組合関係)(第九十四回国会内閣提出(本院議決済))

右件は本院において公共企業体等労働委員会に裁定のとおりに実施することを承認した。よってこれを採行する。

昭和五十六年十月二十九日

兼議院議長 福田 一  
参議院議長 徳水 正和殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件(アルコール専売労働組合関係)

公共企業体等労働委員会が、同法第11条の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件(アルコール専売労働組合関係)の裁定について、昭和五十六年五月十六日  
仲裁裁定第582号  
仲裁裁定第582号  
公共企業体等労働委員会  
仲裁裁定第582号

裁 定

関係当事者

東京千代田区霞が関3丁目4番3号  
アルコール専売労働組合  
中央執行委員長 山下 忠男  
東京千代田区霞が関1丁目3番1号  
通商産業大臣 田中 六助

昭和56年4月16日アルコール専売労働組合から調停申請があり、同月23日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和56年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

アルコール専売事業所属の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和56年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の3.81%相当額に2,880円を加えた額10,361円を原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が技術職職員の年齢、勤続年数別の賃金水準の決定(35歳・勤続17年の基本給を179,500円とするなど)と扶養手当の国家公務員なみの引上げを要求したのに対し、当局が基準内賃金の引上げ額を4,215円とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合申請により調停に係属した。調停段階においては、4月23日に調停委員長見解として「3.81%+2,880円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定

する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和55年度平均の上昇率は7.8%であり、本年3月の対前年同月上昇率では6.2%であつたことに注目した。

(2) 国家公務員給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について4.61%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、格別の措置を要しないものと認められた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較に当たつて対象とする民間企業の規模の取り方及び比較要素に勤続年数を加味することについて労使間で論議が行われたが、その取扱については、なお慎重な検討を要する問題であると認められた。したがつて、現状においては従来どおりの比較手法によることが妥当であると判断し、昭和55年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のランバイン方式による1人平均賃金額の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、従来どおり、いわゆる賃上げ相場を形成するとみられる主要企業の動向を事務調査に基づき検討した結果、賃金引上げ率の平均は定期昇給分を含め7.64%程度になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いは昨年に引き続き率・額ともにさらに顕著に縮小しており、このような民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも注目した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれ

の経営状況には相違が認められるものの、公共企業体等の事業の性格を考慮すれば、本年においても個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を認めることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに改える必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

4 組合は1に述べた要求に基づいて調停を求めたが、委員会が主文のとおり裁定したのは、いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題が労使において十分に検討されていると認められ、及び1人平均引上げ額をもつて原資を確定することにより今次賃金紛争の早期解決を図る必要があることなどの理由によるものである。

なお、いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、主文では触れなかつたが、当面は配分の問題として処理することとし、将来のあり方については今後さらに労使において検討することを期待する。

5 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、本裁定による原資のねん出について関係政府機関の格別の配慮を要望するとともに

昭和五十六年十月三十日 参議院会議録第八号

に、今回の資金繰りに関しては、物産の振興に資する資金の確保が重要な事柄として、建設がなされたことにもかんがみ、政府が物産の振興に資する一層の努力を願うことを要するものである。

昭和五十六年5月16日

公共企業体等労働関係委員会

ア、昭和五十六年新賃金生協委員会

- 委員 中野 洋造
- 委員 伊藤 洋一
- 委員 渡部 通子
- 委員 高木 健太郎
- 委員 桑名 義治
- 委員 田中 正巳
- 委員 伊藤 郁男
- 委員 谷川 寛三

事由

一 昭和五十六年三月十日アルコール専売労働組合(以下「組合」という)は、昭和五十六年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を通商産業省に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十六年四月十六日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月二十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十六日仲裁裁定(第五百八十二号)を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であると断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

〔相谷照美君登壇、拍手〕

○相谷照美君 たいだいま議題となりました公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)外十七件につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)外十七件

各件は、公共企業体等労働関係法に基づき、三公社五現業の職員の新賃金内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、基準内賃金の三・八一%相当額に二千八百八十円を加えた額の原資をもって引き上げること等を内容とする本年五月十六日の仲裁裁定の実施について、国会の議決を求めるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、各件はいずれも全会一致をもって公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより十八件を一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものとすることであります。

十八件はいずれも委員長報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、十八件は全会一致をもって委員長報告のとおり議決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十分散会

出席者は左のとおり。

- |     |        |    |        |        |
|-----|--------|----|--------|--------|
| 議長  | 徳永 正利君 | 議員 | 鶴岡 洋君  | 中野 鉄造君 |
| 副議長 | 秋山 長造君 |    | 大川 清幸君 | 渡部 通子君 |
|     |        |    | 和泉 照雄君 | 馬場 富君  |
|     |        |    | 高木健太郎君 | 小西 博行君 |
|     |        |    | 桑名 義治君 | 中野 明君  |
|     |        |    | 田中 正巳君 | 中村 鋭一君 |
|     |        |    | 伊藤 郁男君 | 谷川 寛三君 |

- |        |        |         |        |
|--------|--------|---------|--------|
| 堀出 啓典君 | 宮崎 正義君 | 藤井 裕久君  | 岩崎 純三君 |
| 原田 立君  | 藤原 房雄君 | 高平 公友君  | 中村 啓一君 |
| 柳澤 鍊造君 | 井上 裕君  | 野呂田芳成君  | 藤井 孝男君 |
| 真鍋 賢二君 | 三木 忠雄君 | 村上 正邦君  | 松浦 功君  |
| 峯山 昭範君 | 黒柳 明君  | 福田 安一君  | 仲川 幸男君 |
| 田代富士男君 | 三治 重信君 | 森山 眞弓君  | 相成 善十君 |
| 柄谷 道一君 | 原文兵衛君  | 田代由紀男君  | 板垣 正君  |
| 遠藤 要君  | 矢追 秀彦君 | 岩本 政光君  | 江島 淳君  |
| 鈴木 一弘君 | 渋谷 邦彦君 | 大河原木二郎君 | 堀内 俊夫君 |
| 栗林 卓司君 | 木島 則夫君 | 遠藤 政夫君  | 熊谷 弘君  |
| 中村 禎二君 | 志村 愛子君 | 田原 武雄君  | 鈴木 正一君 |
| 二宮 文造君 | 多田 省吾君 | 北 修二君   | 亀長 友義君 |
| 小平 芳平君 | 白木義一郎君 | 金丸 三郎君  | 大島 友治君 |
| 中尾 辰義君 | 藤井 恒男君 | 亀井 久興君  | 大鷹 淑子君 |
| 田淵 哲也君 | 新谷寅三郎君 | 上條 勝久君  | 斎藤 三郎君 |
| 安井 謙君  | 大石 武一君 | 坂野 重信君  | 山東 昭子君 |
| 青島 幸男君 | 江田 五月君 | 梶木 又三君  | 斎藤 十朗君 |
| 森田 重郎君 | 前島英三郎君 | 古賀雷四郎君  | 上田 稔君  |
| 喜屋武眞榮君 | 桑 豊君   | 世耕 政隆君  | 山崎 竜男君 |
| 田 英夫君  | 野末 陳平君 | 安田 隆明君  | 増田 盛君  |
| 宇都宮徳馬君 | 岩上 二郎君 | 町村 金五君  | 丸茂 重貞君 |
| 前田 勲男君 | 三浦 入水君 | 加藤 武徳君  | 蔵内 修治君 |
| 松尾 官平君 | 井上 孝君  | 小澤 太郎君  | 岩動 道行君 |
| 増岡 康治君 | 円山 雅也君 | 福島 茂夫君  | 山本 富雄君 |
| 杉山 令肇君 | 堀江 正夫君 | 美濃部亮吉君  | 山田耕三郎君 |
| 降矢 敬義君 | 高橋 圭三君 | 名尾 良孝君  | 内藤 健君  |
| 下条進一郎君 | 戸塚 進也君 | 高木 正明君  | 田沢 智治君 |
| 坂元 親男君 | 平井 卓志君 | 大木 浩君   | 岡部 三郎君 |
| 林 道君   | 井上 吉夫君 | 梶原 清君   | 関口 恵造君 |
| 長谷川 信君 | 細川 護熙君 | 村沢 牧君   | 衛藤征士郎君 |
| 河本嘉久蔵君 | 金井 元彦君 | 伊江 朝雄君  | 降矢 敬雄君 |
| 片山 正英君 | 嶋崎 均君  | 後藤 正夫君  | 佐々木 満君 |
| 稲嶺 一郎君 | 中村 太郎君 | 森下 泰君   | 宮田 輝君  |
| 中西 一郎君 | 松垣徳太郎君 | 丸谷 金保君  | 竹内 深君  |
| 八木 一郎君 | 那 祐一君  | 夏目 忠雄君  | 桑野 章君  |
| 田中 正巳君 | 白井 莊一君 | 鳩山威一郎君  | 福岡日出彦君 |
| 熊谷太三郎君 | 源田 実君  | 目黒今朝次君  | 鈴木 省吾君 |
| 初村滝一郎君 | 藤田 正明君 | 長田 裕二君  | 内藤三郎君  |

昭和五十六年十月三十日 参議院會議録第八号

議長の報告事項

土屋 義彦君	山崎 昇君
片岡 勝治君	山内 一郎君
安孫子藤吉君	楠 正俊君
玉置 和郎君	対馬 孝且君
小谷 守君	本岡 昭次君
鈴木 和美君	坂倉 藤吾君
下田 京子君	佐藤 三吾君
大森 昭君	松前 達郎君
神山 篤君	高杉 勉忠君
近藤 忠孝君	勝又 武一君
安恒 良一君	吉田 正雄君
大木 正吾君	安武 洋子君
佐藤 昭夫君	矢田部 理君
志苔 裕君	福岡 知之君
野田 哲君	粕谷 照美君
山中 郁子君	香脱タケ子君
赤桐 操君	寺田 熊雄君
宮之原貞光君	和田 静夫君
松本 英一君	竹田 四郎君
立木 洋君	神谷信之助君
小山 一平君	村田 秀三君
小野 明君	川村 清一君
齋ヶ久保重光君	田中寿美子君
小笠原貞子君	市川 正一君
瀬谷 英行君	青木 新次君
戸叶 武君	小柳 勇君
阿具根 登君	八百板 正君
上田耕一郎君	宮本 颯治君
内閣総理大臣	鈴木 善幸君
外務大臣	園田 直君
大蔵大臣	渡辺美智雄君
文部大臣	田中 龍夫君
厚生大臣	村山 達雄君
労働大臣	藤尾 正行君
自治大臣	安孫子藤吉君
国務大臣	中山 太郎君
(総理府総務長)	

国務大臣 中曾根康弘君  
行政管理局長 角田禮次郎君  
内閣法制局長官 角田禮次郎君

政府委員  
内閣法制局長官 角田禮次郎君

議長の報告事項  
去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
地方行政委員

後藤 正夫君 補欠 梶原 清君  
鍋島 直昭君 内藤 健君  
玉置 和郎君 関口 恵造君

社会労働委員  
関口 恵造君 補欠 玉置 和郎君

運輸委員  
梶原 清君 補欠 後藤 正夫君  
内藤 健君 鍋島 直昭君

決算委員  
関口 恵造君 補欠 玉置 和郎君

同日議長は、次の議員提出案を公職選挙法改正に關する特別委員会に付託した。  
公職選挙法の一部を改正する法律案(金丸三郎君外四名発議)(参第一号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。  
アラビア縦断送油ライン建設構想に關する質問  
主意書(秦豊君提出)

同日議長は、地方制度調査会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。  
塚田十一郎君 岩上 二郎君

去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員  
山内 一郎君 補欠 大木 浩君  
国会法第四十二條第二項(但書の規定)によるもの  
国会法第四十二條第三項の規定によるもの

地方行政委員  
岩上 二郎君 補欠 川原新次郎君  
佐藤 三吾君 小野 明君

文教委員  
小野 明君 補欠 佐藤 三吾君

商工委員  
川原新次郎君 補欠 岩上 二郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。  
商工委員会  
理事 上田 稔君(土屋義彦君の補欠)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。  
調査承認要求書  
一、事件の名称 産業貿易及び経済計画等に關する調査  
一、目的 産業貿易、経済計画並びに技術振興等に關する諸問題について調査を行い、適切な諸施策の樹立に資する。  
一、方法 關係方面の意見を徴し、資料を収集し、必要に応じ实地調査を行う。  
一、期間 今期国会開会中  
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四條の三により承認を求めます。  
昭和五十六年十月十五日  
商工委員長 降矢 敬雄  
参議院議長 徳永 正利殿

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員  
大木 浩君 補欠 山内 一郎君

地方行政委員  
川原新次郎君 補欠 岩上 二郎君  
梶原 清君 後藤 正夫君  
内藤 健君 鍋島 直昭君  
関口 恵造君 玉置 和郎君  
小野 明君 佐藤 三吾君

文教委員  
佐藤 三吾君 補欠 小野 明君

社会労働委員  
玉置 和郎君 補欠 関口 恵造君

商工委員  
岩上 二郎君 補欠 川原新次郎君

運輸委員  
後藤 正夫君 補欠 梶原 清君  
鍋島 直昭君 内藤 健君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
公職選挙法改正に關する特別委員

田中 正巳君 補欠 後藤 正夫君  
名尾 良孝君 関口 恵造君  
秦野 章君 堀江 正夫君  
鳩山威一郎君 井上 裕君  
山内 雅也君 森山 眞弓君

同日議員から次の質問主意書が提出された。  
核燃料再処理工場建設用地に關する質問主意書(菅屋武真榮君提出)

去る十七日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員

後藤 正夫君 補欠 田中 正巳君  
 関口 恵造君 名尾 良孝君  
 堀江 正夫君 森野 章君  
 井上 裕君 鳩山威一郎君  
 森山 眞弓君 円山 雅也君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。  
 極東ノ連軍兵力の見積もりをめぐる日米間の重大なくい違いに関する質問主意書(秦豊君提出)  
 核燃料再処理工場建設用地に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員 補欠  
 玉置 和郎君 関口 恵造君  
 鍋島 直紹君 田代由紀男君  
 小谷 守君 和田 静夫君

大蔵委員 補欠  
 和田 静夫君 小谷 守君

社会労働委員 補欠  
 関口 恵造君 玉置 和郎君  
 田代由紀男君 鍋島 直紹君

決算委員 補欠  
 安武 洋子君 山中 郁子君

議院運営委員 補欠  
 山中 郁子君 安武 洋子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

野末 陳平君 前島英三郎君  
 同日議員から次の質問主意書が提出された。

戦後ノ連強抑制留者の処遇改善に関する質問主意書(渋谷邦彦君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。  
 参議院議員秦豊君提出アラビア縦断送油ライン建設構想に関する質問に対する答弁書  
 去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員 補欠  
 田代由紀男君 杉山 令肇君  
 関口 恵造君 斎藤 十朗君

法務委員 補欠  
 杉山 令肇君 鍋島 直紹君

社会労働委員 補欠  
 斎藤 十朗君 関口 恵造君  
 鍋島 直紹君 田代由紀男君

決算委員 補欠  
 山中 郁子君 安武 洋子君

議院運営委員 補欠  
 安武 洋子君 山中 郁子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員 補欠  
 田中 正巳君 井上 裕君  
 森野 章君 福田 宏一君  
 増岡 康治君 塚田十一郎君  
 長谷川 信君 玉置 和郎君  
 小澤 太郎君 相成 善十君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

川村 清一君 小野 明君

決算委員会

理事 亀井 久興君 (降矢敬雄君の補欠)  
 理事 三浦 八水君 (円山雅也君の補欠)  
 エネルギー対策特別委員会  
 理事 小野 明君 (小柳勇君の補欠)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書  
 一、事件の名称 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査  
 一、目的 一般会計、特別会計及び政府関係機関の経理並びに国有財産の管理等に関し、特に必要と認められる事項を調査するとともに、全般的検討を行い、決算の審査に資し、ひいては国費の効率的使用に寄与する。  
 一、方法 関係官庁及び政府関係機関の当事者等から説明を聴取し、資料を収集し、また必要に応じて実地調査を行う。  
 一、期間 今期国会開会中  
 右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十六年十月二十一日  
 決算委員長 和田 静夫  
 参議院議長 徳永 正利殿

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書  
 一、目的 北炭夕張炭鉱株式会社夕張新炭鉱における災害の実情調査  
 一、派遣委員  
 降矢 敬雄 上田 稔  
 阿具根 登 馬場 富  
 森田 重郎

一、派遣地 北海道  
 一、期間 十月二十二日及び二十三日の二日間  
 一、費用 概算三五七、〇〇〇円  
 右のとおり決議した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和五十六年十月二十一日

商工委員長 降矢 敬雄  
 参議院議長 徳永 正利殿  
 委員派遣承認要求書  
 一、目的 北炭夕張炭鉱株式会社夕張新炭鉱における災害の実情調査  
 一、派遣委員  
 市川 正一 井上 計  
 対馬 孝且

一、派遣地 北海道  
 一、期間 十月二十二日及び二十三日の二日間  
 一、費用 概算二一四、二〇〇円  
 右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。  
 昭和五十六年十月二十一日  
 エネルギー対策特別委員長 森下 泰  
 参議院議長 徳永 正利殿

去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員 補欠  
 金井 元彦君 藤井 孝男君  
 斎藤 十朗君 梶原 清君  
 和田 静夫君 小谷 守君

大蔵委員 補欠  
 藤井 孝男君 金井 元彦君  
 小谷 守君 和田 静夫君

文教委員 補欠  
 藤井 裕久君 板垣 正君  
 梶原 清君 梶原 清君

運輸委員 補欠  
 梶原 清君 斎藤 十朗君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 板垣 正君 補欠 中西 一郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

文教委員会

理事 小野 明君 (小野明君の補欠)

去る二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 藤井 孝男君 補欠 金井 元彦君

大蔵委員 藤原 清君 補欠 斎藤 十朗君

文教委員 金井 元彦君 補欠 藤井 孝男君

運輸委員 板垣 正君 補欠 藤井 裕久君

予算委員 斎藤 十朗君 補欠 梶原 清君

辞任 中西 一郎君 補欠 板垣 正君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員

辞任 井上 裕君 補欠 田中 正巳君

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員秦豊君提出極東ソ連軍兵力の見積もりをめぐり日米間の重大なくい違いに関する質問に対する答弁書

参議院議員喜屋武眞榮君提出核燃料再処理工場建設用地に関する質問に対する答弁書

去る二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。戦後ソ連強制抑留者の処遇改善に関する質問主意書(渋谷邦彦君提出)

去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 辞任 柄谷 道一君 補欠 三治 重信君

地方行政委員 辞任 後藤 正夫君 補欠 江島 淳君

外務委員 辞任 杉山 令肇君 補欠 岩崎 純三君

大蔵委員 辞任 岩崎 純三君 補欠 杉山 令肇君

社会労働委員 辞任 三治 重信君 補欠 柄谷 道一君

商工委員 辞任 青木 薪次君 補欠 对馬 孝且君

運輸委員 辞任 市川 正一君 補欠 小笠原貞子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

エネルギー対策特別委員 辞任 エネルギ一対策特別委員 補欠

小柳 勇君 補欠 川村 清一君

去る二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 山内 一郎君 補欠 関口 恵造君

国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

地方行政委員 辞任 岩崎 純三君 補欠 井上 裕君

法務委員 辞任 藤原 房雄君 補欠 田代富士男君

大蔵委員 辞任 塩出 啓典君 補欠 高木健太郎君

文教委員 辞任 藤井 裕久君 補欠 板垣 正君

国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

商工委員 辞任 田代富士男君 補欠 藤原 房雄君

運輸委員 辞任 小笠原貞子君 補欠 市川 正一君

予算委員 辞任 市川 正一君 補欠 小笠原貞子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員 辞任 関口 恵造君 補欠 中西 一郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員 辞任 前島英三郎君 補欠 野末 陳平君

同日議員から次の質問主意書が提出された。集団的自衛権の解釈に関する質問主意書(秦豊君提出)

同日内閣から、国際連合教育科学文化機関憲章第四條4の規定による千九百八十年の国際連合教育科学文化機関第二十一回総会において採択された勸告に関する報告書を受領した。

一昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任 関口 恵造君 補欠 中西 一郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員 辞任 前島英三郎君 補欠 野末 陳平君

同日議員から次の質問主意書が提出された。集団的自衛権の解釈に関する質問主意書(秦豊君提出)

同日内閣から、国際連合教育科学文化機関憲章第四條4の規定による千九百八十年の国際連合教育科学文化機関第二十一回総会において採択された勸告に関する報告書を受領した。

一昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 辞任 塩出 啓典君 補欠 高木健太郎君

文教委員 辞任 藤井 裕久君 補欠 板垣 正君

国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

商工委員 辞任 田代富士男君 補欠 藤原 房雄君

運輸委員 辞任 小笠原貞子君 補欠 市川 正一君

予算委員 辞任 市川 正一君 補欠 小笠原貞子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員 辞任 関口 恵造君 補欠 中西 一郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員 辞任 前島英三郎君 補欠 野末 陳平君

同日議員から次の質問主意書が提出された。集団的自衛権の解釈に関する質問主意書(秦豊君提出)

昭和五十六年十月三十日 参議院會議録第八号 議長の報告事項

商工委員 塩出 啓典君 高木健太郎君

運輸委員 藤原 房雄君 田代富士男君

予算委員 後藤 正夫君 江島 淳君

内閣委員 齋藤 十朗君 井上 裕君  
梶木 又三君 板垣 正君

地方行政委員 岡田 広君 内藤 健君  
野田 哲君 大木 正吾君

法務委員 岩崎 純三君 杉山 令肇君  
齋藤 十朗君 井上 孝君  
小谷 守君 和田 静夫君

外務委員 宮本 顕治君 近藤 忠孝君

大蔵委員 杉山 令肇君 岩崎 純三君

社会労働委員 鈴木 和美君 山田 譲君  
大木 正吾君 野田 哲君  
和田 静夫君 小谷 守君  
近藤 忠孝君 宮本 顕治君

青木 薪次君 補欠 対馬 孝且君

農林水産委員 山田 譲君 補欠 鈴木 和美君

商工委員 対馬 孝且君 補欠 青木 薪次君

運輸委員 内藤 健君 補欠 岡田 広君

建設委員 井上 孝君 補欠 齋藤 十朗君

議院運営委員 瀨谷 英行君 鈴木 和美君

理事 柄谷 道一君 (柄谷道一君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。  
行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案(閣法第一号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。  
供託法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

法務委員会に付託  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)(第九十四回国会開議第一号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(第九十四回国会開議第一号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(第九十四回国会開議第一号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(第九十四回国会開議第一号、衆議院継続審査)

に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)(第九十四回国会開議第三号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)(第九十四回国会開議第四号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(第九十四回国会開議第五号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉動力車労働組合関係)(第九十四回国会開議第六号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)(第九十四回国会開議第七号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)(第九十四回国会開議第八号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全専売労働組合関係)(第九十四回国会開議第九号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(第九十四回国会開議第一〇号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(第九十四回国会開議第一〇号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(第九十四回国会開議第一〇号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(第九十四回国会開議第一〇号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(第九十四回国会開議第一〇号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(第九十四回国会開議第一〇号、衆議院継続審査)

業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)(第九十四回国会開議第二号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「基幹作業員、常用作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を除く。及び定期作業員)」(第九十四回国会開議第一三三号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)(第九十四回国会開議第一四号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「基幹作業員、常用作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を除く。及び定期作業員)」(第九十四回国会開議第一五号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(第九十四回国会開議第一六号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(第九十四回国会開議第一六号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(第九十四回国会開議第一六号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(第九十四回国会開議第一六号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(第九十四回国会開議第一六号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(第九十四回国会開議第一六号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(第九十四回国会開議第一六号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(第九十四回国会開議第一六号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(第九十四回国会開議第一六号、衆議院継続審査)

同日議員から次の質問主意書が提出された。  
電波制限区域に関する質問主意書(安武洋子君提出)

本日委員長から次の報告書が提出された。

地方公務員法の一部を改正する法律案(第九十三回国会開議第八号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)(第九十四回国会開議第一号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)(第九十四回国会開議第二号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)(第九十四回国会開議第三号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)(第九十四回国会開議第四号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合関係)(第九十四回国会開議第五号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉動力車労働組合関係)(第九十四回国会開議第六号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)(第九十四回国会開議第七号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)(第九十四回国会開議第八号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全車売労働組合関係)(第九十四回国会開議第九号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(第九十四回国会開議第一〇号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(第九十四回国会開議第一一号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係)(第九十四回国会開議第一二号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)(第九十四回国会開議第一三号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)(第九十四回国会開議第一四号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)(第九十四回国会開議第一五号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(第九十四回国会開議第一六号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係)(第九十四回国会開議第一七号) 審査報告書

昭和五十六年十月三十日 参議院会議録第八号

議長報告事項 質問主意書及び答弁書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全車売労働組合関係)(第九十四回国会開議第九号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(第九十四回国会開議第一〇号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(第九十四回国会開議第一一号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係)(第九十四回国会開議第一二号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)(第九十四回国会開議第一三号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)(第九十四回国会開議第一四号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)(第九十四回国会開議第一五号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(第九十四回国会開議第一六号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係)(第九十四回国会開議第一七号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係)(第九十四回国会開議第一七号) 審査報告書

議長報告事項 質問主意書及び答弁書

労働組合関係(第九十四回国会開議第一七号) 審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(アルコール専売労働組合関係)(第九十四回国会開議第一八号) 審査報告書

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(第九十三回国会開議第九号) 審査報告書

アラビア縦断送油ライン建設構想に関する質問主意書

議長報告事項 質問主意書及び答弁書

として受けとめて良いのか。

五 敷設技術については、欧米の鉄鋼メーカー等に協力を求める必要があるとされているが、アプローチはなされたのか。また、協力を求めるのであればどのような企業が考えられているのか。

六 仮に建設資金を四十億ドル前後として、官民の資金分担はどのように考えているのか。

七 今秋来日が予定されているサウジアラビアのファハド皇太子の滞日中には、日本側の一応の成案を提示できるのか。

八 バイプラインの総延長はおよそ千五百キロとみられるが、その建設所要年数はどれくらいと考えるのか。

九 完成されれば送油日量はどの程度と見込まれるのか。

十 完成後のバイプライン防衛のため、政府はアメリカ側と協議する方針と伝えられるが、既にそれは行われているのか。具体的にはどのような対応があり得るのか。

右質問する。

昭和五十六年十月二十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員案君提出アラビア縦断送油ライン建設構想に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員案君提出アラビア縦断送油ライン建設構想に関する質問に対する答弁書

一 ついて

アラビア縦断送油ライン構想について、一部の商社及び関連メーカー等民間企業の間で検討が行われていることは承知しており、推進母体としての「湾岸バイプライン開発協議会」の設置を呼び掛ける動きもあると聞いていますが、協議会が設置されたとの情報は得ていない。

アラビア縦断送油ライン構想に関する質問

議長報告事項 質問主意書及び答弁書

二及び四について  
アラビア縦断送油ライン構想について、現在までのところ、サウディ・アラビアからの打診又は意向表明が行われたという事実は確認していない。

三について  
サウディ・アラビア、アラブ首長国連邦及びオマーンは、現在のところ、相互に良好な友好協力関係を維持しているが、アラビア縦断送油ライン構想は、多国間にまたがる大型プロジェクトであり、その実現を図る場合においては、各国間において相当の調整を必要とするものと考えられる。

五について  
アラビア縦断送油ライン構想の実現を図る場合においては、送油ラインの敷設等において、多くの技術上の問題があることが予想されるが、具体的には、民間企業における詳細な検討を待たなければならぬ。

六、八及び九について  
アラビア縦断送油ライン構想について、現在政府として検討を行っている段階ではなく、送油ラインの建設資金、建設所要年数及び送油日量については、何も申し上げられる状況ではない。

七について  
アラビア縦断送油ライン構想について、現在政府として検討を行っている段階ではなく、また、サウディ・アラビアのファハド皇太子の訪日時期は未定であるが、仮に訪日を実現した場合においても、当方から提案を提示することは考えていない。

十について  
アラビア縦断送油ライン構想について、パイプラインの防衛問題が政府内で検討されたという事実はなく、したがって、政府がパイプライン防衛のため米国と協議したという事実はない。

いずれにせよ、パイプラインの防衛の問題は、沿岸諸国自身が決定すべき事柄であり、これら諸国の意向が明らかでない段階で、日本政府としてうんぬんすべき問題とは考えていない。

極東ソ連軍兵力の見積もりをめぐり日米間の重大な違いに関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十六年十月十三日  
参議院議長 徳永 正利殿 秦 豊

極東ソ連軍兵力の見積もりをめぐり日米間の重大な違いに関する質問主意書  
米国のワインバーガー国防長官が去る九月末公表した「ソ連の軍事力」による極東正面のソ連軍兵力と、わが国の防衛白書が確信ありげに記述した兵力見積もりは、大きく違い違っており、特にそれは陸上兵力と海上兵力の部門で著しい。何故このような事態になったのかについて、政府側の見解をただしておきたい。

一 このくい違いが何故招来されたのかについて  
の防衛庁の検討作業で、結果は明らかになったのか。

二 陸上兵力について、米国側はカテゴリ3の師団をオミットしていたのか。

三 防衛白書が「極東のソ連陸上兵力は五十一個師団」の根拠は何か。

四 五十一個師団の配備(各軍管区ごとの)は把握しているのか。

五 米国防務省と防衛庁側のいう「極東」とらえ方は、広範に過ぎるのではないのか、また、妥当な範囲としては、極東軍管区と隣接のザバイカル軍管区をあわせたものではないのか。

六 右の両軍管区の配備師団数なら三十一個師

四、兵員およそ二十一人万人ではないのか。

七 防衛白書はソ連太平洋艦隊の艦艇数を八百隻、米国側は七百二十隻、ミリタリー・パランは五百二十七隻となつていますが、防衛庁の積算には沿岸・河川・港湾用の小型艦艇や雑船、輸送船、砕氷船、補給艦、救難船、測量船などをすべて含んでいるのではないのか。

八 妥当な範囲としては、真に戦闘用艦艇といえる潜水艦百五隻、巡洋艦、駆逐艦、フリゲート艦などの水上艦艇七十二隻、二千五百トン以上の揚陸艦十一隻の計百八十八隻ではないのか。

九 極東の航空兵力について、防衛白書はおよそ二千二百機と記しているが、航空兵力についても米国側報告とくい違つていないのか。

十 また、防衛白書がとらえている「戦闘機約千六百機」の中には国土防空軍の機数も含まれているのか。

十一 国土防空軍の所属機は、純粋の防空用要撃機であり対地・対艦攻撃力を持つていない。従つてわが国への直接の脅威として包含すべきは、空軍と海軍の爆撃機四百機、前線航空部隊の戦闘機、攻撃機等およそ八百五十機の計千二百五十機程度が妥当な範囲と実数ではないのか。

右質問する。

昭和五十六年十月二十三日

内閣総理大臣臨時代理 中曾根康弘  
国務大臣  
参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出極東ソ連軍兵力の見積もりをめぐり日米間の重大な違いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出極東ソ連軍兵力の見積もりをめぐり日米間の重大な違いに関する質問に対する答弁書  
一について  
「ソワイエト・ミリタリーパワー」(以下「ソ連の軍事力」という)は、米国が独自の見地から発表したものであり、昭和五十六年版「日本の防衛」(以下「防衛白書」という)は我が国が独自の見地から発表したものでもあり、若干の差異はあり得ることである。

二について  
「ソ連の軍事力」では、カテゴリ3の師団も含まれると推定される。

三について  
防衛白書は、地上兵力について、「五十一個師団約四十六万人が主として中ソ国境付近に配備され、そのうち極東方面には、三十九個師団約三十六万人が配備されている」と記述しているが、これは、各種の情報に基づき客観的に判断したものである。

四について  
各軍管区ごとに師団数を把握している。

五及び六について  
防衛白書は、極東方面の地上兵力を、おおむねバイカル湖付近以東に配備されている地上兵力として記しているが、これは、極東軍管区、ザバイカル軍管区及びモンゴル所在の部隊であり、我が国の安全を考慮する上で妥当なものである。

なお、各軍管区ごとの兵員数等の詳細については、今後の情報収集に支障を与えるので言及することは差し控えたい。

七及び八について  
防衛白書は、ソ連太平洋艦隊の艦艇数を約八百隻と記述しているが、これは、原子力潜水艦を含む潜水艦、空母、巡洋艦、駆逐艦等の戦闘艦艇及び補助艦艇の総数であり、我が国の安全を考慮する上で妥当なものである。

九について  
防衛白書は、ソ連の航空兵力について、約二千二百機と記しているが、これは、国土防空軍の機数も含まれていることである。

九について

「ソ連の軍事力は、極東ソ連の航空兵力について記述していない。十及び十一について

防衛白書は、航空兵力について、「約二千二百十機が極東に展開しており、その内訳は、爆撃機約四百五十機、戦闘機約千六百機及び哨戒機約六百機」としているが、我が国の安全を考

核燃料再処理工場建設用地に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十六年十月十六日

喜屋武眞榮

参議院議長 徳永 正利殿

核燃料再処理工場建設用地に関する質問主意書

わが国における核燃料再処理工場建設問題については、核燃料の再処理が法律上、民間にも認められるようになり、「日本原燃サーピス株式会社(後藤清社長)」という会社が設立されて以来、政府・通商産業省は、この日本原燃サーピス株式会社と一体になって、東海再処理工場につき第二再処理工場の建設をナショナルプロジェクトとして強力に推進する方針を固めているように見受けられる。

この第二再処理工場の建設問題については、今年初め、沖縄県の西表島が建設候補地として最も有力であるとの情報が流れ、沖縄県民に大きな衝撃と不安を与えた。そのため、私は第九十四回国会の予算委員会(昭和五十六年三月十六日)の総括質疑の中でも、この問題にふれた。その時、政府

昭和五十六年十月三十日 参議院會議録第八号

質問主意書及び答弁書

見解として、「いま沖縄で特に立地場所を探すというようなことは考えておりません。日本全国で的確なる土地を現在探すとすることで調査を進めておる段階でございます。」という答弁を得ておる。また、建設地の適地性についても、「適地性と申しますのは、自然立地条件もございませうけれども、そのほかに社会的な適性の問題もあろうかと思ひます。したがって、私もその双方の観点から適地を探しておるわけでございませう。沖縄におきまして、いろいろと反対の御意見があることも十分承知いたしておりますから、そういうことも頭に入れまして、全国的に見てどこが適地性があるのかということを見極めたい。」という答弁も得た。さらに、私が「沖縄に持つていくということはまだ全然白紙であると、こ

う受けとめていいんですね。」と念を押すと、「御指摘のとおりでございます。全く白紙の状態でございます。私も調査を進めておるわけでございませう。」という答弁も得ておる。

ところが、それから半年経過した今日、わが国の原子力政策(核エネルギー政策)をめぐる客観状勢は、急速な変化を見せはじめておる。その最たるものに、米国の政府の原発政策の大幅な修正がある。これは、十月八日、レーガン米大統領が発表した原子力発電を推進するため、建設・操業許可の緩和、使用済み核燃料の再処理禁止の撤廃、高速増殖炉の建設推進等五項目の総合政策であるが、これは、これまで「原発」に慎重な態度を取り続けてきたカーター前政権の政策を大幅に修正するものである。

この米国の政府の政策転換が発表されるや、わが国のマスコミは「通商産業省・資源エネルギー庁は、九日、米政府がカーター時代の原子力政策を転換して原子力開発と再処理の促進を鮮明に打ち出したことは、わが国の原子力政策と同一路線を歩むことになり、今後、協調できると高く評価している。」と報じている。

このような報道に接する時、再び沖縄県民は核燃料再処理工場の建設候補地に西表島があるのでないかという不安にかられる。とりわけ、東海再処理工場につき第二工場は、年間処理能力が東海の約十倍の千二百トンといわれ、昭和五十七年までに用地選定を行い、昭和六十五年に完成させたいとしており、「日本原燃サーピス株式会社」では、全国六十カ所の候補地から、北海道の利尻島、鹿児島県の徳之島、沖縄県の西表島等の数カ所に絞つたといわれ、中でも政府が将来、東南アジアに原発開発を計画するのではないかと考

えから、地理的に近い西表島が第二再処理工場用地として最も有力と見られているとの情報が伝えられるや、沖縄県民の不安はさらに高まるばかりである。そこで私は、この時点において、あらためて、以下の点に關し、政府の見解を承りたい。

一 核燃料再処理第二工場の立地場所選定に關する調査の進捗状況はどうなつてゐるか。  
二 核燃料再処理工場の適地性について、「自然立地条件」とは具体的にいかなる条件か。  
三 同じく、適地性についての「社会的条件」とはいかなる条件であるか。  
四 用地選定の調査から決定に至るまでの過程に地元住民はどのように関与できるか。  
五 沖縄県の西表島に關し、第二再処理工場問題と関連して、去る三月十六日の予算委員会の時点と現時点において、政府見解に変更があるかどうか。あるとすれば、それはいかなる理由によるものか。

付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出核燃料再処理工場建設用地に関する質問に対する答弁書

一について

核燃料再処理第二工場の立地場所については、日本原燃サーピス株式会社が日本全国を対象として、選定作業を行つてゐるところであるが、現段階において具体的地点を決めるには至つていないと聞いてゐる。

二及び三について

核燃料再処理第二工場の立地の適地性については、建設及び運輸の主体となる日本原燃サーピス株式会社がまず判断することとなるが、その場合に、自然立地条件としては、地質、地形、面積等の土地条件、風向、風速等の気象条件

等があり、社会的立地条件としては、建設時及び運輸時における労働力の確保、地元との関係が円滑に進められること等があるものと考えられる。

四について

核燃料再処理第二工場の立地については、その用地選定から決定に至るまでの間において、日本原燃サーピス株式会社による作業の進展に応じて、政府としては、同社に対して地元の理解と協力を十分得よう指導を行うとともに、政府自らも地元の理解と協力を得るための必要の施策を講ずることとしてゐる。

昭和五十六年十月二十三日

内閣総理大臣 臨時代理 大國時代理

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出核燃料再処理工場建設用地に関する質問に対し、別紙答弁書を送

中曾根康弘

昭和五十六年十月三十日 参議院会議録第八号

第四号中正誤

ハシ 段行 誤

正

三 一 終わり 余く

全く

第五号中正誤

ハシ 段行 誤

正

ハ ニ 終わり 不半期

下半期

第七号中正誤

ハシ 段行 誤

正

七 二 一平 意意

意思

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定價一部  
三三〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五七〇 六代  
〒105